

大蔵委員会議録第十号

昭和五十三年三月三日(金曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君
理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君
理事 保岡 興治君 理事 綿貫 民輔君
理事 佐藤 観樹君 理事 塚田 庄平君
理事 坂口 力君

愛知 和男君 池田 行彦君
石橋 一弥君 小淵 恵三君
大石 千八君 後藤田正晴君
佐野 嘉吉君 坂本三十次君
原田 憲君 本名 武君
村上 茂利君 森 美秀君
森田 欽二君 山崎武三郎君
山中 貞則君 伊藤 茂君
池端 清一君 大島 弘君
川口 大助君 沢田 広君
平林 剛君 貝沼 次郎君
宮地 正介君 高橋 高望君
荒木 宏君

出席國務大臣

大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 稲村 利幸君
大蔵大臣官房審議官 米里 恕君
大蔵省主計局次長 山口 光秀君
大蔵省主税局長 大倉 眞隆君
国税庁次長 谷口 昇君
国税庁直税部長 水口 昭君

委員外の出席者

国土庁土地局土地政策課長 佐藤 和男君

大蔵大臣官房調査企画課長 大竹 宏繁君
林野庁林政部長 後藤 康夫君
林野庁指導部計画課長 下川 英雄君
中小企業庁計画部振興課長 深沢 亘君
建設省計画局宅地開発課長 渡辺 尚君
建設省都市局都市計画課長 海谷 基治君
建設省住宅局民間住宅対策室長 伊藤 茂史君
自治省税務局市町村税課長 渡辺 功君
會計検査院事務総局第一局長 前田 泰男君
大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月二日 辞任

伊藤 茂君 補欠選任 藤田 高敏君
沢田 広君 石橋 政嗣君
宮地 正介君 林 孝矩君
荒木 宏君 寺前 巖君
永原 稔君 大原 一三君

同日 辞任

石橋 政嗣君 補欠選任 沢田 広君
藤田 高敏君 伊藤 茂君
林 孝矩君 宮地 正介君
寺前 巖君 荒木 宏君
大原 一三君 永原 稔君

同日 辞任

大原 一三君 補欠選任 永原 稔君

小淵 恵三君 森田 欽二君
林 大幹君 石橋 一弥君
広沢 直樹君 貝沼 次郎君
小平 忠君 高橋 高望君
同日 辞任 補欠選任 林 大幹君
石橋 一弥君 小淵 恵三君
森田 欽二君 広沢 直樹君
貝沼 次郎君 高橋 高望君
高橋 高望君 小平 忠君

本日の会議に付した案件

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○大村委員長 これより会議を開きます。
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。荒木宏君。
○荒木委員 投資促進税制についてお尋ねしたいと思います。

これは一年に限って、特定機械設備等を事業の用に供するときは、特別償却の適用にかえて税額控除を認める、こういうふうなことで同ってありますが、御承知のとおり、構造不況業種というのがございまして、需給ギャップが大変なものでございます。そこでまずお伺いしたいのは、構造不況業種にもこの投資促進税制が適用されるのか、そういったところの中小企業に対する適用の有無について

初めにお尋ねをしたいと思います。
○大蔵政府委員 今回御審議を願っております案は、ただいまおっしゃいましたように、一つは公害防止でございまして、公害エネルギーというような特定の設備の取得に係るものでございまして、その場合には、取得した企業がどのような業種に属するかという限定はございませんので、理屈で申しまして、構造不況業種でございまして、たとえ公害防止設備を取得いたしますれば税額控除は適用になる。しかし、その期に欠損で税額控除が現実には動かない場合には繰り越せるということになります。

それから中小企業につきましては、機械の限定がございまして、とにかく機械であればすべて適用になります。その中小企業がたまたま構造不況業種に関連しておられて、現実には機械は買っても税額控除が受けられないという場合には、繰り越しを認めるというふうな仕組みでございまして、簡単に申しますと、その機械を取得された企業の所属の業種いかんによって適用されたり適用されなかったりという仕組みでございせん。

○荒木委員 御案内のとおり、構造不況業種では、需給ギャップを解消する手だてをいたしまして、いろいろな方法がありますが、現実には業者の皆さんが寄り寄り相談をいたしまして、あるいは設備の凍結でありますとか、また販路についての協定でありますとか、もちろん独禁法との関係はあります。その適用除外を受けて、需給調整のためにそれなりの真剣な努力を傾けている。つまりその対策の中には、供給が過剰になってきている。もちろんこれは原因はいろいろあります。私そのことをいま申し上げておるのじゃありませんが、そういったときに、皆さんの御説明ですと、投資を誘導するのだ、投資を誘導、促進する税制だ、こうおっしゃる。そういたしますと、まず構

造不況業種の関係の人たちは、いろんな苦勞を重ねて調整をやっておるのに、現実適用になるならぬは別といたしまして、さあ投資をこれに進めなさい、新しい機械設備をつくりなさい、供給をふやそうじゃないかということについて、いささか納得できないものがある。これをどうお考えになりますか。

また、政策的に申しまして、片や特定産業の構造不況業種の対策の法案なども用意をされておりますが、それとの整合性はいかがなるものであろうか。もちろん全面的に端から端まで重なるものではないかもしれませんが、いまの目指す方向、とられておる世間の努力の道筋からしましていかがなるものであろうか、こう思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○大倉政府委員 御指摘のような御意見もございまして、政府の税制調査会では、投資促進税制の採用の可否につきましていふん時間をかけた御議論がございました。ただ結論的に、税制調査会なり、それを受けて政府が御提案しております考え方は、一般的に設備投資が出てくれば、それがかなりの波及効果を持つて経済の拡大に役立ってくれることはだれしも疑いがないであらう。ただ問題はいま御指摘のような、一般的に見て設備過剰という状態のときに、投資促進についてあえて税を政策手段として用いることが有効であるのか、適当であるのかという点であるということでございます。そこでやはり問題は、業種別あるいはまた業種の中でも個々の企業ごとに非常にいわゆる跛行現象が見られるといういまの局面で、どう対応したらよろしいかということであらう。したがって、この機会に税額控除という一年限りの措置で、少なくともいま予定している投資を当面繰り延べようとしている場合には、五十三年度に実施してもらえばフェアであるということも宣言する、あるいは五十四年度以降に予定しているものでも、税額控除があるならば一部繰り上げて投資しようかということもあり得るので、それに対して促進効果をねらおう。しかし同

時に、構造不況業種と言われるものについては、現実設備の共同廃棄なりあるいは設備調整をしないでならぬことも事実であつて、それはそれでまた別途の政策手段で対応していこう。要するにきめ細かく現状のこの状態に即応しながら、しかし、行おうと思つておる部分の投資については促進効果をつけて、何とか投資をしてもうというところで対応しようじゃないかというものが、結論になつておるわけでございます。

○荒木委員 ちょっといまの御説明では、私はそのまゝ素直に、そうですかと申し上げかねる気持ちがあるのですが、投資促進の効果については、これは全般の問題に於いていま御説明を伺つたと思うのです。そのお考え自体について、私どもはまた別の考えがございまして、いまそのことを特に申しておるのじゃございせん、一番最後に局長がおっしゃつた、構造不況業種についてはそれはそれで別途考へてみようというお話、これは確かにそういう手だてもとられております。そのことと本件とが矛盾をしなければ、私は両立はあり得ると思ひます。その立場に立つ限りにおいても両立はあり得ると思ひます。

しかし、端的に申しますと、設備の共同廃棄をやつておるような業種、これは長年手塩にかけて育てた機械を、まるでわが子のように思ひながら、身を削られる思いでハンマーを振り上げて破壊をしておるわけです。そこにもなおかつ投資を進めなさいという税制が適用されるというのは、私はうなずけない。いろんな理屈はありましようけれども、業者の立場、国民の立場に立つて見たときには、一体政府は——もちろん投資促進税制というものは、ここにはまつておる要件の限りにおいて限定されておるましようし、同時に、この要件の限りにおいては普遍的なものなんです。その中には、中小業種の共同廃棄をやつておることも包含されるというお話です。投資をせよと言ふのか、廃棄をせよと言ふのか。たとえば私の日ごろ接しておりますところでは、綿、スフの織物業者。たとえばいま綿、スフは、もう一つ必ずしもよくない

い。いやむしろ悪い。しかし、しゅすは比較的出ている。少し投資をすれば、そつちの方へ行けるということもあります。しかし、おのずから代替性のあるものでして、底が浅い、天井も低いというので、投資を促進すればたちまちそのことが再び需給ギャップを招くということも容易に知られておるわけなんです。あるいはまた、同じような産地にタオルの産地がございまして、綿、スフの方がある一つよくないというので、タオルの方に進出をされるということが、また問題になつておるわけなんです。ですから、そういうことについて、ひとつお尋ねをしておるところに焦点をしばつて、得心のいく御説明をいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 荒木委員のお考え方を突き詰めてまいりますと、繊維業と申しましても非常に多岐にわたると私は思ひますけれども、その中の非常に細分類した項目についてこの種の業種、サブ業種と申しますか、そういうところから属する企業には、今回の投資促進のための税額控除を適用しないんだということにまで行くのかと思ひます。実態的にそういう状況にあるケースがかなり多いであらうということをご否定するつもりはございせんけれども、物の考え方といたしましては、たとえば繊維製造業あるいは染色加工業でございまして、その中で企業ごとには、将来に向かつて、自分のいま持つておる機械を新しい機械にかへたいという希望がないとは言ひ切れないであらう。それを制度的に排除してしまふということが一体いかがであらうかということに尽きるような気がいたします。

それは多分に観念的であるという御批判を受けるかも知れませんが、やはり制度としましては、個々の企業の考え方を尊重して、投資をするという決意を持つ場合には、ほかの業種、ほかの企業と同じ立場に置いておくというの方がむしろフェアではなからうか。特定の業種を細分化して指定してしまつて、この一年間はいいかなる理由があれば、またいかなる目的の設備であり機械であれ、それはほかの業種ならば税額控除があるけれど

も、あなたにはありませんよと言ひ切れるほど、現実の業態の中での過剰の状態、あるいは過剰になつておる機械の種類というものが画然と分け切れるものではないんではないか、私どもとしてはそのように考へて、制度としては両方とも適用し得るようになつておる。制度が併用してありまして、お言葉にございましたように、片方で廃棄を考へなくては行けないというその同じ機械を、その業種の中で、いま税額控除があるからせひつくりなさいということと誘導してゐることには必ずしもならないだらうと思ひます。いかがでございますか。

○荒木委員 私がお尋ねしておることを少し先に引き伸ばしてお答えの前提にされたんですが、私はそういうことを申しておるのではないのです。結論と申しますか、私どもの主張は後で一言触れますけれども、この投資促進税制には、たとへて言へば、そういうところをとりあへてもそれはどの矛盾があるではないかという一つの例として申し上げておるのです。いま投資が進められると支障が生ずる業種、あるいはその中の経営形態といひますか、しかし截然と分けにくいような趣旨の答弁がございましたが、私は実態はそんなものではないと思ひます。

一例を繊維にとりますけれども、アウトサイダー規制というのをいふん協調してやつております。業者が自主的に話し合つて安定法の適用を受けて、そうしてインサイダーだけ何とか相談し合つて助け合つていこう、こういうのですけれども、アウトサイダーにはまたアウトサイダーの言ひ分がありまして、いろいろな業種その他からの転換に伴う生活権の主張があります。そのときに、業者の間でも相当激しい問題になつてきておる。たとえばアウトサイダー投資がこれで適用になることになつて、感情的に見たつて、とうていそれは支持をされる論理ではないと思ひます。幾ら局長がおっしゃつたつて、大変な論議を経て、そうした大変な手順を経て一定のインサイダーに限つた登録制を実施してるときに、なおかつ、いい

悪いは別として、その犠牲において需給バランスが保たれて、そしてそこにアウトサイダーが入っているという現実があります。ひとしく適用されるというこの矛盾が、当事者にとってどういふふうな受けとめられるか。

私は、先ほどの局長の御答弁は、あるいは税のサイドに立った御意見かもしれないけれども、税を適用する実態と総合しての適切な意見ではないということ、私の経験から申し上げることができると思うのです。いまの御説明では、仮にそうした産地で、何党支持の方であらうとも、業者の人が寄りまして御説明になれば、恐らく絶対納得がいかないと思ふ。

御意見は伺いましたから、全体として、これはなるほど皆さんが計算されておりますように、千二百億から八百億引きまして、そうして落ち込みの歯どめ分も含めて四百億の投資促進ブラス効果があるかもしれないと思うのです。だがしかし、それはたとえば電力で見られますように、投資意欲がそれだけにある、大型の、しかも恵まれたそうした業界に主として適用される。冷え切った構造不況の、いま身を削っているかというところは、なるほどミクロで見ますと、多少のことで、新規投資はあるかもしれないけれども、しかし、そのところは恩恵を受けることではないであらう、業界全体として身を削っているのですから。

そういう意味で、局長も跋行性ということをおっしゃったのですけれども、従来の階層間の不公正の上に業種間の不公正をさらに結果として乗せていく税制ではなからうか、こういうふうには考えておられるのです。この点は、恐らく見解の相違になると思ひますので、あえて御意見を求めませんけれども、私どものこの点についての意見をひとつ十分に御留意をいただきたいと思ひます。

第二にお尋ねをしたいと思います、省エネルギーの特定項目というのが掲げてございます。私は、この省エネルギー、エネルギー節約というの

は、国民的課題であると思ひますが、しかし、税制面からこれを取り上げる場合に、もっと大きな網を打つ手はないのか。たとえば輸送機関で、鉄道輸送とそれからトラック輸送というのがあります。これは、エネルギーの消費という点から申しまして、省エネルギーを進めるには、どちらの輸送機関が望ましいというふうな考えていらっしゃるのか。これは主税局長にお伺いするのは必ずしも適切な質問とは思ひませんが、しかし、省エネルギー税制という誘導機能を通してエネルギー問題をさらに進めたいと思ひます。

○大倉政府委員 おっしゃいましたように、私その問題の専門家でも何でもございせんが、燃料課税の議論をいたしますこととの関連で、輸送手段ごとのエネルギー効率についての議論が税制調査会でも行われることがございまして、その場合には、貨物あるいは人の人当りあるいはトン当たりの輸送エネルギー効率としては、それは率直に申し上げて自動車よりも鉄道、鉄道よりも船と云うような計数的な議論はなされたことがございします。もちろん輸送距離によりまして、またいろいろとバリエーションを考へることになるでございします。一般論を申しまして、そのような議論が出ておるといふことはおっしゃるとおりでございます。

○荒木委員 全体のエネルギー消費量につきまして、トラック、自動車輸送を仮に一四とすれば鉄道輸送が一だというふうな数字が提示されたことがありますが、そういうふうな数字を多消費する自動車輸送が、たとえばトラックはたしか物品税がかかっているが、たまたまトラックはたしか自動車関係諸税は、目的税といふことでその輸送基盤である道路整備に使われる。こういうことでありますから、私はむしろ全体として、こうしたマクロ的な省エネルギーの方向に向けての誘導税制、もちろん個々の機械がどうであるとか、個々の企業がどうであるとかという議論もありましようけれども、そうしたことについてこの際検討を

進められるべきではないか、こう思ひますが、これは局長に御意見を伺つて、あわせて大臣に政治的な立場から御見解を伺つておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 おっしゃいますとおり、政策税制全体は、できるだけ縮減合理化をしたいということ、私どももここ二、三年鋭意努力をいたしております。しかし、その中でも新しい角度から政策的な重点に向かって税制を誘導的に用いるということは、やはり許されてしかるべきであらう。そのときに、省エネルギーという観点に立ちましたときに、特定の省エネルギー設備の特別償却を認めれば、万全で片づくというほど問題は簡単ではないといふことは、私どもも重々承知してゐるつもりでございます。

ただし、エネルギーの使用効率としての輸送手段の問題、これは大げさに申しますと、実は総合交通体系の問題でございまして、ここ数年來議論が重ねられておりますが、少なくとも私どもの理解では、はっきりとした全体的なシステムとしての合意ができて上がるというところまでまだ来ないのではありませんか。今後ともその議論を重ねる過程で、私どもがたとえば燃料課税なり車体課税なりという手段の中で、総合交通体系の整備のために何かやるべきことがあるのかどうかを引き続き議論してまいりたいといふのが、ただいまの私どもの立場でございます。

○村山国務大臣 いまのお話は総合交通体系の問題でございまして、これは古くから議論されてゐるわけでございしますけれども、その実態論において、どちらがどういふ場合にいいというふうな一般的なことは出ていないのが非常に残念でございます。

大づかみに申しますと、燃料効率とかそういう点から見まして、あるキロ数のあれを前提にいたしますと、大量輸送にはトラックよりはやはり鉄道の方がよろしいというふうなことが一般には言われるわけでございまして、だから、いま言っておりますのは、大量輸送、それから近距離、そ

れから定時性、こういったことが一般に言われております。しかし、今度三全総でも言われておりますように、またそれに対して、いや、あれはうかつにやると、需要が伴わないときには大変な赤字が出てしまふ、だから、効率だけでもって事を論じては、経営の立場から言つて非常に赤字が出るということがございまして、いまの国鉄の再建問題につながるような話になるわけでございします。したがって三全総では、この前のときのような鉄道というもののよりも道路の方に少しウェイトがかかった答申が出てゐる。それだけわれわれ見えておりました、この問題はまだまだ実態論として確立してない問題じゃなからうかというふうな考へてゐるわけでございします。

この問題がもしはつきりいたしましたら、そうして特定の輸送機関について、税制の面でも許される限りの何らかの措置を講ずべきであるというふうなことがありますれば、そのときには税制も考へてみたいと思ひますけれども、現在の段階ではまだそこまで税制の面が先走つていける段階ではないのではありませんかというの、率直な私の感想でございます。

○荒木委員 税制は自助であるといひますが、誘導手段であるといひますが、そういう趣旨の御答弁をいただいたのでありますけれども、そうしたことなど積み重なつて、かつて私どもも指摘をいたしました、企業の資本金階級別の逆進と申しますか、あしたアンバランスの姿なども出ておると思ひます。一番大きなところでのそうした議論が実は中心課題であらうと思ひます。その点は、時間の関係もございしますので、問題提起にとどめておきたいと思ひます。

このたびの特別措置の整理合理化ということ、先般も同僚委員の質疑に対して、整理件数、それから新しく加わつた件数などの御紹介がありました。私はその中で、ここに海外投資等損失準備金、海損損の中に、使用済み核燃料の再処理の海外委託に係る特定価格の追加掲記がありますの

で、これを一言伺っておきたいと思うのです。

これは委託先がイギリスとかフランスとか、先進資本主義国でありまして、しかもその民間企業ではなくて公社であるというふう聞いております。そうだとしますと、技術的にはいろいろない方がありますけれども、社会的にまた国際関係において、法律的に投資のいわゆる危険度あるいは損失度というものは、後進国の政情不安なしかも相手の経営基盤、法的性格の不明確なところと比べると格段に様相が違うのではないだろうか。かつて海外関係の準備金関係で先進国と後進国と分けて処理をされた事例もありまして、そうした点から、新しく追加をされたということは納得をすることはできませんけれども、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 今回の追加いたしました分の債権の性格につきましては、荒木委員おっしゃいましたとおりでございますが、今回追加いたしました理由は、事のよしあしを別にいたしまして、現実には結ばれております契約が、一方的に委託側でございまして、こちらの電力会社のリスクになってしまつておる。つまり、俗っぽく申しますと、再処理が何かうまくいかない場合にはこの委託金を返してくれましてというならばよろしいのでございまして、そういう場合にもう返つてこないという事でございまして、その意味で、通常の資源開発のための海外投資と同程度のリスクを税制上認めることも妥当ではないかという判断をしたわけでございます。

○荒木委員 その場合に、それは電力企業が自己の危険負担、責任において契約をしたということは一つ言えると思うのです。同時に、そうした海外に委託をする、かまどの灰の処理をよそさんに任せるといったようなことを、国として援助をして奨励をするのか、あるいは自前で行くという方向に誘導していくのか、政策選択の問題もあると思う。

もちろんこの問題については、かねてから日米の交渉もこれあり、原子力開発における技術上の

問題も多々絡んでおりますけれども、しかし少なくとも税制のサイドから見ると、資本の上でもかつ経済力の上でも、日本で指折りと言われる電力企業がみずからの責任、危険負担においてやつたことについて、しかも政策的によそに任せておきなさい、委託をしなさい、お任せをしていくんですというところが、果たして税制誘導という形で国家がこれを援助し、しかもその減税における他の犠牲があまりから、そういったことの上で容認されるのかどうか。その点、先ほどの御説明では私は納得ができませんと思うのです。

○大蔵政府委員 大変むずかしい問題であると思ひますけれども、これまた私、専門家でございせんが、私どもの理解しております限りでは、やはりこの再処理は、国内で処理し得る限度を超えている部分であり、それは英仏の燃料公社に委託して再処理する方法しかない、しかも再処理そのものはどうしても必要であるという前提に立つて物を考えているわけでございますが、その場合に、その委託金に関するリスクが、いい悪いを別にしまして、一方的に委託側が負わなければならないという実態があることも事実のようでございまして、仮にいまこれを海外投資等損失準備金という形で準備金積み立てという処理を認めておきませんと、観念的に申しますと、将来うまくいかなくて全部それが戻つてこないときには、これはいわば当然損金になってしまひますが、一時に損金になってしまひますと、その期の収益に大きく影響して、ひいては電力料金がごたごたするとかという性質の問題でございまして、考え方としては、御批判のような角度も私わからないわけではございませんけれども、やはりその再処理のめどをちゃんとつけておくということが必要であり、そのためにいま考えられる知恵としては、英仏の燃料公社に不利な条件を忍んででも委託せざるを得ないという状態を前提にしておると私どもとしては理解しておるわけでございます。

○荒木委員 私も、電力問題あるいは再処理の委託問題は決して専門家であると考えておるわけでは

ありませんで、そういう点から言いますと、その問題についての税制サイドでの議論にしかすぎないわけなんですけれども、しかし、電力企業がいま為替差益で大変なもうけをしているということは公知の事実じゃないでしょうか。しかもそれによつて電力料金を下げるのじやなくて、今後の値上げをできるだけ延ばすようにしますというところで中へ抱え込んでおるわけなんです。世界一高い電力料金を認可をされて、そしていかなる状態にあるうとも、適正利潤率ということで原価計算上利潤を保障されている仕組みにある。そういった力もあり、いまや為替差益でうんとため込んでおり、もうけておるところが、そうしたリスクを伴う契約をするからといってこういう制度の優遇を与えることが、この財政危機のときにおいて国民的な納得を得ることができるだろうか、私が提起しているのはそういう点なんです。

特に、いま料金との関係でちょっと触れましたけれども、原価計算の仕組みは料金認可の中できちんと決まっています。そこには御承知のように、税法でいろいろ決まっておるようなこういった特別措置はほとんどその中には入っておりません。もちろん企業会計上、対株主の関係であるいは対債権者の関係で、公正妥当な企業会計原則に基づく会計処理がなされるのは、これは一面妥当する面があると思うのです。だがしかし、国が関与する面において、料金についてはこういう原価計算で、これで利潤が保たれてきつちつといけるということでも中身も調べて、アップバリミットも決めて、なおかつそれで再投資も利潤も保証し、配当もできるといふふうになっておるときに、それ以上に同じく国が関与する税金の面で、これは電力会社ですが、従来のさまざまな準備金や特別の措置の上にまだ加えてこういうものを設ける必要があるだろうか。国民のコンセンサスといひますか、財政危機だからといって物価調整減税すら拒否されておるときに、そういうことが理解と支持を得られるだろうか。これは技術的な問題も絡みますが、私はそういう社会常識的な意味で、また政治的な

意味で、そういう問題提起をする国民に財政当局の責任者として大臣に御答弁、御説明をいただきたい。

○村山国務大臣 なかなかむずかしい問題とは思ひますし、また、これが人によりましていろいろな考え方があると思うのでございまして。

現在好況あるいは不況、そういったところに焦点を当てて個々の税制について、たとえば好況のものについては部分的には合理的ではあつてもそれはやめるとか、そういう税制の組み方を考えるかどうか、どうもその基本的な考え方の違いじやないかと思うのでございまして。為替差益があることはもうよくわかつておるわけでございますが、その部分は当然法人税でもらつておるわけでございます。業種によりあるいは個々の事業によりまして、あるときはよくあるときは悪くなる、こう私は思つておるのでございましてけれども、やはり税制としての現在の考え方は、そういうものをグローバルにとらえて、そして、それだからどここの会社あるいはどここの業種には適用しないというふうな日本の税制の仕組みではございせん。恐らく各国でも、やはり税制は同じようにそれ自身の政策効果、そういったものを考えているのではなからうか。当然全体の仕組みの中で税の公平が保たれる、あるいは全体の仕組みの中で政策効果が出ていく、こういう考え方ではないだろうかと思ひます。

したがしまして、この問題についてはこれ自身の問題として、いま言ったようなリスクのあるものはそれを見ることがいいことかどうかというふうに行現行税制では判断すべき問題ではないかと、私の感じでございますが、私はそのように思つておるわけでございます。

○荒木委員 立場、物の見方の違いということも大いに絡んでございまして、私はエンドレスな議論ということは、国会質疑の関係もありますから、お考えがはつきりすればそれはそれで、また別途政治的なそれぞれの評価の場があるわけですから、おきたいと思ひますけれども、ただ、投資促

進税制といひ、あるいはいま申ししております海損といひ、財界と言ひましようか、あるいは大企業関係の人たちと言ひましようか、そういうところから提起された税制については、今回いろいろと財政危機の中でも採用されている。もちろん景気浮揚とか、当面のそれなりの政策目的、選択の基準といふことは示されておりますけれども、しかし、その基準そのものが国民の要求には非常に厳しいといふことを、私は今回の提案を見て痛感しております。

そういう関連でもう一つお尋ねをしておきます。

土地重課税の緩和の問題であります。これはいろいろ御説明も伺ったところでありますが、適正利益率を通正価格にまで緩和することによって、土地の供給を促進するといったようなこともあるようであります。ほかにも理由はいろいろありますけれども、私はこういうふうに思うのです。土地の売却価格、それからその売却による利益に対する課税、それからコスト、不動産業者の土地供給に向かうかどうかという動機といふことが要素は、値段がどうかであるか、税金がどうかであるか、コストがどうかであるか、税金がかかるか、こうしたことが判断の対象になるかと思うのです。しかしながらその場合に、たとえば不動産業者のいまの経営の実態をみますと、売上高に対する借入金比率は、三井不動産が二七・三、三菱地所が三八・〇、東急不動産が一六・六、住友不動産が二九・九、ほかのいろいろな業種に比べても非常に高いといふますが、これは御承知のとおりと思ひます。三菱商事は一四でありますし、松下電器は三、日立は三・〇。したがって、売り上げに占める支払利息と割引料の比率もまた、先ほど挙げました他業種に比べて十倍から数十倍ということに上っております。

そういう点から見ますと、金融コストといふものが不動産業者にとっては一番大きな圧迫要因になっているんじゃないか。これは数字を挙げるまでもなく、平たい言葉で借り入れが十兆円とか七

兆円とか言われまして、今度の土地税制緩和が不動産企業の金融コスト、金利負担の圧迫を軽くしてやるものじゃないか、結局はその肩の荷を軽くするところが一番のポイントになるんじゃないかと世間からも指摘されているところでありましてけれども、そういうふうなことで、この点も、土地供給の増加に結びつく、あるいはまたこれによつて土地問題の解決に大いに寄与するといふことは必ずしも確証がない。むしろはつきりしているのが、大手不動産業者が金利負担の点で助かるというところだけがはつきりしているという指摘がありますが、主税当局の見解を伺つておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 今回の土地譲渡益重課制度の部分的な緩和は、おっしゃいますとおり、優良な宅地供給の場合に限られておるわけでございまして、優良な宅地供給の場合にいづゆる二〇％の特別の課税を行わない、その条件の一つが、従来は適正利益率要件であつた。しかし、この制度をつくりました後で国土利用計画法ができ、動き始め、適正価格要件による指導というものが定着し始めておるので、いわば二重規制になっておるから、優良宅地の供給に関して二〇％の特別の課税を行わない条件としては、現時点においてはもはや適正価格要件に置きかえることで十分ではないかという問題でございまして、このことによつてデベロッパーの金利負担が軽減されるというような効果は、直接にはないわけでございまして。

もちろんこのことによりまして、従来適正価格以下であるけれども、適正利益を超えるので売り渡つていたという部分が、現実にはマーケットに出てくることを期待しておるわけでございまして、そのようにしてマーケットに出てまいりますれば、売れた分に対する金利の負担はそこで終わる、結果的にそうなることは事実でございすけれども、金利負担を軽減するためにやったということではない、その点はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○荒木委員 適正価格が一定の法律上の要件に基

づいたものとして決められておりますけれども、しかしさりとて、適正価格に合致していないといふことで発動された事例は一度もないわけですね。中止事例はない。そういうふうな点から見まして、その適正価格なるものが果たしてどういふふうな水準のものであるかといふことはまたいろいろな点から議論のあるところでありまして、私はこの点についても、先ほど申しましたような一連の今回の特別措置法にとられた諸措置とともに、この内容には納得できないといふことをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

時間が大分迫つてきましたので、特に法案の内容に直接関係するわけではないのですが、ちょうど三月十五日が確定申告の締め切りでございまして、それまでに本委員会でも行政面一般質疑の機会がありませんので、この機会をおかりして、税務行政の面で一、二追加してお尋ねしておきたいと思ひます。

税務相談についてお尋ねしたいと思ひます。

これは私の方に連絡があつたのですが、岸和田の税務署から、相談についてのお知らせという御案内の文書が参りました。あなたの相談について、相談担当者を某税理士と決めましたので、後日御連絡が参りますから相談してくださいという通知が参りました。続いて何かし税理士さんから、記載相談日を何月何日何時と決めましたので御相談にお見えください、こういう案内が来たわけですね。この通知を受けた人は、納税相談については日ごろから親しくいろいろと相談しておる向きもあり、どうして面識のない、こういう担当者と称される方から、日時、場所を決めて御案内があつたのか不審に思ひまして聞いてみましたところ

が、実は税務署の方から通知した相談に出席の悪い人、その一覧カードをもつたのだ、そのカードに基づいて御連絡をしたのだ、こういう説明でございまして。そこで納税者として、税務署の方で納税相談をなさる、あるいは苦情の受け付けをなさるといふのは、これは所掌の事務であ

りますからもうともだと思ひますけれども、それが自分の信頼関係に基づいて相談をする専門家なりあるいは担当者がいるわけでありまして、また、そういう筋合いのものだと思ひますが、一方的に出席が悪いからといって氏名を通告されて、そして民間の団体あるいはそういった事務所から通知をもらうといふのは、どうも釈然としな

いという話でございまして。

この案件については、御連絡もしてありますので、事実関係を含めてひとつ得心のいくように説明をいただきたいと思ひます。

○水口政府委員 ただいま岸和田税務署の件がお話に出たわけでございまして、先生御承知のように、現在われわれ税務行政の方におきましては、申告納税制度ということで、記載指導に非常に力を入れておるわけでございまして。

そこで、この記載指導につきましては、税務署もみずから記載指導を行いますが、最近では、むしろ税務署がやるよりも各種の民間の団体にお願いをしてやっていただくという件数が非常にふえているわけでございまして。ただいまお話しした日本税務協会でもやっておりますし、それから商工会議所、商工会、そういうところでもいろいろ行つておるわけでございまして。

そこで、日本税務協会の記載指導でございまして、税務署といふいろいろ相談もいたしまして、それで日本税務協会の方から税理士さんに対して記載指導の依頼をする、対象者に対して通知をする、こういうことをやっておるわけでございまして。したがって、まだ岸和田税務署の件につきましては詳細は聞いておりませんが、そういうこととこの一環で納税者の方に御連絡を差し上げたのではないかと考へております。

○荒木委員 それは部長さんためです、税理士事務所の担当者の方からちゃんと税務署からもらったと言つておるのだから、税務署からカードを持ってきた、こう言つておるのですよ。それで納税者としては、そうか、税務署はそんなカードを民間の税理士さんの事務所に戻すのか、それじゃ

カードを回したらそこに私の申告額や何か書いてあるのか、一体何が書いてあるのか、こういう疑惑を生じているというのです。

ぼくはいまそのなされたことがいいとか悪いとか言っているのじゃないのです。納税者の間に卒然と生まれて広がっているこの疑惑に税務当局はどうお答えになるかと聞いているのです。はつきり本人がここに判を押してあります、この人が税務署からカードをもらったのです、こう言っているのですよ。これはきのう改めてまたもう一度申しておるはずですから、ここに判を押している人に聞いてもらえればすぐわかると思うのです。

一般的に、協会に頼んでおきますと、それは協会が相談をやりますから来てくださいますと看板を出すのはいいでしょう、あるいはチラシを配るのも場合によってはこれはいいかもしれません。だがしかし、個人の名前を、この人は出席が悪いのだ、こう言って事務所に渡して、そして呼び出して相談してください、これはもうひとつすっきりしない、国民はこう言っているのです。

○水口政府委員 まだその詳細を聞いておりませんので、出席が悪かったから日税協にお願ひしたかどうかははつきりいたしません、先ほど申しましたように、日本税務協会において記帳指導をやっていた場合に、いろいろ税務署とも連絡があるわけでごさいます。そこで税務署といたしましては、たとえばこういう方について日本税務協会の方で記帳指導をやっていたかという希望がございます場合には、その氏名であるとか住所であるとか、そういったことは連絡をいたしておるわけでごさいます。

○荒木委員 これをうやむやにしますか、それとも調べて報告していただけますか。

○水口政府委員 なお詳細をよく調べてみたいと思ひます。

○荒木委員 報告をしていただけますか。

○水口政府委員 調べた上で報告をいたします。

○荒木委員 部長のお話ですと、納税者の氏名、住所その他、当該管内の納税者を全部知らせるの

か、あるいはそのうちビツクアップして知らせるのか、いろいろあるかと思うのです。知らせる内容もいろいろあるかと思うのです。しかし、公務員が全く関係のない民間の人にそういうのを知らせて、当然だといふふうな趣旨の答弁だったと思うのです。全然疑念がない。守秘義務とか、公務員の行動についてはいろいろな制約があることは御承知のとおりですけれども、ですから、報告をいただいた上で、私は改めてその点も含めて質疑をしたいと思いますので、これはもちろん本日はありませんが、ひとつ委員長にもこれは御留意を願っておきたいと思ひます。

関連いたしまして、いま相談という御説明がありました。税務署の機能は、相談だけでなく、苦情の受け付けというのもあるように聞いております。大蔵省の組織法ですか、設置法によりまして、税務相談とそれから苦情の処理ということがあるようにございまして、この「国税庁二十年史」というのを見ますと、昭和二十八年ごろには、苦情相談の趣旨を徹底させるために、ラジオ、新聞等を通じて積極的に広報宣伝、大いに努められて、商工会議所、それから役場、学校の協力も得て積極的な施策を講じた、二十九年七月には苦情相談所事務規程を制定した、こういう記載がございまして、昭和二十八年の記録を見ますと、税務相談は七十二件で、苦情の処理は七千九十七件で九十九、つまり、外部から税務署の方にひとつ話を聞いてくれと言つてこられた方たちの、相談は百分九十九です。これは物の見方によりまして、その後事務処理が改善をされて苦情は減つたんだ、こういう見方も恐らく私は成り立つかも知れぬと思う。しかし同時に、いま苦情の受け付けもやりますよというところはほとんど世間に知られてなくて、もっぱら、先ほどはがきでも申しましたですが、大体相談一本やりであります。

したがって、この苦情がオープンな公正なルールで処理をされないで、だんだん沈滞するといひますか、それがいろいろなインパクトを生じてくる。私は、やはりこの相談と苦情処理というのは、

法律のたてまえからしましても二本立て、車の両輪という面があるかと思ひますので、そういう点でひとつ相談とあわせて苦情処理の仕組み、それから取り組みを充実するように進めていただきたい。そうすべきではないか、こう思ひますが、見解を伺いたいと思ひます。

○谷口(昇)政府委員 ただいま先生の御指摘がありましたように、私も税務行政では、申告納税制度でございまして、一方では納税者の方々に對しまして、その申告が確実に行為されますように、適正に行われますようにいろいろお願いをしております。同時に、その場合に私も、出てきました申告に對して、たとえば調査という形で更正をさせていただく場合もありますが、基本的に、指導でやるとかあるいは広報でやるとか、そういう機能を通じて、できるだけ適正な申告が出るようにお願いをいたしております。同時に、国税庁の立場といたしましては、ただいま先生から御質問がありましたように、一方において広報し、指導する、他方、納税者の方から相談がありましてあるいは苦情がありましてときには、積極的にその相談及び苦情をお聞きしてそれに対処していく、こういう姿勢をとっております。

御案内のとおり現在、各国税局には税務相談官を置いております。さらにこの税務相談官は、主要税務署にも国税局の分室という形で配置をさせております。そういうところで、税務相談あるいは苦情というものの処理に専念させております。なお、その相談官以外にも、五万の職員がすべて、苦情とかあるいは相談がありましたときには、親切にいろいろお答えするようにという趣旨で指導をしておるつもりでございます。

○荒木委員 いまお話しのように、大蔵省の組織規程でも、税務相談官は相談に應ずること、それから苦情を処理することとなっております。ところが、文書の宣伝にしても、あるいは最近のはばりだとか旗なども立てておやりのようですけれども、相談はあるのですか、苦情を言つてくださいますか、これは見当たらぬようですね。私もちょっと

気をつけて見えますが、苦情の申し立てを言つてくださいますか、これもひとつPRをしなければならぬじゃないか。これははつきり答弁をいただきたいと思ひます。苦情の処理を税務署として責任を持って進めます。

○谷口(昇)政府委員 荒木先生の御指摘を待つまでもなく私も、税務に関する相談がありますとか、あるいは税務に関する苦情がありますことについては、積極的に対処をしていくという姿勢をとっておりますので、御案内と思ひますが、たとえば封筒であるとか、あるいはテレビで私どもが出演した場合にも必ず、税務について何か苦情ないし相談がございしますならば、税務署あるいは相談官の方に申し出てくださいますことをお話をし、必ず電話番号などもお知らせしておる、そういう体制をとっております。

○荒木委員 最後に、職員の方の健康問題について一言お尋ねをしておきたいと思ひます。

東京国税局で、本年に入ってから死亡された職員の方は何名でございましょうか。

○谷口(昇)政府委員 五十三年一月一日から三月三日までと言われるとちょっとわかりませんが、けれども、五十二年四月一日から三月三日現在で三十名の死亡になっております。

○荒木委員 私は、国税職員の方々の組合の方で調査をされた資料をもらったのですが、局報によりますと、五十二年は十二名でございまして、五十二年は二十二名、五十二年は十二名でございまして、二月二十八日までで十名でございまして、六日に一人の人が亡くなつております。特に本年に入りまして、いろいろ徴税体制での残業、時間外、それから体の調子が必ずしもよくない、しかしなかなか休めない、こういった事態が続いておるようでありまして、このビラを見ますと、「一人の死者も出さな」というふうな見出しになっておるのです。私は非常に悲しいことだと思ひます。労働条件の向上だとかいうことを言う以前の、人間としてせめて生命が保たれるようにしてくれ、こういった要望が機関紙に出てくるというふうなことに

そこで、当庁といしましては、こうした状況を踏まえ、病気の早期発見でありますとか早期治療だとか、こういう職員の健康の維持増進には從來から力を注いでおりますが、人事院規則に定められました健康診断の基準以上、これはたとえ

答弁内容を聞きまして、これだけのことをやって
おると得々とおっしゃるその心根が――私は人の
命の重要さということについても少し真剣に考
えていただきたい。私は、皆さんが何もしていな
かったとか、していることが間違った方向だとか

時に土地税制の問題、この三つについてのうちの二つは、総合課税については、若干の検討の余地がある、しかし、医師優遇税制については少なくとももう一時期は来ているんだ、きわめて遺憾である、こう

組みを現行のまま維持すべきであり、宅地供給の促進あるいは土地利用の効率化という角度からの手直しが必要であるとしても、それは必要最少限にとどめるべきである。」という答申をいただいたわけでございます。

今回御審議をお願いしております土地重課制度の改正も、まさしくこの答申の線に即して御提案をしておるつもりでございます。と申しますのは、基本的枠組みというものは全く変えていないわけでございます。ただ宅地供給の促進という角度からの必要最小限の手直しをお願いしたいという趣旨でございます。

○沢田委員 医師優遇税制については答弁がありませんでしたが、これもあわせて聞いているわけでありまして、これもまことに遺憾であるところとわが指摘をされているわけでありまして、自民党の方の党内事情によってこれを五十三年度中に結論を出す、こう言われていると聞き及んでおります。しかし、この五十三年度という言葉は、三月末という意味だと思ふのです。と仮定しますと、来年の一月からの税制の暦上の年からいいますと、来年度に何らかの改正をするすれば、一月一日以前にそれ必要な準備ができる必要性があるのだと思ふのです。言うならば帳簿の問題であるとか、領収書の問題であるとか、あるいは備品の台帳の問題であるとか、そういうものが当然伴ってこなければならぬと思ふのであります。ですから、五十三年度中というものは、言うならば今年度でなければならぬと思ふのであります。その点もあわせてひとつお答えをいただきたいと思ふます。

○大倉政府委員 社会保険診療報酬課税の特例につきましては、税制調査会は累年にわたってその是正方を強く答申しておられます。私も税制を担当しておる立場の者としていたしましては、何とかこの改正をできるだけ早くお願いしたいというところと関係方面に終始要請を続けてまいっておりますが、五十三年度の税制改正に關しましては、自由民主党の方で、現在の特例は五十三年度限り存続させる、それ以後については適正な措置を別途検討するのだというところをお決めになりました。現在の特例を五十三年度限りの存続というようにすること、いま検討が進められておるというふうに承知

しておりますので、政府といたしましては、自由民主党のそのような検討の推移を待ちながら、政府側としての適切な措置の研究を進めてまいりたいというふうな考えをおるわけでございますが、五十三年度まで存続させるということが法律的にどういふことになりますか、それは現在、自由民主党の中で研究しておられる問題でございます。で、私から余り先走っているところを申し上げることは差し控えたいと思ふますけれども、ただいまの御質問の御趣旨に即して申し上げますと、この特例は個人、法人両方に適用がございまして、

恐らく自民党がお決めになりましたのも、五十三年度というのをそう法律的に厳密な意味で使っておられるのではないだろうと思ふます。したがって、法人については五十三年度——法人の五十三年度というのも、実は詰めていくと非常にむずかしいのでございますけれども、大体常識的に五十三年度と思われる事業年度ということでございます。いまいし、個人の場合には、それに対応して五十三年分所得税というふうな考えられるというのが、つまりあの公式に自由民主党の税制改正大綱で決まっておられる文章を法律的に翻訳いたしました場合には、一番素直な考え方ではなからうかと思ふます。

その意味では、五十三年分までの所得税はいままでどおりである、五十四年分以降の所得税については別途の措置が講ぜられるというように私どもとしては理解しておるわけでございますが、さて、この五十四年分についての別途講ぜらるべき措置の内容というものは、まだ詰められておらないわけでございますけれども、その内容を五十四年分以降に適用するための所要の法案というものは、五十四年度税制改正を審議していただきますことしの暮れに召集される通常国会に提案されるというところで法律技術としては間に合う。つまり、いまの通常国会でなければ間に合わないということではなくて、ことしの暮れに召集される通常国会に何らかの改正案が提案されれば、それで五十四年分以降の所得税に適用されるという法律関係

には問題がないというふうに考へます。

○沢田委員 これは自民党の党籍を持つ大臣に聞かなければ、事務当局から聞いても意味はない。いはば話にならないのでありまして、大臣としては、党内の意思の決定としてこの五十三年度に打ち切るというところは、いま言ったように一月一日から新しい制度に変わるとすれば、帳簿書類その他は事前にある程度の予告期間を置いて、それぞれ制度の内容を告示をしたり、通達で出したり指導したりしなければならぬだろうと思ふのです。いま十二月で間に合ふなんて言っておりますけれども、それこそ家族でやっている人なんかでは、果たして帳簿をやる人をそれから採用して間に合うのかと言へば、これは間に合うわけはないのです。それから、せめて半年ぐらい前に予告するということとは、当然の行政指導の一環だと思ふのです。ですから、いま十二月と言われているのは若干無理のある話であつて、当然その前の段階で、これは五十四年一月一日からはこう変わりますというものが指導されなければならぬだろうと思ふのであります。中身の問題は別といたしまして、そういうことに対して、ただ五十三年度中は、五十三年度中はどういう文句だけで国民が納得するわけはないだろうと思ふのであります。その点ひとつ、これは自民党の閣僚の一人としてお答えをいただきたいと思ふます。

○村山國務大臣 いまの話も、非常に事務的な間に合うかどうかという話になります。一方は年分課税でございますし、一方は事業年度課税でございます。ある期間でございますから、ですから、帳簿その他は十分に間に合ふと思つておるわけでございます。

○沢田委員 ただ、お医者さんの中にも、お医者さんというものが世の中の一番悪いものの標本である、言うならば悪税の最たるものはお医者さんである、こういう汚名を着ながら商売をしているということもきわめてつらいだろうと思ふ。これを称してひいきの引き倒しと言ふのです。結果的にはお医者さんの中でも、一般の青色であるとか法人団体の申告であるとか、十分それでいいという意見の人も多いわけですから、ひいきの引き倒しみたいになつてやうなやつもつたつて、かえつてそのことが、その他の税あるいは税全体に対する信頼感あるいは政治に対する不信感というものを助長するマイナス面というものを考慮に入れないで、この問題を考えないわけにはいかないだろうと思ふのです。

その点からもこれは要望として、大蔵大臣から、今回提案しなかつたことはなほ遺憾——私も含めて遺憾だと思ふのでありますけれども、その優柔不斷さが今日の景気の後退を招いたというところにもなるのだと思ふのであります。苦言を呈しておきまして、次の問題に参りたいと思ふます。

租税特別措置法というのは、言うならば今日の課題で言へば、内需の拡大の要請というのに対して政策手段であると私は位置づけるわけでありまして、その点についての見解を簡単に聞かせをいただきたいと思ふます。

○大倉政府委員 一般論といたしましておっしゃるとおりでございます。租税特別措置法というのは、各税法の本法に基いておきます原則の特例を設けまして、場合によりましては減税によって誘導効果を持ち、場合によっては増税によって抑制効果を持たせて政策目的に役立たせる、それが景気拡大である場合もあり、そのほかの個別的政策目的である場合もある、そういう性格のものであると理解いたしております。

○沢田委員 そうして、政策の手段であるということになれば、いわゆるその租税で行うことが有効なのか、あるいは補助金等によって賄うことが

有効であるのか、あるいはほかの行政指導という
ようなものによって行うことがいいのか、こうい
う判断にやはり求める基礎が一つあるだろうと思
うのであります。必ずしも租税特別措置法がすべ
てではないというふうにも受けとめます。また、
租税特別措置法全体に向けて政策の目的が現在の
段階において合理的なのかどうかということも、
これは問われている一つだと思ふのであります。

そういう意味において、きょうは主として土地
の税制の問題をとらえていきますけれども、そう
いう意味においての政策目的というふうなものか
ら非常に不合理である。それから、手段として
これを租税の方で優遇措置をとるということには有
効でない。そして、公平を害してもメリットがあ
るという分野があるかといえ、公平を害してデ
メリットが出てくる、こういうことだと思ふので
す。そしてまた、もう一つの税の基本であります
大企業に偏しないかという、これが大企業に偏
する、こういう一つの結論が出てくるわけであり
ます。その政策目的が合理的なのか不合理なの
か、手段として租税が有効なのかどうか、あるい
は公平を害してもそのメリットというものが出
てくるというのとはどこにあるのか、あるいは大企
業に偏しないか、こういう一つの意見に対して、
今日の租税特別措置法があるわけでありまして、
特にこの土地の税制について、以上四点について
のうちの第三点と第四点、公平を害してもメ
リットがあるという点はどこにあるのか、それか
ら、大企業に偏しないかということについてはど
う答えられるのか、その点ひとつお答えをいただ
きたいと思ひます。

○大倉政府委員 御質問は、今回の土地重課制度
の部分的な改正に關してだと思ひますが、そうで
あるといたしますと、おっしゃいました表現の中
での第三点は、現在の土地重課制度というものは優
遇ではなくて抑制でございまして、その抑制を部分
的に解除しようというものでございまして、したが
いまして、部分的に解除することによって何を政
策目的としておられるかと申しますと、これ

は優良宅地の供給がそれなりにふえてくれるとい
うことを期待しているというのが政策目的でござ
います。

おっしゃいました第四点、大企業に偏するので
はないかという点は、私どもは必ずしもそう考え
ておりません。全体が抑制的な制度でござ
います。今回これを部分的に解除いたしますそ
の実質は、むしろ俗な言葉で申しますと、中小規
模のデベロッパーがこれによってある程度宅地供
給に出てきてくれるかということでございますし
て、大規模のデベロッパーは、今回の改正がある
から土地がふえたと、今回の改正がなければ土
地が売れないとかいう状態ではございません。

○沢田委員 わざわざほかの国土庁、建設省も呼
んでおられるわけでありまして、こちらへも質問し
ておきますが、いまの言われた点で二、三反論を
して明らかにしておきたいと思ふのであります。
昭和二十年から、これは読み上げていきますと
大変なものであります。昭和二十年当時が十三万
戸程度です。それから昭和二十九年あたりが十
八万程度であります。それから昭和三十一年、六年
が三十七万戸程度であります。昭和四十年で六十
万戸程度の建設です。それからピークになりました
昭和四十五年で百四十万戸、四十八年が一応山
にきて百五十万戸、四十九年は九十一万戸、五十
年度が九十四万九千戸、こういうふうな、一番最
初は十三万一千戸、二十年の場合、三十六年の四
十万、これも余り変わりがないのであります。そ
してこの五十年、合計二百八十四万四千戸が二
十年から今日までできてきているわけでありま
す。

もちろん増築とかそういうものはあるだろうと
思ひますけれども、現在の国民の勤労所得者数大
体三千万、二千五百万とか三千万とか言われてお
りますけれども、大方三百万戸いまだ不足をしてい
ると思われるわけでありまして、木造家屋で三
十五年の耐用年数があると仮定をいたしますら
ば、いま言ったような住宅というものの受けざら

といひますか、受け入れる態勢というものは、核
家族化によって生まれ出る人口数というものは、
いま言われた三百万と言われている数字だと思
うのでありますけれども、そういうことで考えてみ
るならば、何もこの土地税制をこゝであえて変え
なくとも、現在のところ九十四万九千、異常に景
気が悪いとか言ひながらもそれだけの民間住宅が
自力で建設されている、あるいは年度から見れば
逐次これは上昇している、そういうことから見て、
これをあえて税制の中に含める必要はないので
はないか、こういうことが一つ言えるわけであり
ます。

でありますから、もう一つ言つてしまひますが、
具体的に言ひますと、三井不動産は鴻巣に坪五千
円で土地を買つておられます。西武は滑川村にや
はり五千円で買つておられるわけでありまして、京浜急行
も、横浜であります、八千九百円、それから横
須賀でも三千三百円、三浦で八千九百円、東急が
これまた千八百円で、高麗川が六千九百円、京成
は、市原で三千八百円、龍ヶ崎で二千七百円、こ
ういうふうに買つてあるものが眠つておられるわけ
です。こゝで適正価格といふものに変えることに
よつて、今日の価格、国土利用計画法の価格に
変わることによつて、少なくとも十倍から近い金額
に変わっていくことは間違いない。

東武が持っている土地が千七百七十七万平米、二百
五十六億で持っている。三井は千二百三十三万平米で
百九十八億を投資してきている。東急は千七百五十
万平米で三百四十三億をかけてある。西武は七百五十
万平米で百十六億、京浜、これは京急興業であ
ります、六百五十九万平米で百七十五億、京成
電鉄は八百六十九万平米で二百五十億、三業地所
が百二十万平米で五十九億、合計五千五百四十八
万平米で千三百九十七億がこの当時に買い占めら
れた土地として存在しているわけですね。

これが変わったならば、当然この価格というも
のは適正価格、適正利潤は六%、あるいは四%の
一般事務費、それを加えて一〇%、こういうこと
によって、適正利益率で二七%を限度とする、こ

ういうことになつておられるわけでありまして、け
れども、しかしながらこれが適正価格になれば、必
然的にいまの土地公示価格に比例していくことは
間違いない。たとえば年利六分と計算をしてい
たととしても、あるいは八分と計算をしてい
たとすると、その金額にはならないだろう。これをどう解
明されるのか。また、私が言つた、そのメリットは
あるのかどうかということ、大企業に偏しない
のかという、こういう質問に対する回答として、
ひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○大倉政府委員 幾つかの点を御指摘になつたわ
けでございますが、まず、住宅戸数としてはもう
大体充足できているのではないかと、これにつきま
しては、やはり新規の住宅需要というものは依然と
して強いわけで、しかも五十三年度は、景気対策
というのを含めて民間の住宅建設をできるだけ促
進してはしいというのを政府としては期待し、
そのために、主としてそれは財政資金の活用であ
り、あるいは民間資金の利用になるわけござい
ますが、税制としても、そのための措置で講じ得
べきものがあれば講じたいというのが基本的な考
え方でございます。

ところで、新規の住宅を建設するために金をつ
けてみても、土地がなければ家は建たないではな
いか、したがって、土地をどうやって供給したら
いいのだということとの関連で、土地税制の議論
が出てきたということでございます。

そこで、土地譲渡益に重課するといふ、先ほど
の言葉で申しますと抑制的な税制の中で、抑制を
緩和といふか解除するといふ仕組みがもともと
あったわけでございます。それは、優良宅地を
供給する場合には二〇%の特別の課税をしないとい
う形をとつておつた。その二〇%課税をしない
場合の条件が幾つかあり、その中の一つに適正利
益率というものがあつた。しかしそれは、その税
制をつくつた後で国土利用計画法が成立し、国土
利用計画法に基づく届け出制度が運用され、適正
価格による行政指導が成熟してまいりましたの

で、優良宅地の供給を順便にさせるという意味で言え、適正価格による指導と適正利益による抑制との双方で二重に規制する必要はないではないかというので、今回の改正に至っているわけでございます。

そこで、そのことが大手デベロッパーを不当に優遇するものになるかといいますが、それは考えておらないということを私は先ほど申し上げたわけでございます。

御指摘になりましたいろいろな数字は、むしろ関係省庁からお答えをすべき問題であらうと思いますが、御指摘の数字は、素地の買い入れ値段であるように思いますので、当然のことながら、それにいろいろな造成をしまして初めて宅地になるわけでございます。まして、造成費用と投下資本に対する金利をすべて合わせたものがコストになるわけでございますから、素地の購入費用と売価の差額が全部利益になるという性格のものではないわけでございます。

○伊藤説明員 住宅の戸数の話が出ておりましたので、お答え申し上げます。

四十八年の住宅統計調査に基づきまして、現行五カ年計画が立てられておるわけでございますが、その時点でいわゆる住宅問題を抱えておる世帯が一千万世帯くらいある。これは主観的な要素も入っているわけでございますが、そういうことを基礎にし、老朽住宅あるいは狭小な住宅等を建てかえるというようなものを含めまして、五十一年から五十五年の五カ年間に八百六十万戸の住宅を建てる必要があるということで、御案内のとおり閣議決定をいたし、鋭意努力しているところでございます。したがって、これを年間に割り戻しますと、大体百七十万戸くらいになるわけでございます。その中の六割ないし七割が民間自力ということになりますと、計画上はまだまだ住宅が必要であるということになるかと思ひます。

○沢田委員 方角違いなことしか言っていないので

すが、国土計画法に基づく白書によって見てみますと、市街化区域で二万平米以上のものが四万一千二百三十三件で四万六千ヘクタール、それ以外の都市計画区域で五万平米以上のものが五万九千八百八十八件で二十万四千ヘクタール、それ以外の区域に買っているものが一万平米以上のものが九万三千三百六十五件で六十三万二千ヘクタール、こういうことで合計十九万三千六百九十六件、八十八万二千ヘクタール、これはあなたの方の資料で出ている数字なんです。市街化区域、その他都市計画区域以外の区域、いわゆる白地と言われているところに大多数が集中していることだけは明らかだと思ふのです。

ですから、そういう形において、先ほど局長は造成費と言われたが、確かに造成費結構ですよ、それから一般の事務費結構、セルスマンの経費も結構ですけれども、それを掛けてみたつていまの公示価格とは雲泥の差があることだけは間違いない。たとえば三井不動産が持っている鴻巣の箕田を例にとっても、坪五千円で、いま十坪以上平米で言つて大体そんな見当になるでしょう。いま造成してありますが、恐らくお売りになるときは十五万くらいになつてしまふ。そういう状況から見て、どう計算してみても、坪五千円で買ったものが十五万円になるという比例計算というものには成り立つわけがないですよ。そういうことをいふあなたがおっしゃつてみたとしても、これは不当利益を生む以外の何物でもないということだと私は思ふのです。

それからもう一ついふに言ひますけれども、これも国土白書で見たのですが、現在資本金一億円以上の企業が所有をしているものが、不動産関係で四三%、建設業関係で持つているものが一七%、そしてこういうような関係で全体の八割を占めており、これらの合計が七十七万ヘクタールと言われている。こういう資料から見ても、いかに大企業を優遇するということにつながるか、同時にまた、異常なほろもろけを生み出す根拠に今度の改正がなるといふことにつながるかというこ

とは歴然としていると思ふのです。

さらにもう一つ加えて付加価値の面からいきますと、これも後でお聞きしたいのですけれども、不動産の自己資本というものはないので、いわゆる手弁当です。自分で資本を投するものはない。口車に乗せるという言葉がありますけれども、とにかく一生懸命そうやって歩くだけなんです。あとは宣伝の広告費だけなんです。付加価値は卸売の十倍、小売の三倍。これは原価回転率は卸売、小売は二・五倍です。ところが不動産は資本の回転率は〇・二です。それでいて利益率は物すごく三四%、四十四年、五年あたりは三六%という売上利益率を上げておるわけ。小売業者などは卸の三倍も回転している。十倍も回転している卸の方でもそんなにはもうかつていらない。いかに不動産業者が利益率が高いか、しかも資本の回転が少なくて利益が物すごく多いかということ、この数字が示しているのじゃないかと思ふのであります。

そういう意味において、以上の諸点についてひとつ解明をしていただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 まず未利用地の状態でございますが、いまほど御指摘にございましたように、昭和四十四年一月から四十九年十二月、まさに国土利用計画法が施行になりますまでの間に企業企業が取得いたしました、現状を都道府県等で把握した状態で未利用の状態にあると判定したものは、三十万ヘクタールでございます。そのうち市街化区域内で二万平米以上のものは一万二千ヘクタールでございます。したがって、未利用の状態から察すれば、その他の市街化調整区域ないしは白地地域に多くが布存することは御指摘のとおりでございますが、今回の税制改正で非常に短期に宅地供給の促進を期待しますものは、いま御説明しましたうちの主として市街化区域内の一萬二千ヘクタールが、周囲の都市環境がおおむね整備されているということから、非常に短い期間で当面の宅地供給に十分資するのではないかと、このこと、当庁としても御要望した次第でございます。

それから第二の素地価格と周辺の公示価格との関係でございますが、先ほど御指摘の素地価格がたとえば平米五千円等具体的な事例について調査してございせんので、にわかにお答えしかねますが、後ほど建設省等から御説明があるかと思ひますが、一般的には、現在の宅地造成の実態からすれば、平米五千円という素地をベースに、現行の非常に過重な関連公共施設整備費負担、それから、立地等の関係では造成費も相当かかりますものでございまして、御指摘のような、現在の状態においてそういう素地を使つて過大な利益が発生するといふ事実はないものと考えます。

それからもう一つ、一般不動産の転売利益云々のお話もございましたが、今回の法人重課制への改正は、いわゆる造成をしてこれを優良宅地として売る場合におけるものでございまして、素地を通常の不動産の仲介ないしは転売という形で転がす場合のことについては全く従前のとおりでございます。まして、そういうものが宅地供給に資さないという点では認識は一致しているのではないかと、いふふうに考えております。

○沢田委員 続いて、若干具体的な問題について解明されませんけれども、これは追つて別の機会にするとして、さっき言つたような大企業に率仕。いままで買つてきた分については、適正利益率というのはいくら計算をしても、坪五千円で買ったものが、どう造成費をかけても十五万の値にはならないと私は見ています。私の方の沿線ですからすぐわかりますが、近頃箕田駅がでるという話もあるくらいですから、恐らく三十万くらいに上がつてしまひますよ、そのためにいろいろな政治家の方がお骨折りをいたしている人もいろいろありますから。また、地元の住民も要望しているわけですね。恐らく箕田のところに駅でもできれば、たちまちこの値段は三十万や四十万という値段になつていくわけですね。適正利益率ならばそういうことは起きてこない。だから、土地の値段というものは、これからまた別の問題に入っていきますが、いまおっしゃら

計画法の実勢価格要件に置きかえて提案されているわけですが、いわゆる土地政策の立場からいたしますれば、当該優良宅地が適正な価格で消費者に渡ることがまず第一義であろうかと思ひます。その場合に、今回の税制改正の理由になりました、その間に個別のケースプロジェクトにおいて従来の利益率を超えた利益が発生するということとは事実であろうかと思ひますが、そういうことを含めて、企業の宅地供給意欲を促進するといふことが今回の税制改正の趣旨であるかと思ひま

す。

○沢田委員　いみじくも語るに落ちるといふか
 そういうところで現在の制度に変えれば、その会
 社としてはべらぼうなもうけが生まれてくる。し
 かし、それでもいよゆる供給することの方でメ
 リットがあるかないか、これは別問題として、そ
 ういう解釈に立ったんだ。だから、従来の安く取
 得をした土地を環境の差によって、公示価格に
 よって今度は売ることができれば、その差額とい
 うものはべらぼうなもうけになる。適正利益率で
 やったのではそんなにもうかってこないかもしれ
 ぬ、そういうさをこの法律改正によって生み出
 そう、こういうことだといまの答弁ではなってい
 るわけですから、そのとおりで、私もこの法律案

がそういう性格なんだというふうに受けとめて、次の問題に入りたいと思います。

続いて、これは大蔵大臣に聞きたいと思うので
 すけれども、土地の値段というものは、今日の消
 費者物価あるいは一般のわれわれの消費物価と比
 較をいたしまして、非常に高騰といえますか、も
 うべらほうな暴騰といえますか、価格がいま横ば
 いになっているとは言いがた、そういう価格構
 成になっているわけですね。だから、われわれが
 勤め出したころには、昔の退職者の方は、土地を
 買って家を建てて、そして退職金で賄ったとい
 うのが当時の相場でしたね、わかりやすく言えば、
 長屋の二軒ぐらゐまではできたのが当時の状況だ

と思うのであります。今日そんな条件はないですね。それだけ土地が相当暴騰していて一般庶民の

ければならぬのじゃないかと思うのであります。たとえは四十五年を二〇〇といたしましたも、いまあなたおっしゃったけれども、違うのですね。昭和四十五年にいたしましたも、現在二二〇です。

よ。二倍になっている。一般の消費者物価は一九〇から一八〇ですよ、昭和四十五年からを基準にいたしましたしても、ですから、それでもなおかつ土地は上がっていつている。さらにこれによって上げていくという体制をとるということは、やはり政治の方向として誤りじゃないんですか。

○村山国務大臣　土地の価格が上がったのは、常識で言いますと、昭和四十七年、八年、このときに恐らく暴騰しておると思うのでございます。今日二〇〇幾らとなったというのは、恐らくその二年度の高騰がその指数に大きく響いておると思います。

それから、土地の価格をできるだけ安い値段に、適正な価格にしていこうということは全く賛成でございます。そのためにこそ国土地利用計画法ができてまして、そこで適正価格ということが引かれたわけでございます。しかし、この適正価格というものをごを一体どういふふうにかから、いわゆる公示価格を基準にしてやっていくか、ここには大きな問題があるだろうと思つてございます。需給のまにまに市場で形成されるものを適正価格と見て

いくのか、あるいはそうではなくてコスト主義で

見ていくのか。これはこれからの適正価格の運用の問題であらうと私は思っておるわけでございます。そういった意味で、しかしこれだけの狹隘な土地、そして国民の共通の利害につながっておる土地、こういったものの円滑な供給、しかも需要者側の問題というものを考えますと、これからの適正価格をどういうふうに内容的に考えていくか、これはきわめて重要な問題であらうと私個人は思っておるわけでございます。

○沢田委員　とつびなことでお伺いしますけれども、現在も地代家賃統制令は生きているわけであ

りますね。

○伊藤説明員　先生御指摘のとおり、現行有効で

ふたつある。

○伊藤説明員 お答えします。

いうものは分離して物を考えていかなければならない段階に来たのじゃないのか、法律自体としてもそういう条件をつくってきているのじゃないのか、こういうふうに思いますが、その点は税の間題とあわせてお答えをひとついただきたいと思うのであります。

○佐藤説明員　国土利用計画法におきましては、

実は、統制令の問題につきましては、現行の五年計画をつくります際の住宅宅地審議会におきまして、今後の住宅政策のあり方につきまして答申をいただいておりますが、その中では、都市の再開発の問題、あるいは、非常に老朽化が進んでまいりますので家賃も高く取れないわけでございます、統制がかかっておりますので、家賃の格差の問題等々でいろいろな問題がありますから、できるだけこれは早く廃止したい。しかし、家賃の

土地の売買について一定の面積以上で届け出義務を課しておるわけでもあります。その際、いわゆる借地権ないしは地上権の譲渡についても、価格の適正化を図るという意味から届け出義務を課しておるわけであります。現状においては、先生先ほどおっしゃいましたように、市街地においては、大体底地が二で借地権割合が八、一般住宅地では、借地、底地の関係が大体半々ぐらいというのが事実でございます。

水準等非常に格差がございまして、急にこれを廃止するといろいろな摩擦を生じますので、段階的に解消をしていくという御答申をいただいております。

土地政策一般の問題として、今後基本的に土地所有権を制限し、利用権の拡大をするという御主張は、一般でも行われております。この問題は非常にわが国の法律、制度全体にも及ぶ問題でござ

したがしまして、その後建設省としましては、五十一年の四月、五十二年の五月と二度にわたりまして告示の改正を行ひまして、段階的に値上げをいたしております。過去の経緯を振り返つてみますと、三十年代の後半におきまして四回ほど統制令の廃止につきまして、国会に提案申し上げ、あるいは議員提案という形で出たことはございしますが、いずれも成立せずに終わった経緯がございます。

○佐藤説明員　具体的お尋ねが国土利用計画法の
いますので、今後私どもも真剣に研究してまいり
たいと思います。

○沢田委員　あなたの方で取り扱う場合は、たと
えば土地と地上権は別々に交渉されるわけです
か、それともやはり所有者と交渉して、配分は土
地と地上権とに分類するのですか、あなたの方の
考え方だけひとつお聞きをしたいと思いま

○沢田委員　そこで、土地の価格というものと地上権というものととの関係で今度はお伺いするわけですが、いままでの判例その他を例にとりまするわけと、たとえば駅の前であるとかいわゆる繁華街であるとところは、二、八といひますか、地主が二割、いわゆる地上権八割、一般の住宅関係で、これは新しい幹線その他の場合の条件もそうですけれども、おおむね五割、五割あるいは四割、六割、地主が四割、地上が六割。いまや今日の法体系の中で土地の問題を論ずる場合に、地上権と土地の価格と

運用の問題でございますれば、借地権価格を譲渡する場合には、借地権者と譲り受け人が、底地を譲渡する場合には、底地権者と譲り受け人が届け出をするというのが実際の運用でございます。

○沢田委員　ちょっと違うけれども、わかりました。時間ありませんから……。

土地というものは、大蔵大臣にさっき聞きましたけれども、私は全国どこへ行っても土地の値段にそれほど差はないと思うのであります。問題には、それは環境によって土地の価格が変わってき

たということだと思ふですね。東京駅の前にある土地の一坪と秩父の山の中にある一坪と、土地そのものに価格の変更はないんだと思ふのです。ただ、東京駅があって、偶然東京駅の前にあるから高くなる。いやだったら持っていくばいいんです、持っていくのなら。持っていくわけにいいかないんだ。また、その土地が金になったとか銀になつたとかいうのじゃない。石油でも出れば別ですが、そうなたわけでもない。ですから、土地そのものの価格というものはある一定限度固定化されているものじゃないか。

あるいは農地であるとすれば、十アール当たり現在の粗収入としては五万六千六百円だといふのですね、農業の所得。たとえば反当収入二十万に見ても、毎年二十万ずつ所得を得るためには、五分の利息と計算してみても二百万ですか、二百万

か三百万の金があれば、五分の利息で年収二十万の収入は入ってくるわけですね。そうすれば、たとえば三百万と計算をしてみたって、坪当たりの価格というものは大体二十万の所得を得るといふ必要性、必要な価格としてはその程度がその土地の価格である。それに造成費その他が加われば、その土地の価格を構成するものだ。だからそれは、あとは環境によって生まれた利益であり、価値である、こう判断することは間違いないのか、それともあなた方はどうお考えになっているのか、お伺いをいたしたいと思うのです。

○佐藤副委員長　先ほど先生が引かれた国土利用白書でも、住宅地の価格についていろいろな要因からアプローチしてございますが、たとえば住宅地の価格を形成します一番大きなものは、通勤の利便性と申しますか、交通機関の発達の度合いなり通勤所要時間でございます。それから当然のことながら、日照とかその住宅地の周囲の環境というものが作用いたします。それからもう一つは、先ほど来お話がありましたように、土地が高度利用できるに値するかどうかということによって価格が決まるということになっております。

○沢田委員　きわめて不満足な答弁で、土地その

ものに対する国民に納得のいくような解説といふものをやはりしてもらいたかったわけだ。これはいわゆるバナナのたき売りみたいなものじゃなくて、やはり国民の固有の財産である、その固有の財産をどう公正に世の中の需要を満たしていくか、そういうルールが必要だと思うのです。

そこで、また建設省の方にお伺いしたいのですが、これだけ住宅、住宅と騒ぎ立てておりますけれども、その受けさらはあるのですか。受けさらという内容は、下水道はどうなっているのか、あるいはバスの通動はどうなっているのか、保育園や幼稚園、あるいはこみやその他の施設はどうなっているのか。住宅だ、住宅だと言われるけれども、その受けさらになる地域環境、地域整備というものはどういうバランスにあるのか、ひとつお伺いをしたいわけです。

○海谷説明員 お答えいたします。

都市施設の整備の状況ということで、ちょっと余り詳しい資料を持ってきませんでしたが、けれども、一応お答え申し上げますと、市街化区域内におきましての整備の状況でございますが、当面、市街化区域内としまして整備されるべき目標というものを一応事務的に持っておるわけでございますけれども、そういう目標……（沢田委員「あるかないかだけ」と呼ぶ）「街路ですと四三〇ぐらい、公園ですと三三％、下水道は三三％程度、こんなような状況に現在なっておるわけでございます。

○沢田委員 いま私が言ったようなことについて、都市計画法ができるときはあなたの方鼻高々と、都市計画税を取る以上、今度また上げていますが、都市計画税を取るときには十年以内で市街化区域全部社会資本は充実いたします、こういう約束で出発したでしょう。間違いないですか。

○海谷説明員 お答えいたします。

市街化区域というものにつきましては、先生おっしゃいましたように、すでもう市街化されておるところと、それからその周辺で十年程度で市街地として必要な都市施設の整備を行うべきところ、こういうことで出発した——出発したとい

いますか、そういうことでわれわれも整備の目標を立てておられることは事実でございます。

○沢田委員 結局、十年たつてみたけれども、十年たつて二十年たつて現実的にちつとも進んでいないということですね。ただ、線引き、またきょうの新聞で見ると、さらに加えて今度は「総合土地戦略」どうやってもうけさせようかという戦略だと思ふのですが、「C農地の宅地化促進」、こういうことが大見出しで出ているわけでありまして、受けざらがこんな不十分な状態で住宅建設が実現できると思ひますか。これは都市計画の立場からひとつお伺いをしたいと思います。

それともう一つは、いわゆる受けざらになる市町村、都道府県の被害は莫大なものですね。これに対する対応の仕方、こういうものについてはどう措置されるように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○海谷説明員 先ほどお答えしましたように、確かに都市施設の整備は必ずしも十分でないというところは、われわれもそういうふうな考えでおるわけでございます。鋭意整備に努力しているというのが状況でございます。

具体的に申し上げますと、たとえば三大都市圏の人口急増都市等につきましては、五十二年度から市街地整備基本計画というふうなものも立てるようになっています。そういう計画がびしりと立ったところには、都市施設の整備について重点的に事業もやっていくというようなこともまた考えておるわけでございます。それから御承知のように、五十三年度には関連公共施設の整備のために、河川、道路その他のいままでの予算のほかに三百億というふうな手当ても計上されておりますので、そういうものも十分使いなから、重点的に都市施設の整備を行っていきたいというふうな考えでございます。

○沢田委員 時間のようでありますから、最後に二つだけお伺いをして質問を終わりたいと思ひます。

結局、あなたの方で考えております優良宅地基

準あるいは優良住宅基準、こういうものの基準のいわゆる環境整備というものを完全にしない限り、今日の地方自治体の負担増ばかりじゃなくて、そこに住まわれる人も非常な迷惑を受ける。住んでみたら、駅から五分という広告で行つてみたら、飛行機で行かなければ五分で届かなかつたというふうな五分が今日出ていることも間違いない。ですから、そういう誇大広告の中で、だまされて住む人が悪いという論もあるのでしょうか、それでありまして、そういう意味において、この優良宅地、優良の住宅を供給する場合には、受けざらというものを整備した上に立つてこの優良宅地の基準を設定する、こういうふうな私の方では理解をしますけれども、それでよろしいのかどうかというのが一つ。

それから、土地公示価格と鑑定士による評価価格との間に相違が生じた場合、どちらが法的には優先をするのか、その点の見解を承りたいと思ひます。

○渡辺(尚)説明員 優良宅地認定制度の基準の問題の御質問でございますけれども、まず、先ほど先生御指摘になりましたように、宅地開発というものが行われますと、非常に一時に財政需要が生ずるということで、地方公共団体が財政的に困る。それに対しては、先ほどうちの都市計画課長からお答え申し上げましたけれども、立てかえ施行でありますとか補助金の採択等をやるわけでございます。

優良宅地の基準につきましては、御存じのように千平米以上のものと以下のものとを分けてございまして、千平米以上のものにつきましては、大抵都市計画法の開発許可の基準と同様でございます。以下のものにつきましては、必要最小限ということで幾つかの基準を定めておるわけでございますが、先生御指摘の点につきましては、やはり住宅あるいは宅地需要というものは、やはりあった面と、それから都市整備の進捗といひますか、そういったもので具体的な調整を図つてい

く必要がもちろんあるわけでございます。

○佐藤説明員 先生御承知のとおり、いわゆる地価公示価格は、法律の二条におきまして、二人以上の不動産鑑定士の評価を求め、これを基礎に土地鑑定委員会が価格を判定するということになっております。したがって、地価公示は当然のことながら、現在一万五千円でございますが、一定の標準宅地について価格を示すものでございまして、不動産鑑定士がその土地について鑑定依頼を受け、これを評価するという場合におきましても、法律の八条で、不動産鑑定士が実施区域内において鑑定評価をいたします場合には、公示価格を標準としなければならないということを定めてございまして、その間において一般的にはその乖離が生ずる、そこが出るということはないものと考えております。

○大村委員長 大島君。

○大島委員 きょうの質問は、財政の基本原則についての一点と、それから次に減税が公共投資かという問題についての質疑と、それから最後に租税特別措置法について二点ばかりお伺いしたいと思つております。

私は、五十三年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算、実は微に入り細にわたつて読ましていただきました。その感じを率直に申し上げますと、近年まれに見る珍しい予算であるという感じがいたします。七%成長と、何もかも七%成長ということで、まずその基本原則はどういう基本原則に立つておられるのか。

私たちの考えを申し上げますと、まず第一に、私たちの基本的経済認識は、現在の資本主義は終わった、もう終えんに近づいているということと、資本主義は終えんに近づいているというの

じゃなくて、現在資本主義は終えんに近づきつつある。ということ、現在資本主義は何かと言いますと、御存じのとおりケインズは、仕事が不況になれば公共事業で穴を掘れ、そして景気が過熱すれば引き締め、また不況になればその穴を埋めてしまふ、こういうことで、有効需要喚起、管

理通貨制度のこういうケインズの理論はもはや通用しない。その証拠に、日本のみならず、当初はイギリスからでなければ、このスタグフレーションという妙なものが生じてきたということ、これは資本主義始まって以来の現象でございます。こういうことはいままでの資本主義にはなかつたわけですね。一九三〇年代、四〇代、ともかくも相対的安定期を迎えて曲がりなりにも来た。しかし現在においては、もうすでに現在資本主義は終えんに近づいておる、こういう基本的認識と、それから加えて、総理が昨年のいまごろ盛んに言つて最近さっぱり言わなくなつた資源有限ということ、石油はあと三十年もたないということはもう常識である。石油のみならず鉄、ニッケル、マンガン、すべて有限である。いま日本では食糧は余つていますけれども、いまだもし全世界の人間がアメリカ並みの飯を食べれば、食糧は二、三年に足りなくなるといふこともこれは常識でございます。ということ、裏から申せば、世界人口の三分の二というのは餓死寸前の生活をしているということ、そういうことで資源が有限になつてきている。

それからもう一つは、今度はこれは日本特有の現象でしようけれども、いわゆる社会構造、貧富の差が激しい。底辺層におる多数の人々、劣悪な労働条件、中小企業と大企業の格差、それから依然として近代化しない農民、漁民、こういう日本特有のこの社会構造をどう変えていくか。さらには、日本特有の産業構造、いわゆる重化学工業、耐久消費財工業に見られるように、要するにカラーテレビ、自動車を中心にしたいままでのような産業構造、これを基本的にこのままでいいのか、産業構造の基本的転換を迫るのか。

われわれは、そういう基本的経済認識に立つて予算を組む。そういう結果が七%であれば、これは何も無理を言わない。私たちは七%をむやみに下げろというのじゃ決してないんです。そういう哲学と論理に基づいた予算を組まなければ、これは大変なことになる、そういうふうなことで

私たちは考えているわけですが、その点につきまして、どういう基本的認識でこの予算をお組みになられたかということを、簡単明瞭にひとつお答えをいただきたいと思えます。

○村山國務大臣　まあなかなかむずかしい問題でございしますが、若干所見を異にするものでござい
ます。

いまの自由主義経済の終えんであるというよう
なことは考えておりません。いまのような状況は、
一九二九年のあのパニックはもつとひどかったと
思うのでございます。確かに石油ショック以後、
世界経済は固定為替相場から変動為替相場、そ
してまた時に、資源エネルギーが高騰いたしまし
て、特に石油の価格が一挙に四倍になった。いろ
んな批判ございますが、そういう意味で、相对価
格の変化が完全に行われたのかどうか、なかなか
疑問のあるところでございます。そういう意味で、
まだ私は全体として調整過程にあるのではないか
かと思うわけでございます。

特に、國際収支の状況を見ますと、OPECにはほとんど外貨がずっと集まりつつある。ほかは、國際収支は大体先進国どこでも赤字である。そういう中で、しかも国内的には価格の問題、あるいはそれを通じて産業構造の変革が多く、の國に求められておる。まだその変革の状況にあると思うのでございます。

日本も御案内のように、石油ショック以後、四十九年には初めて成長率がマイナスを記録し、五十年は三・〇％、それから五十一年度が五・七で、すか、こういうふうにやってみりましたが、昨年は年初以来、かなり輸出を中心にして好況が見込まれたわけでございますけれども、その後ずうっといまま停滯をしておるといふことでござい
ます。

特にわれわれが見ておりますと、企業採算がもうきわめて悪い状況にあるというところでございます。同じような成長をしておりますアメリカ、ドイツに比しまして、日本の場合は、家計と企業とそれから財政のバランスが、英国、アメリカに比

べて極端に悪い。そこに私などは最大の問題点があると思うわけでございまして、そのためには、

やはりいつまでも財政主導型などということが続けることはできないと思うのでございます。早く現在の体制に即した、いわば民間の設備投資なりあるいは家計消費が中心になる、その手段方法としては、やはりミクロ経済が健全になっていかなければ、やはりいけない、こういうことで、それはできる、くちやいけない、こういうことで、それはできる、ただ早ければ早いほどいいのだ、少しずつちびつてやっておるのでは危ない、こういうことで、思いついた措置をやはりとった方が現段階では政策案としてベターであろう、こういう考えで、御案内のように、いままで公債依存率三〇％と言っておりましたけれども、実質三七まで踏み切った。一

時的に財政は非常にしわ寄せが来ますけれども、やがてそれによつて経済の回復を来し、それをまたたてこにして、長期かかりますけれども財政も健全化を図っていく。やはり経済が基礎でございますから、私はそのように考えているわけでございます。家計消費が上がるということ、あるいは家計消費が上がること、民間設備投資が上

言の所存が上にあるとしても、臣等言論控製がなされるに
するといつても、現在の経済組織では何といつても、所得発生
の場であるミクロ経済そのものが、回復しかなければいかぬ、
そのように考へてゐるわけでございます。

○大島委員　いま大臣が最初に言われましたが、私は、自由主
義が終つたとか、資本主義が終つたといふことを言つてゐるの
じゃないので、現在資本主義が終つた、終えんに近づきつつあ
ることを申し上げてゐるので、その点はひとつ誤解のないよう
にお願ひしたいと思います。

の点をもう一遍明らかにしていただきたいと思ひます。

○村山國務大臣　これは同時決定と言っても私はいいんだらうと思うのですが、対内均衡と対外均衡をやるために、一体政策手段は何があるかということを含めていくその両方の過程で、やはり七割という数字、あるいは經常収支六十億ドルのプラスというあたりをねらわないとなかなかなか所期の目的は達成できない、私は同時決定だらうと思うのでございます。

○大島委員 この問題は、非常に大きな問題で、また余りにも何回も論議されておりますので、次の話題に移ります。もちろん関連しておりますけれども……。

も、一兆四千億円以上の有効需要（減税の一・八倍）を生むことになります。」これはどういう根拠で出てきたわけですか。

○大竹説明員　これはマクロ的な乗数計算をここでやっておるわけでございまして、その根拠になりました乗数は、企画庁でつくっておりますモデルのSP17というものを使っておるわけでございます。このSP17によります公共投資の乗数は、初年度で一・八五、こういうふうに出ておるわけでございます。これに對しまして減税が〇・七八、こう出ておるわけでございます。したがって、減税の場合は、たとえば一兆円の所得減税を行いますと、初年度の国民総生産の増加が約八千億、乗数が〇・八に近いわけでございますから約八千

億、こういうふうになるわけでございます。一方、公共投資は、予算で一兆円増加をするという場合、用地費を含んでおります用地費を除きますので、大体二割と言われているわけでございます。一兆円の公共投資の追加の場合八千億が必要として追加になるというふうに想定いたしました、その内一・八音がGDPの増加になる、したがって、

て、約一兆四千億円が必要の増加になるということでございます。したがいまして、先ほどの八千億と一兆四千億の比較で約一・八倍、こういう計算をしておるわけでございます。

○大島委員　本来言えば、これはもう少し詳しく聞かしてもらいたいのですが、資料要求しますから、いまの説明をもう一度私のところへ資料を送付してくれるようにお願いします。

第一、そんなことが言えるでしょうか。減税の
一・八倍の効果があるというようなことが果たし
て、実際問題としてですよ、私たち学者じゃない
んだから、象牙の塔に入っておれば別だけれども、
実際、実務家としてそういうことが言えますか。

○大竹説明員 こうした乗数計算につきまして言われておりますことの一つは、乗数の大きさがそんなにあるんだろとか、いまお話ございましたように、もう少し低いんじゃないかといったような指摘、これはあるわけでございまして、最近の経

済の状況、いわゆる過剰在庫がいろいろ段階に存在をしておるという状況におきましては、そんなに効かないんじゃないかという御指摘はあるわけでございます。

一つは、そういう在庫があります関係上、公共事業が追加になりました場合に、それがたとえ過剰在庫としてたまってありますセメントなり棒鋼なりが使われてそれでおしまいになってしまいう、さらに鉄鋼メーカーの方へ波及していくというところまで行かないという状況、これは一部そういうこともあるかとは思っています。

それともう一つ、乗数の大きさが一・八というのはたといは大きいのではないかと、御指摘もございしますが、この辺は、企画庁でも最近のGNPの実績等から新しいモデルをつくりまして計算をやっております。それによりまして、先ほど約一・八と申し上げました公共投資の乗数は、一・三四とやや低下をするような結果に出ております。減税も〇・七二とやや小さくなっておるといふことでございます。ただ、こうした乗数は、若干SP18という新しいモデルでは低く出てはおりますけれども、減税と公共投資の比較ということになりましたと、それは依然として公共投資の方が初年度の効果としては減税よりも大きいという事実は、これは否定できないのではないかと、思うわけでございます。

○大島委員 仮に百歩譲って公共投資の方が大きいということを考えてみても、減税というものがなぜ必要であるかというところ、その必要性というものを別の意味で考える必要があるのではなからうか。大臣は就任早々盛んに言われておった、日本人はほかの外国と比べて二割が貯蓄に終わるから減税の効果は少ない。その場合に、なぜ日本人は貯蓄が大きいのだろうかというこの基本的認識。外国のようにストックがない、フローだけの生活、老後の保障もない、貯蓄せざるを得ないというところ。大体ヨーロッパの十分の一かといわれるこの貧弱な社会資本、そういうふうに、なぜ貯蓄せざるを得ないかというその必要論ということ

についてお考えになられたことがありますが。仮にたとえ去年は三千億、ことしは何千億の減税か知りませんが、あるいは来年は何千億、その次は何千億と減税に減税を重ねていけば、こういうふうなフローで割り切った見方というものは私はできないと思います。その点について、大臣のお考えを……。

○村山国務大臣 なかなかむずかしい問題だと思

います。一つは、貯蓄の動機という問題がどこから来ているかというの、世論調査があります。しかし、その動機がすなわち今度は外国と比べてなぜ高いかという理由とはすぐには私は結びつかぬと思っておるのでございます。問題は、外国に比べてなぜ高いかというところに恐らくあるんだらうと思

います。一つの貯蓄の動機をとりましても、大病病気が不時に備えらるというのがトップに来まして、その次は子供さんの教育、その次はマイホームを持たい、その次は老後に備えたい、こういう順番は大体変わってないのでございます。国際比較を見てみますと、いま年金の關係は、御承知のように制度としては私はもう西欧並みに来ておると思っております。大体十萬五千円くらいでございますし、いま実際払っておる平均値で見ましても九万円台でございますから、大体外国と比べて制度としては来ておる。ただ、老齢化が進んでおりませんから、支払い金額といたしましては、まだ積み立てがふえておると思うのでございます。医療の問題にいたしまして、まあまあいいところに来ておるのではないだろうか。むしろいろいろ統計を見ておりますと、一人の通院の日数とかあるいは入院の日数を見ますと、外国よりもはるかに多いという統計が見られるわけでございますから、日本人というものは非常に健康に大事にするといえますが、非常に高齢化社会という、非常に寿命が延びましたからそういうところがあるのだから、こう思うわけでございます。ただ、医療費について言いますと、国庫補助の割合が外国に

比べて非常に多い、これだけは非常に特徴的なよう

でございます。

そういったことを考えていきますと、一体何が貯蓄を高くしているのか。それなら一家計のストック、資産はどうなのか、こう考えますと、金融資産につきましても、もう発表になっておりますように、一帯帯大体三百六十万くらいというところで、いま西独の水準まで来たということが言われるわけでございます。しかし、一番大きな原因は、資産で言いますとやはり家屋じゃないか。これは外国と比べてみまして、われわれが周辺を見て、どうも非常に国際的に劣っているのではないだろうか、これは確かに言えます。

それからもう一つ言わねばならないのは、やはり日本の給与の支払い方が、ボーナス制度というものはかの国にはないわけでございますから、一、二臨時収入が入る。これが金融界では貯蓄率を高めている一つの原因になっていんじゃないか。それから、ずっと年功序列型賃金という形で、これはこれからだんだん修正されていくかもしれませんが、そうしますと子弟の教育を終えたあたりから、家計費の支出がなくなったあたりから、貯蓄はかなり出てくる、こういうことが言われるだらうと思

います。それから、貯蓄の高さは可処分所得に比例する、こういう説が昔からあるわけでございます。同時にまた、それは消費の高さも可処分所得に比例するという論理から押さえると、あるいは租税負担あるいは保険料、要するに強制徴収される部分がどれくらいかということも貯蓄率にことによると関係しているかもしれない、こういう説もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、非常にむずかしい問題だとは思いますが、われわれは、そういうものが重なり合って、そしてまた日本の国民性といえますが、健全な国民性というものが、全体として下支えて貯蓄率が高いのであらう、一義的にはなかなか言えないんじゃないか、かように思っております。

○大島委員 いわゆるフローで見た場合、また金融資産というふうな面のストックで見た場合に、いま大臣が言われたことも申しませんが、い

も、本場に日本の勤労者の状況がヨーロッパ並みだと実は実感されますか。ここにその資料があるわけでは。これは社会資本ですけれども、水洗便所つき住宅というのは、イギリスの九八・九%に対して日本は二八・九%でございます。下水道の普及率というのは、やはりイギリスの九四%に対して日本は二四%しかない。こういう貧弱な社会資本で、そういうフローの、あるいはせいぜい金融資産のストックをとってみても、私は絶対、また実感として、ヨーロッパ並みだなんて言えたことはい

のじゃないですか。○村山国務大臣 いまちょっと忘れましたが、社会資本の点については全くおっしゃるとおりだろ

うと思ひます。いま貯蓄の動機という方にちよつと重点を置いてお話し申し上げたのでござい

ますが、社会資本が立ちおくれおることは全く大島さんと同感でございます。今度公共投資をやるというものの半面は、その辺を十分考えたとい

ことでござい

ます。○大島委員 歳出予算を見ましても、むしろ喜ぶのは大手建設業者とセメント業者だけだと言われ

ておりますが、とにかく同じような問題がここにもあると私は思うのです。

これは主税局がよく使いますが、諸外国と比べて税負担率が低いからこれ以上減税の余地はないと言っているが、これは私は同じ意味のことだと思ふのです。諸外国と比べて、しかもその諸外国というのはイギリス、フランス、西ドイツ、一

流先進国と比べて、税負担が低いからこれ以上減税の余地はないというところはここに書いてあるわけでは。我が国の現在の所得税負担は、諸外国に比べ遙かに低い水準にあり、この際、税負担を軽減しなければならぬような状況にあるとは考

えられませんか。」と書いてますけれども、これなんかも、いわゆる個人資産、個人ストック、社会ス

トックという点から考えて、この理論は私はまさに非常におかしいと思うのです。しかも先進国、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、こういうふうな、いわゆる個人であれ社会であれストックの豊かな国と比べて、しかもこれは所得税、個人所得ですから、そういうことで果たしてこれだけで言えるのかどうかということについて大臣の所見を承りたい。

○大蔵政府委員 十七ページの比較表に即しての御質問だと思つていますが、社会資本の立ちおくれについては大臣が申し上げたとおりで、これを充足するためには、やはり財政という手段を通じて社会資本を充実する。その場合に、国民の負担をゼロにして社会資本を充実していくということは、長続きはしないという点は御理解をいただけたらと思います。

個人の保有している資産がまだ貧弱ではないか、これは決めた手になる国際的な統計が整備されておきませんが、実感として大臣申し上げたように、特に個人住宅に関して言えばかなり見劣りがあるのではないかと、これはある程度皆様の共通の認識であらうかと思ひます。ただその場合でも、実際に国土が非常に狭くて、人間一人当たりの住んで居る地域が狭くて、したがって一つの自分の持っている家の敷地で比較すること自身は無理ではないかという点もあらうかと思ひますが、一戸当たりの居住面積で言うと、いまやさほど見劣りはしないという統計もあるようではございます。

しかしいづれにしても、私もいまここでこの小冊子で御理解を得たかったのは、外国と同じ程度の負担である場合に大島委員のような御指摘があるいは出てくるかもしれないけれども、とにかく西独に比べて三分の二なんです。アメリカに比べれば半分の負担なんです、それをさらに下げないで生活が破壊されるというような言い方は、ちょっと御勘弁願えないかということをお願い上げていただきたいと思います。

○大島委員 個人ストックであれ社会ストックであれ、パリのエトワールは十九世紀のフランスの

GNP、ローマの水道は二千年前のローマのGNPに入っている。ゼロから出発した日本がここ三、三十年間でヨーロッパ並み。ヨーロッパよりも税負担率が低いから減税の余地がないとか、あるいは減税の方よりも公共投資が効果があるから減税がゼロだというのは、私は考え方が非常におかしいと思うのです。極端から極端に走る。公共投資が大きいから、一・八倍だから減税ゼロだ、あるいは諸外国と比べて日本の税負担が低いからこれ以上所得税の軽減の余地はないというのは、私は極端だと思つていますが、どう考えられますか。

○大蔵政府委員 負担水準から申し上げての御説明をいまこの表では申し上げておるわけで、私どもも、減税が全く景気刺激効果がないということをおし上げたことは一度もないわけですが、公共投資と減税とどちらがより大きいであらうかということをおし上げておる。しかもそれを選択せざるを得ないというのは財政事情があるからでございます。財政に余裕があれば、効果があるものを両方ともやることも可能でございます。しかし、三七〇という実質依存率のもで限られた財源で財政が精いっぱいのこととするとすれば、それはやはりより効率のいい手段を選ぶというのは、私どもの責任であると考えます。

○大島委員 要するにこの問題は、また水かけ論になりますからこれ以上言いませんけれども、いづれにしても、こういう資料を出して、公共投資は減税の一・八倍だということ、あるいは諸外国と比べて個人所得税の負担率が低いなどということは、これは国民にPRするにしても私は非常に大きな問題だと思つてます。その一面だけをとりえる、いわゆる結論を言えば、フローだけをとらえるというふうな見方、そういう見方で書かれたこういう資料を公表するということは、私は非常に危険じゃないかと思ひますので、最後にそれを申し上げておきます。

次に、租税特別措置法に入りますが、私がきょう取り上げたいのは二点だけでございます。あとのことはもう大体いろいろ議論が出ておりますので、私は今度改正になりました二十五条の二、このみなし法人課税を選択した場合の課税の特例の適用期限を五年延長するということです。

これはできたときは非常に政治問題化したことは私もよく存じております。これは特に中小企業を潤す制度で、その趣旨自体は結構だし、また青色申告を進めるといふ意味においても結構だと私は思つてございましてけれども、みなし法人課税というのは、もちろん個人の中で、事業主の所得を控除し、さらに配当があれば配当を控除して、残額に個人所得税を課税するというまことに妙な、法人税の体系自体を崩すような考え方なんです、一体この制度を利用しては全体の中

○水口政府委員 みなし法人課税制度の利用者でございまして、この制度は昭和四十八年に創設されました。その当時は非常に少なかったわけでございます。その後年々ふえてまいりまして、昭和五十三年分で見ますと、この制度の利用人員が十三万五千八百七十七名、それで、これは御承知のように、事業所得、不動産所得関係のものが認められるわけでございます。そういう事業所得、不動産所得の青色申告者のうちに占める割合、つまり利用割合でございまして、これを見ますと、昭和五十三年分で四・九%、こういう数字になっております。

○大島委員 非常に少ない数字なんですけれども、私はここで問題にしたいのは、まず一つは、こういう青色申告も書けないような零細法人、これが何百万とあるわけなんです。こういうみなし法人課税を選択したような方々を助けるということも、われわれ趣旨において決して反対ではないのだけれども、まず第一に、所得税の体系を全く無視したこういうふうな、まさに法人擬制説といえますか、こうまでして認めるのであるならば、なぜ七百万以下の所得の税率を引き下げないのですか。そうした方がはるかに――実際に青色申告と申しまして、記帳どころじゃない、帳簿どころじゃないという零細工業が日本には非常に多い

のですよ。典型的な中小法人だけをつかまえて、これが標準だというよりも、むしろ記帳どころじゃない、税務署どころじゃないというのが圧倒的多数なんです。いわゆる日本の法人にしても個人にしても、それはどう言うなら、税体系を乱してまでこれを今後五年間延長するならば、なぜ七百万以下の法人税率を軽減しないのですか。大した金額じゃないと思つてます。

○大蔵政府委員 大島委員、この制度自身に必ずしも反対ではないという御趣旨のようでございしますが、しかし、この制度自身が非常に複雑であり、しかも異例なものであるというところは、これは私も否定できないわけでございます。それなものがゆえに特別措置という特殊な形をとらしていただいております。

しかし、これがあるから、それならば中小法人の軽減税率を引き下げるべきかというところ、そういうふうには事柄はつながらないのだから私は考へております。中小法人で青色申告でなく帳簿もないというのは、それは困ったことでありまして、やはり法人である以上はきちっと帳簿をつけていただかないと困りますけれども、いづれにいたしましても、法人の所得というのは、同族従事者の報酬その他をすべて損金として処理いたしました後の残りでございます。いわば同族報酬その他の人的な所得の上積み部分でございますから、それを一律に軽減の対象に持つていくというふうには事柄はつながらないと思ひます。

○大島委員 私たちは、法人に超過累進課税をなぜ適用しないかというときのあなたの方の返事としては、二本の手、二本の足を持つておる自然人こそ超過累進税率に適用するのであつて、法人には超過累進税率は適さないということを、何回かここでそういうお教えを受けた。いわゆる二本の手、二本の足を持つておる自然人、これを、こういうみなし法人課税を選択して全く奇形児を生ましますというところは、税法体系としてどうですか。これはまさに二本の足、二本の手どころではなくて、珍しい奇形児の出現だと思つてます。

○大倉政府委員 先ほど申し上げましたように、御反対ではないようなのでございますが、しかし、異例な制度であるということとは否定できないと私は申し上げておるわけで、これが本法的に認められるべき制度であるとは私も正直に申し上げて考えておりません。特殊な事情のもとにおける青色申告を育成するための特殊な制度と考えておりますが、しかしそれといたって、それが法人税に累進税率を導入するという論議にはなり得ないかと考えるわけでございまして、法人につきましては、やはり自然人と違う体系をもつて応ぜざるを得ない。ただ、非常にむずかしい問題でございまして、けれども、いわゆる物的法人と人的法人というものが組織法的に区別できますならば、それは人的法人につきましては、その法人の所有者に所得を分解して累進課税をするという考え方は成り立ち得ると思ひます。しかし、物的法人に物的法人のまゝの留保所得を対象にして累進税率を適用するということは、論理的な整合性はないと思ひます。

○大島委員 法人に累進課税を適用すべきだといふのがわが党のかねてからの主張で、またできないことではないといふことですが、きょうはこの問題が主題でないで、それはまあ省略します。このみなし法人課税は、さらにもう一つの点は、いま言いましたように、所得税の体系を根本から覆すことであるとともに、他方、給与所得者と事業所得者と比べた場合に、俗にクロヨンとかあるいはトゴサンと言われる給与所得の捕捉率が高いことは認めます。そういう意味で、給与所得者に対しても事業所得者優先という制度を与えるものではないのですか。二重の意味でおかしい。所得税の根本体系を乱し、さらに給与所得との権衡上事業所得を優遇するということにならないで

○大倉政府委員 一部にそういう御批判があることは私も承知いたしております。この制度が本則的なものでなくて、異例の変則的なものであるということも申し上げたとおりでございします。ただ、把握度の問題というのは、これは別の問題でございまして、みなし法人課税を選択しておられる方々は、青色の帳簿をきちっと持っておられる方々でございしますから、これが把握度に影響をするという問題ではないかと考えております。

○大島委員 最後に、この問題の締めくくりとして、なるほどそれは帳簿をつけることは必要でもありましよう。しかし、それどころではないという人が多いのだというこの認識を、生きていることに精いっぱいなんだ、帳簿どころじゃないという人が、個人なり法人なりが多数あるということとをひとつ認識していただきたい。

最後に、措置法の関係の山林所得について私はお伺いしたいと思います。

まず、私の方の事情を申し上げますと、私の和歌山は山林王国ですから、山林所有者が非常に多い。彼らは概して資産家である。その山林の評価というのは何百億、何千億という資産家が多い。和歌山のみならず、四国、九州、木曾まで山林の手を広げられていく方がある。紀ノ国屋文左衛門は一代で身上をなくしましたけれども、彼らは原始的蓄積に加えて太りに太つておる。しかも彼らは、大体それに専念している者もありますけれども、また医者なんかサイドビジネスとして山を持っています。そういう意味では彼らは、非常に担税力があり、高額所得者、非常に富裕者であり、また不労所得である、ある意味においては不労所得に近いような山林所得である。

ところが、これに対して御承知のように、所得税法八十九条は、五分五乗の方式をとって、山林所得については超過累進税率を薄めている。それからこの租税特別措置法では、山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例を今回二年延長するといふ案を出されている。なぜ山林所得にそれほどの優遇措置を与えなくてはならないのか。所得税法のみならず、さらに措置法において、さらには後ほど質問します地方税において、なぜそれほど優遇措置を与えなくてはならないのか。税の原則から言えば、担税力のあるところへは担税力のないところよりも重く、勤労所得は不労所得よりも軽くというのが、私は税の原則だと思ふのです。山林所得に対して基本的原則を伺いたいと思ふのです。

○大倉政府委員 御質問の中の所得税課税の問題でございしますが、山林所得につきましては年分で課税いたしますときに、五分五乗というシステムになっていることは御指摘のとおりでございします。これは本法にございします制度でございまして、私どもは政策的な優遇というふうには考えておりません。特に大島委員、和歌山でございしますからよく御承知のように、毎年毎年山林所得が出てくるというのには、それは施業計画を持って経営しておられる場合に初めて可能なわけでございまして、一般的に申しますと、山林所得というのは何年かに一度木を切ったときに生ずるわけでございします。それを、木を切った年に全部まとめて、全部累進税率を適用してしまふというところは、やはり累進税率の適用の方式として適当でない。長期間にわたって発生しているわけでございしますから、これを五分五乗というところで超過累進税率を緩和して課税する方が適当である。むしろその方が課税の公平に適するといふ考え方をとっているわけでございまして、五分五乗というのとはそういう考え方からするとむしろきつ方でございます。杉、ヒノキで申しますと、四十分四十乗という方が本当ではないかといふ考え方を考へたわけでございまして、また、過去に十分十乗を考へた時代もございします。現在の五分五乗といふものが不当な優遇であるといふ考え方は私も私としてはとっておりません。

それから、特別措置法によります現物出資の課税延期でございしますが、これは政策税制でございまして、本来は所有権移転の際に山林所得を全部発生させて課税する方が本法の考え方ではございしますけれども、やはり林業経営といふものが合理的に行われるためには、森林施業計画の認定を受けて法人経営をした方が、長い目で見ての国土保全という見地からは望ましいといふことが政策の基本にあるといふわけでございします。したがって

で、条件としまして、法人設立後一年以内に施業計画の認定を受けるということが要件になっておりまして、そのように林業経営を法人経営に移し、施業計画としての認定を受けて合理的な経営を行うといふことを促進するための促進税制として、現物出資に対する課税の延期を行うという趣旨の政策税制でございします。

○大島委員 山林所得の問題は余り当委員会でも取り上げられていないので、私はきょうの質問だけでこの問題を終わるのじゃなくて、今後ともこの問題についてまた意見も開陳したいと思ひますが、さしあたって、これは法人まで含めては無理でしょうけれども、個人だけで結構ですから、現在の山林所得者の件数と平均金額、それから今度措置法で二年延長になるこれの適用件数、こういうことはわかりますか。

○水口政府委員 過去三年間の山林所得の人員、所得金額につきましては、国税庁の統計年報書の数字を申し上げますと、まず人員でございしますが、昭和四十九年分は約二万二千人、それから五十年分が一万二千人、それから五十一一年分は約一万二千人、こういうところでございします。

それから、一人当たりの山林所得の所得金額でございしますが、昭和四十九年分が二百九十九万円、五十年分が三百二十一万円、五十一一年分は二百五十八万円、こういうふうな数字になっております。なお、これはサンプル調査でございしますので、お含み置きいただきたいと思ひます。

○大島委員 ほかの土地でもそうでございまして、うが、私たちの方へ行きますと、一本百万円というふうなヒノキがどんどん生えていくわけですが、そういうものに比べて、いまおっしゃいましたね、平均三百何万、ヒノキ一、二本にすぎないです。何万本、何十万本というヒノキを持つてゐるのです。その一、二本だけの金額、そういうばかかなこととがありますか。

私はこの問題は、時間がないので、さらに山林の地方税は一体どうなっているのか。たとえば土地を持つてゐる、これは固定資産税がかかる。家

屋を持つてゐる、固定資産税がかかる。自動車を持つてゐる、自動車税がかかる。犬を持つてゐたら、犬まで税金がかかるのです。山林といふのは御存じのとおり、もちろん不動産ではありませぬけれども、登記上は、立木登記法で登記も認められておるし、それから抵当権の対象にもなるというのが現状ですが、地方税はどういうふうになっているか、自治省の方、お答えいただきたい。山林の山については固定資産税がかかっていると思うのですが、山林についてどうですか。

○渡辺(功)説明員 地方税でございますが、地方税につきましては、たゞいま国税で御説明がありましたように、これは伐採されて山林所得が生じた段階におきまして、市町村民税を課税する、こういうことになっております。

それから、山林所在の市町村の財政という見地からでございますが、木材引取税という税金がかかるわけでございます。

○大島委員 そうしますと、先ほど言いましたように、いまや一百万円もするようなヒノキを何十万本持つておつても、現行では固定資産税がかかるのはその山だけであつて、果実にはかからない。もしかかるとすれば、伐採するとか所得に変形したときにかかる、こういうことですね。そういうことが果たして地方税としていいことですか、このまま放置しておくというところが、犬を持つても税金がかかるのですよ。

○渡辺(功)説明員 非常に価格の高い立木というものであるから、これに課税するのはどうかというお考えだと思ひますが、法定外普通税で一部大税などもあるいはありますが、これは固定資産税と対比して考えますと非常にまた違った性質があります。

御承知のとおり、シャウブ勧告があつて、その後地方税制を組み立てましたその当初からも、立木、これを外すということになった経緯、その点の基本論が一つあると思ひます。もう一つは、いゝとか悪いとかというものは別にいたしまして、仮にそういう基本論を別にいたしまして、立木に

対する課税につきましては非常にむづかしい問題がたゞくさんございます。たとえば立木を把握することは非常にむづかしいとか、あるいは立木の性質から樹種、樹齢はいろいろ違いますので、これを評価するのは非常にむづかしいとか、いろいろな問題がございます。

やはり基本は、これが所得として実現したときにその税負担を求めるといふような制度でありまして、したがつていまして、その基本は何に基づいてゐるかということでございます。同時に、山林所在市町村の財政事情からは木材引取税を、これはいろいろ御議論ありますが、私ももといたしましては、これを存置するというところで長年お願いしてきた、こういう経緯がございます。

○大島委員 そういう木材引取税とか、そんな小さなことを私は言つてゐるのじゃないのです。私が申し上げてゐるのは、もう一つ理由があるのです。

山林所有者は、山を置いておけば価値が出てくるわけですね。そうしますと、なかなか切らない、切らないと、山林労働者はその日の飢えに泣く、そういう社会政策的要請があると私は思ふのです。山林労働者は、これは山持ちが山を切つてくれるだろうか、恐らく切つてくれまい、ならば、山林労働者の飯の食ひ上げになるわけですね。それを延ばせば延ばすほど、百年ヒノキ、百年杉といつて、延ばせば延ばすほど価値が出てくる。これをいま財源のない地方税において、それで果たしていいのか。繰り返して言ひますが、犬まで税金をかけてゐるのですよ。

○渡辺(功)説明員 山林を伐採する方がいいのかどうかというところは、税制の面からだけではちよつと判断できかねると思ひます。

それからまた、犬税というのは別の観点で……○大島委員 最初の答弁、もう一遍言つてくださう。○渡辺(功)説明員 はい。立木に対する課税につきましては、これはやはり基本的には、その立木が伐採されて所得が実現

したときに課税するというところで、その途中には所得が生じないわけでございます、生じた段階の課税が基本だと思ひます。

それから、地方財政の観点から、立木に課税することはどうかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはりこれは所得が生じた段階において課税するというのが基本である、こういうふうにご考へてゐるところでございます。

○大島委員 それは非常におかしなことを言われるのです。所得が生じたときに課税するのが地方税でも原則だといふならば、それでは固定資産税はどうですか、自動車税はどうですか。

○渡辺(功)説明員 これはシャウブ勧告のときに、当初勧告の中にはつきりしてゐるわけではありませぬが、その最初の案にも外れてゐるゆゑんものは、固定資産税につきましては、それを利用し、活用しあるいは使用して収益を圖るといふことが財産価値のほかにあると思ひます。立木につきましては、そういう性質はないのであつて、これはまさに立木そのものを伐採して、それによつて長年かけた経費がそこで回収され、かつ利益も生ずる、こういう性質があると思ひます。そういう基本論のところでは違ひがある。また技術的な面でも若干違ひがございます。そういうこととでございます、明らかにそこには差異があるといふふうに私も考へておられます。

○大島委員 そうすると、地方税はやはり収益を生ずるものに対して課税してゐるんだということになると、個人の住宅なんかは収益とどうつながりますか。また、法定外の動物に対する課税なんかは収益とどうつながるんですか。

○渡辺(功)説明員 たゞいま固定資産税の課税との関係で申し上げました。したがひまして、別の観点からまたこれは御議論があることだらうと思ひます。しかしながら、立木に対する課税は、そういう意味で別の観点から議論をいたしますと、これは先ほども申し上げましたことを繰り返すこ

とになりますけれども、固定資産税とは非常に違ふ。たとえば技術的な面でも、年々生育していくという点でも違ひますし、非常な相違がございますので、固定資産税の課税とは違ふんだといふことで外された経緯があつたと思ひますが、これは現在でもやはり考へ方としては変わつてゐない、こういうふうにご考へておられます。

○大島委員 あなたの答弁が非常にわかりにくいんだが、もうちよつと大きな声で言つてもらいたいんだが、課税から外された経緯というのは、いま二十何年前のシャウブのことを聞いているんじゃないですよ。明確に……

○渡辺(功)説明員 固定資産税との関係でお話ありましたので、その点に重点を置いてお答え申し上げます。

固定資産税の対象と立木との間には非常に類似した点があります。これは御指摘のとおりでありまして、私も多々検討、研究しなければならぬ課題だと思ひます。しかしながら、基本的に違ふところもございまして、それを申し上げたわけでございます。同時に、こゝを一つ譲りまして、課税技術の面で考えましても、それは非常にむづかしい問題があつて、私ももといたしまして、立木に対する課税を行うという考へ方を持つていないところでございます。

○大島委員 それでは、いまあなたの答弁は、一応課税技術の問題は別としても、やはり山林につきましては、何らかの地方税的なものを考へていくという答弁ですか。考慮に値するといふ答弁ですか。

○渡辺(功)説明員 立木の問題あるいは山林所在市町村の財政の問題の御指摘をちょうだいいたしました。山林所在市町村の財政状況については、私も全く同様の考へを持っております。しかし、それをどういふふうにつけていくかということにつきましては、もっと幅広く、最終的にはやはり財政調整という観点から対処すべきだと考へます。同時に、山林に対する負担につきましては、こ

これはやはりそれが所得として発生した段階における公平、どういふ課税をすれば公平かということに帰するわけでありまして、現在行われております所得税及び住民税の課税ということがやはり基本であらう、こういうふうな考えているところでございます。

○大島委員 片山内閣のときに、農地は解放されたけれども山林は解放されなかった。この結果、農民という言葉はあるけれども林業というふうな言葉はないというのが現在ですが、そういうことで、要するに山林所得は、国税の面においても地方税の面においても、非常に優遇されておるということは事実だと思ふのです。しかも所有権の絶対のもとに、首一つ横へ振れば、ことは切らない、そのために何百人の山林労働者が飢えに泣くということ、それはどの所有権の絶対を許しているものかどうか。これは社会政策の問題なんです、あるいは税制面において、国税面、地方税の面において、これは優遇しなくちゃならぬのかどうか。私は次回、また機会あればこの問題をも少し徹底的に取り上げたい。

特に自治省にお願したいんだが、この固定資産税はかかるけれども、家屋までかかるのに、なぜ山林にかからないかというところは、もう一度私は改めて、場合によっては自治大臣にも質問しますから、よく準備しておいてください。

それから、最後に林野庁に聞きたいのですが、いま言ったように、一体民有林と国有林との総合調整というふうなことはやっておられるんですか、林務行政として。あくまでも、これも先ほど言いましたように、資源は有限であるという時代になるときに、全くの無計画で、山持ちがきげん悪ければ切らない、きげんよければ切る、あるいは景気がよければ切る、悪いときは全然切らないというふうなこと、あるいは税金がからぬから百年も二百年も置いておけというふうなこと、そういうようなことで果たして一体どういふ行政をやっているわけですか。

○下川説明員 この森林の経営につきましては、

林業基本法あるいは森林法に基づきましていろいろな施策を講じ、指導いたしておるわけでございますけれども、もとよりこの林業基本法に基づきまして森林資源の基本計画というものを実は持つております。その基本計画に基づきまして全国森林計画をつくり、さらに地域ごとの地域森林計画をつくりまして、それをもって指導をやっておるわけでございまして、民有林につきましても、必ずしも強制力はございません。国有林につきましても、必ずしもこれに絶対的に拘束されるところのものではないでございますけれども、私ども森林法の中で認められました施業計画制度を推進することによりまして、この計画の実行をやらせておるといふことでございます。

現在この施業計画制度につきましては、森林所有者が個別的につくりますところの施業計画と、それからもう一つは、零細な森林所有者が大部分でございまして、これらの零細な所有者が共同してつくりまして、これらの施業計画、この二通りの施業計画制度を進めておりますけれども、この施業計画制度に乗っかっておりますのが、全体としてみますと、五十一年度末現在で三八%程度でございまして、これらにつきましましては、すべて計画的にやっておりますこととでございます。

特に個別施業計画におきましては、比較的大規模な所有者につきましましては、比較的大規模に乗っかっておるものが多いわけでございまして、先ほど申し上げましたように、全体としましては三八%の認定率でございまして、五百ヘクタール以上といったようないわずの大規模等についてみますと、八三%ほどがもうすでに計画をつくりまして、この計画に従って実行しておるといふ状況でございます。

○大島委員 時間が参りましたので最後に一点だけですが、いまの答弁ではとんどが民有林に統制が及んでないということですが、また、現に及んでないのです。そこはよくわかるのです。もう自由自在です。資源有限という観点から見ても、それ

ほど山林に対して所有権の絶対を認めるべきかどうか。そういうことで、場合によっては私はこの際森林法を改正して、ある程度強化するということとがむしろ必要ではないかと思ふのです。林野関係で、そういう大なる法律を抜きにして、いま農林省設置法の一部改正法と、それから改善特別措置法案という、いわゆる山荒らし、人減らしの政策を講じている。私のところには、郷里の林野庁の職員から、これに反対するはきがこのくらい来ている。これに対して私は、この大蔵委員会に聞くことはいささか口はばったのですが、関連がありましますから最後にこれだけ答えていただきます。

今度の農林省設置法の一部改正法あるいは改善特別措置法案によって林野庁職員の人員削減を考えているのか。あるいは第二点に、配置転換をどういふふうな考えているのか。それから三番目に、事業の縮小は本当に考えているのかどうか、ちょっとその三点について簡単に説明にお伺いして、私の質問を終わります。

○後藤説明員 お尋ねのございました北海道の五つの営林局の機構の再編整備の問題につきましては、札幌営林局以外の四局につきましては、五十三年度に機構を若干縮小いたしました。他方、札幌営林局の機能を拡充いたしました。北海道全地域的な問題として対応すべき事務につきましては、札幌営林局がこれを全道的にまとめ対応するような体制をつくりまして北海道営林局とする、そして他の四営林局につきましてはこれを支局とするというところで考えておるわけでございますが、これに関連をいたしまして、当然ほかの四局から札幌へある程度の人員の配置転換という問題は起きてまいりますが、これに伴いまして、たとえば整理退職というふうな措置をとることによる要員削減ということとは考えておらないところでございます。

また、事業量につきましては、国有林野の資源の構成の問題、あるいは特に近年自然保護等の公益的な森林の機能の重視というふうなことがございまして、伐採量等はむしろ世論の方向も、できるだけ切り過ぎないようにというふうな方向に向かってまいってきておるわけでございまして、そういったことから事業量は減少しておりますけれども、それに対しては、要員の規模の方は必ずしもそれに見合せて調整されてはいないという現状がございまして、これにつきましましては、長期的な観点に立ちまして、高齢者の退職促進等の措置を図ってまいりたいというふうな考えておるわけでございます。

○大島委員 北海道につきましてはこれは大問題ですから、わが党の池田君あたりからまた質問が出るかと思ひますが、内地の営林局に關しては現状と大差ない、こう考えていいですね。

○後藤説明員 先ほど申しましたように、国有林全体で申しますと、四十年代の初めごろは約二千三百万立方メートルぐらい伐採をいたしておりましたが、現在は、先ほど申し上げましたような事情によりまして、伐採量は千五百万立方メートルぐらいのところまで減少いたしておりますので、長期的な観点に立つて要員規模の調整を図る考えでございます。

五十三年度につきましては、内地に九つの営林局がございまして、これにつきまして一局一署程度署の統廃合を考えておるところでございます。

○大島委員 それはまた大変な問題ですが、これはちよつとこの大蔵委員会の問題ではないので、ひとまずこれで終わりますけれども、要するに局長が支局長になるという場合と、現地で採用された職員が配置転換になるという意味の大きな違い、これをひとつ十分考えてもらいたい。

それから、先ほど言いましたように、民有林の調整というところも、林野庁の使命に加われば、何も事務量を少なくする必要なんてないもので、場合によつては拡充してもいいと思つておるわけですが、したがって、これはいづれ他の委員会でも議論を呼ぶと思ひますが、そういうふうなひとつこの問題は慎重に考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○大村委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

順序はちよつと不同になりますけれども、中小企業庁に入っていたおきです。初めに租税特別措置法の中小企業関係の部分を先にさせていただきます。それからその後、国税収納金整理資金について質問をいたします。その後もう一度租税特別措置法の方に戻りまして、タックスヘイブンの部分について確認なりをしておきたい。それで大体時間がなくなると思いますが、時間があれば今度は税制一般について。

そこで、初めにこの中小企業対策でございますが、先般の税制小委員会におきまして、私はこのことを主税局長に対して一生懸命お願いをしたわけでございますが、その立法化が現在こうして出てきておるといふことは非常に好ましいと思えます。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕

私は、この法律案につきましては、当局としてもかなりよくやっただんじやないかというふうに評価をいたしております。ただ、やらなければならぬものが大分抜けておるといふ感じはするわけでありまして、ここにしておる範囲だけでも、それでも相当やっただんじやないかというふうに実はひそかに評価をしておるわけでございます。

そこで、この中小企業の問題でございますが、実はこの委員会の質疑をもとにして、どういふふうにしたらいかがというところで待ち構えておる人も中小企業の方にはたくさんおるわけでありまして、そこで、一々説明して歩くわけにはいかないものですから、できればそういう議事録を読んでわかるようにひとつ答弁をお願いしたいと思つておる。

そこで、このイの中小企業倒産防止共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入を認めるという二十八条の二、六十六条の十二、それから、ロの円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく

認定を受けた中小企業者について、欠損金の繰り戻しによる還付の特例措置を講ずるといふ二十八条の五あるいは六十八条の二関係、これについてまず大蔵省の方からその趣旨を説明していただきたいと思つておる。

なお、その後、これに関連して、中小企業庁の方からそのやり方について説明をしていただきたいと思つておる。

○谷口(昇)政府委員 ただいまの御質問の、国税庁としてこの税制改正法案が通りました場合にどのようにPRをするか、こういう御質問かと思つてお答えを申し上げます。

私も、税務行政を円滑に運営するためには、国税庁では従来から、税法等に関する知識の普及向上を図ることを広報目的の一つとして積極的な広報活動を行つております。特に税制改正に際しましては、その都度印刷物の作成配布、あるいは説明会の開催など、改正内容に適した方法によりましてその趣旨の徹底を図つてきたところであります。

昭和五十三年度の税制改正につきましても、法案を成立させていただいたならば、この考え方に従い、速やかに充実した広報活動の展開を図らなくてはならない、このように考えております。特に御質問の新制度につきましても、中小企業向けのものがございますので、その周知方の徹底を期するため、次のような方法によりまして広範囲に効果的な広報活動を行いたいと考えております。たとえば市町村広報紙等への掲載依頼、あるいは説明会の開催、また青色申告会、法人会、税理士会、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力による広報、こういうことを考えております。

○貝沼委員 話がとんちんかんになっているのですけれども、私は、この議事録を読んだ人がわかるようにまず説明をしてもいいと言つておるわけですね。ところが、PRの話が出てきて、ちよつと面食らつておるわけですが、もう一回大蔵省の方からこの趣旨を説明してもらいたい。それから次に中小企業庁から、どういふふうにこれ

から進めるのかといふことを具体的に、どの辺が大事なのかといふことをよく説明してもらいたい、これは少々時間がかかってもよろしいですから、読んだ人がわからなくとも構いませんから、その後でPRの話をしていただきたい。

○大蔵政府委員 失礼いたしました。今回の改正で、二つの中小企業関連の特別措置が新たに設けられております。

その第一は、中小企業倒産防止共済法が前国会ですでに成立いたしましたので、中小企業倒産防止共済制度というものができ上がりました。この制度は御承知のように、中小企業者の方々が、毎月一定金額を中小企業共済事業団に共済掛金としてお出しになりまして、万一その取引先の倒産などによりまして売掛金がうまく回収できないという場合に、事業団の方から、すでにお掛けになった掛金の合計の十倍の範囲内で、無利子で、担保なしで、保証も要らないという貸し付けを受けることができる、こういう新しい制度でございますが、今回税法上で特別措置を設けようとしておりますのは、この事業団に対して払い込まれます掛金を、払い込まれたつど損金にいたしますといふことを御提案しておるわけでございます。

それから第二の項目は、俗称円高特別措置法と申しております法律でございます。この法律は、すでに今国会で早期に成立をいたしまして、すでに公布されております。税制面では、この法律で認定を受けた中小企業の方々の欠損金につきまして、特別の措置を設けるわけでございます。通常欠損金というのは、過去一年にさかのぼって還付できない、それ以外は青色申告の場合でも繰り越すといふことしかできないわけでございますが、今回特に認定をお受けになった中小企業の方々につきましては、過去三年にさかのぼって欠損の繰り戻しができるといふことになっておりますので、法律が通りましたならば、そのような手続について所轄の税務署の方へ所要の手続をおとりいただければ、三年にさかのぼって還付ができるということをお提案しておるわけでございます。

以上が、両特別措置の内容の趣旨でございます。

○深沢説明員 御説明申し上げます。

先生すでに御案内のとおり、円相場の高騰によりまして、輸出が減少する等の影響を受けて、それで、中小企業者に対して各種の措置を講じて安定を図つていくことを目的に、ちよつと長くなって恐縮であります。円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、以後円高法と言わせていただきますけれども、それが先般一月三十一日に成立いたしましたので、二月十四日に施行されておるわけでございます。

その法律体系は、非常に詳しく申し上げますと時間がかかりますのでポイントだけ申し上げますと、この法律で、都道府県知事等、つまり市町村長に認定が与えられているケースがございますけれども、そういう認定を受けていただいた中小企業者の方、これに対して、金融制度上の低利資金の融資なり、それから近代化資金の償還期間の延長等、それから、ここで先生の御指摘になつております課税の特別措置等が受けられることになつておるわけでございます。

それで、国税の関係の措置の内容につきましても、いま大蔵省の方から御説明がございましたので省略させていただきます。地方税の方へまいりますと、この国税の特例措置の適用を受けました中小企業者の方を対象にいたしまして、これは住民税、それから事業税でございますけれども、これは国税で特別の措置の適用を受けました純損失相当額、または欠損金相当額につきまして繰り越し控除期間、現在、個人の場合が三年、法人の場合が五年になっているわけでございますが、それを二年間それぞれ延ばしまして、個人で五年、法人で七年といふふうになさしていただく、これはまた、別途地方税法の改正で御提案申し上げます。だくといふことでございます。

○貝沼委員 いま説明をいただきましたが、大事

なところが説明で抜けておると思うんですね。それはどこかというところ、今回、昭和五十二年度分の確定申告は三月十五日までですね。そうすると、この法律はいつ通るか分かりませんが、要するにたてまえからいけば、施行は四月一日になっておるわけでありまして、確定申告の日にはもう過ぎているところだと思っております。したがって、五十二年度のための還付というものは、そこに当然手が差し伸べられなければなりません。そこで、五十二年分については七月三十一日まで還付請求をすればよろしい、こうなっているわけですね。この辺の説明がちょっとなかったもので、もう一度……

○深沢説明員 お答えさせていただきます。

たとえば個人の場合を取り上げて御説明すればよろしいのではないかと思います。確定申告は、先生が先ほどおっしゃいましたように、五十三年の三月十五日で済んでしまうわけでございます。その段階では、確かに特別措置法が現在審議中でございますが、そこで、租特が通ります以降、便宜上七月三十一日までというふうに解釈をとってきた経緯がございますが、法律が通って四カ月以内の間、特例部分について、たとえば個人の場合ですと二年でございすけれども、それについて特別にその期間に特例部分についての還付請求をしてくださいというふうな手当てが、租税特別措置法上もとれるということになっております。それから、たとえば五十三年度の分につきましては、これはまさに確定申告のときに申告していただければよろしいかと思っております。

○員沼委員 これは非常に大事なところだと私は思っております。これを過ぎてしましますと、せっかくの法律ができておいても適用されないわけでありまして、したがって、四月一日から一応考えまして七月三十一日まで四カ月、この期間にいろいろと手続をやらなければならぬわけですね。たとえば認定業種については、もういろいろ進んでおるところもあるでしょうけれども、あるいはこれからやる人もおるかもしれま

せん。また、そういう制度が新しくできた場合には、それがゆえに新しく出発しなければならぬ仕事というものはたくさんあるわけでありまして、その辺のところは相当徹底されないと、せっかくの制度が生きていくのではないかと。

そこで、PRの話に行くのですけれども、さつきいふん出ましたから、そういうようなところから、要するに中小企業庁は中小企業庁で徹底方を一生懸命やる。どういうやり方をするかわかりませんが、説明会なりいろいろなことを恐らくやられるでしょう。大体どういうふうにするのか。

○深沢説明員 先ほど申し上げましたように、法律が二月十四日から施行されたわけでございます。これは税の特例の措置だけではなくて、ほかにもいろいろな対策がございます。そういったものを含めまして、現在PRに努めているわけでございますが、まず、行政担当サイドでこれは十分理解していただかなければいかぬ。具体的に事務を進めるに当たりますと、この二月八日に都道府県の担当の方にお集まりをいただきました。この詳細な手続等を含めまして、本制度の内容等につきまして十分御説明を申し上げ、そしてまた、そういう都道府県の担当の方から市町村等の担当の方へ制度の内容等の説明が行われているはずでございます。

そして、これ以外のところで、私ども、国会の附帯決議等もございすので、周知徹底方につきましては考えておるわけでございますが、たとえば二月からもうすでに始めておりますけれども、三月にかけてまして新聞、たとえば全国紙、地方紙、それから週刊誌、それからまたテレビ、ラジオにおきまして、この円高対策、円高法に伴います中身のいろいろな対策、手続等の点などを含めてPRをさせていただいておる次第でございますし、これからの力を注いでまいりたい、かように思っております。

○員沼委員 しつかりやっていただきたいと思っております。いままでいろいろな対策が、たとえばドル

ショックのときであるとかいろいろありましたが、常に私たちに来る話というのは、お役所の説明は通り一遍でよくわからない、その後も一度税理士なりあるいはそういう専門家に聞いて研究しなければわからないというようなことがよく言われるわけでありまして、ひとつ懇切丁寧に指導してやっていただきたいと思っております。

それから、国税庁の方ですね、何といったって、いま法人並びに個人ということになっておりますが、税金を納めに行くところは税務署であります。そこへ行っても、大体私は、最近税務署というものは非常に親切になったと自分では思っているのだけれども、やはり行きにくいところなんですね。そこへ行っても、あからさまに尋ねるところはなかなかやらないようでありまして、税務署の方でも、先ほどいろいろPRするということお話がありましたが、窓口で、あなたの場合はこういう方法があるのですよということをお教えあげるといふこと、あるいは見るところにそういう制度が、ことしはたつた四カ月ですから、短い期間でありますから、徹底できるようにPRの方法を考へるというところ、あるいはそういう――まあ税務署の方は、私は国税庁からいろいろやっていることを実際に知っております。たとえば、一、二例を挙げますと、こういうパンフレットをつくってやっておる、これは非常に好評でございます。ですから、こういうものもわかるような――「相続と税金」とか「サラリーマンと税金」、これは果たして喜ばれるかどうか知りませんが、「租税教室」とかいろいろ出ております。こういうものもやらなければいけません。

それからテレビですね、何といったって一番よく頭に入るのは、最近ではテレビなんですね。ですから、「中村メイコと暮らしと税金」、こういうことを、これは民放でやっておるようでありまして、NHKではないようですね。NHKの方はいろいろ事情があるということも聞いておりますけれども、要するにそういう報道機関を通じて極力ひとつやっていただきたい。

「綿貫委員長代理退席、委員長着席」

特に税務署の中においては、あるいはその係までいったらむずかしいかもしれませんが、相談できる窓口、こういうものをきちっとそろえてやっていただくわけにはいかないか、こういうふうには要求したいわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

○谷口（昇）政府委員 先ほど答弁をいたしましたわけでございますけれども、私どもとしては、できるだけ中小企業者の方に有利な制度でございまして、その広報につきましては万全を期していきたい、このように考えております。繰り返すように、恐縮でございますけれども、市町村広報紙等への掲載依頼であるとか、説明会の開催であるとか、関係民間団体の協力によりましてそれぞれの広報でありますとか、あるいはその趣旨によりましては、そのやり方が適当でありますれば、先生の御指摘のようなテレビとかそういうものも考えてみた、このように考えております。

○員沼委員 いま税務署の中の話だけ抜けておりましたけれども、その辺はいかがでしょう。

○谷口（昇）政府委員 税務署の中では、御承知のとおり現在税務相談官というものを置いておりまして、税務署に對しますいろいろな相談、こういうものを匿名で受けるというシステムがございまして、私ども、これは大変各所から好評でございます。いろいろな御相談をいただいているわけでありまして、こういう相談室あるいは相談官といたった制度を納税者の方が御利用いただければ大変ありがたい、このように考えております。もちろん相談官のみならず、税務署の窓口でもいろいろとお尋ねがあればそれにお答えをするような体制をしこう、このように考えております。

○員沼委員 税務署に對する意見だけではなしに、こういう制度についての説明なりそういうことをお願いしておるわけですね。それから、こういうことはしょっちゅうあつてはならないことですが、こういう変動した経済状態では私は起こり得ると思うわけでありまして、し

たがって、ただ制度をつくって、その後、まあやっ
たんでしようということではまずいので、果たし
てどれだけの人がその制度を利用し、そしてどう
いうふうなことが問題であつたという、やはりこ
れからの一つの資料になると思ひますので、たと
えば国税庁においてはどうかいうようなやり方をし
て、そして実際相談に乗つたのはどれぐらいで
あつたというふうな結果の集計はされますか。も
しされるようであつたら、その結果を後で報告し
ていただきたいと思ひます。

○谷口(昇)政府委員 国税庁といたしましては、
諸報告とか統計等のいわゆる内部事務は従来から
極力圧縮をいたしまして、できるだけ指導とか
あるいは調査とかそういう方の事務に向けるべ
くいろいろ努力をしてきているわけであります。
したがいまして、御指摘の件につきましては、特
別にこれを把握するためには相当の事務量を必要
とすること、及び集計上の技術的な問題もありま
すので、なかなかむずかしいかなとは思つており
ますが、なお、御趣旨のほどを検討させていただきます。
○員沼委員 では、よろしく願ひいたします。

それから二番目の問題は、国税収納金整理資金
に関する法律の問題でございます。

これは大臣に初め非常にばやつとしたことをお
尋ねしたいわけですが、ことしの予算委員会から、
あるいは本会議等ですと見てまいりますと、非
常に予見しがたいことが起こる、見通しが非常
にむずかしい、歳入の見通しを立てるといふのは非
常におおむね思ふのですね。それで、こういう歳入の
見通しがむずかしいということ、それから予算
を組むということは、非常に密接な関係があり、
ひいては日本経済に大きな影響を及ぼすのではな
いか。したがって、財政当局から考えるなら、で
きるだけその経済の見通しであるとかあるいは歳
入の見通しなどは、やりやすいような材料を整え
ていくのが賢明ではないか。先般の委員会では主
税局長が、ある程度勘に頼るところがあるみたい

な話でございましたが、そういうことではいけな
いと思ひますのでありまして、少しでも歳入見込
みを阻害するような要因というものは退けていか
なければならぬ、こういうふうな考えるもので
ありますが、大臣はいかがでございましょうか。
○村山國務大臣 できるだけ歳入見込みが確実
になるような資料を整えようと、必要のない
ものについてはそういう要素は排除してまいると
いうことは、全く同感であります。

○員沼委員 いま大臣は同感をしていただいたわ
けであります。この整理資金は実は逆の方向な
んですね。これから申し上げますけれども、これ
が逆の方向になりますので、大蔵当局としてはえ
らいことをやっちゃつたものだ、これは将来の
大汚点である、私はこう思つておるわけであり
ます。目先に二兆円というものがぶら下がつたか
ら、すぐ欲しかったのでしようけれども、それを
とつたばかりにこれから大変なことになるだろ
う、こういうふうな考えるわけであります。

そこです。この整理資金に入ってくる国税、
これにはどういふものがあるのか。また、この改
正が行われない、従来、現行のまま、これでい
けばその金額は大体どれぐらいになるでしょう
か。これは大体で結構です。

○大倉政府委員 今回の改正によりまして、新た
に旧年度の歳入として区分整理されますものは、
税目的には所得税、法人税、それから相続税、酒
税、砂糖消費税、揮発油税、石油ガス税、物品税、
以上でございます。それで、今回の改正によりま
して五十三年度の収入見込みも追加されるであ
らうと推定いたしております金額は、二兆百億強
でございます。

○員沼委員 私の言つたのは、前半はそれでよろ
しいんですが、この改正が行われないとすれば、
現行のままであれば、どれぐらいの規模になりま
すかということ、そこまで結構です。

○大倉政府委員 ちょっとこれはややこしいので
ございますが、五十三年度の一般会計分の租税収
入見込みも総額は二十一兆四千五百億でございま

すが、今回の国税収納金整理資金に関する法律の
一部改正と、それから酒税その他の増税をいたし
ません前申上げますと、十九兆八百八十億と
いう計算、つまり現行法ベースの十二月分は十
九兆八百八十億というふうな推定いたしております。

○員沼委員 それから、この整理資金から今度は
一般会計あるいは特別会計に組み入れをするわけ
です。この場合に一般会計分、それから特別会
計分、たとえば電源開発特会とか交付税譲与税特
会とか石油炭坑特会とかあるようですが、これは
どれぐらいになりますか。

○大倉政府委員 特別会計分としてはさほど大き
な金額ではございませんで、地方道路税の百七十
億と石油ガス税の十億、合計百八十億が交付税及
び譲与税配付金特別会計の方に新たに追加して繰
り入れられると推計しております。

○員沼委員 そうすると、やっぱり法人税、所得
税、その中でも法人税が圧倒的に多い、こういう
ことですね。この法人税が目につくのでしうけ
れども、この改正によつて一体何が変つたのか
ということなんですね。要するにこの改正をやら
なければならぬ理由、これは一体何なのか。
いままで長い間昭和二十九年からやってきて、そ
してこの時点に至つてどうしてもこれを改めなけ
ればならないという、そういう理由は一体どこに
あるのか、これを聞きたいと思ひます。

○山口(光)政府委員 五十三年度におきましてこ
ういう改正をたたいま御審議をお願いしておりま
すゆえんは、結局五十三年度の財政運営のつらさ
にあつたと思うわけでございます。

昭和五十三年度におきましては、いわば国、地
方の総力を挙げて景気対策を講ずるということ
でございます。そのためのやむを得ない措置で
あつたと思つてございしますが、もう少し詳し
く申し上げますと、まず五十三年度の税収の伸び
悩みを補ひまして、いまのお話のように二兆余り
の財源の確保を図ることが一般会計にとつ
て可能となつたわけでございますが、その結果、

同時に地方団体に對しまして、地方交付税交付
金が五千八百億円余り増加することができ、地方
財政対策にも資することになつたわけでございま
す。

それから、実は財源的に苦しいのは、一般会計
だけではございませんで、財政面もそうござい
ます。非常に厳しい原資事情のもとにおきまして、
景気対策、地方財政対策のために財政資金を活用
しなければならぬという事情にございまして、
五十三年度におきましては、従来資金運用部が国
債を引き受けておりましたのを、ことしは引き受
けないようにするといふような措置も講じ
まして、財投の原資を景気対策、それから地方財
政対策のために投入していただくわけでございま
す。したがって、そちらにもさう多くを求め得ない
というところでございます。

それから、以上申し上げたような財政措置を講
じました結果、五十三年度のいわゆる公共債の発
行予定額というものは二十兆を超えるというぐあ
いに見込まれていくわけでございまして、これは
国債、政保債、地方債を含めた数字でございま
すが、これ以上多額の国債をさらに上乗せするとい
うことになりますと、消化がなかなかむずかし
くなるのじゃないかという点がございまして、
最初に申しましたように、国、地方を通じて
総力を挙げて景気対策に取り組むというために、
このようないわば臨時異例の措置を講じてそれに
対応するということが必要であつたわけでござい
ます。

ただいま財政効果としては五十三年度のもので
あり、それが臨時異例のものであるということ
を申し上げたわけでございますが、制度自身はどう
かということになりますと、制度としては、これ
は恒久的な制度改正をお願いしているわけでござ
います。国税収納金整理資金の経理の仕方につきま
しては、従前から発生主義と申しますか、納税義
務が成立いたしましたその年度で物を考えてい
うじゃないか、年度所屬区分の考え方をそういう
ところに向けていこうじゃないかという方向で

参っておりまして、それが一番はつきりあらわれ
ましたのが実は四十九年度の改正でございます。
四十九年度の改正によりまして、原則的にそうい
う方向が打ち出されたわけでございますが、今度
の受け入れ期限を一月延長して五月末にするとい
う改正も、その考え方の延長線上にある。そう
いうことをやりますことによつて、五十三年度と
しては二兆円余りの財源ができるわけでございま
すけれども、五月分について整理をいたしますと、
ほとんどそういう考え方で整理がついてしまつた。
つまり六月以降は、発生はあるいは成立は旧年度
だけれども入るのが新年度だというような金は、
そう多くないわけでございます。したがって、いま
制度をいたしても、これですっきりしたと申
しますか、従来の考え方の方向に即した制度改正
であるというふうに言えると思ひます。

○員沼委員 いま地方交付税交付金の話も出まし
たし、それから、納税義務発生年度の話しも出
ました。昭和四十九年から変わったということ
ですね。たとえば同法の施行令の第三条ですか、
「当該国税の納税義務が成立した日の属する年度」
というふうに書いてありますから、そのことだろ
うと思ひますが、それも実は一つ問題がありまし
て、なぜそういうふうに変つたのかということ、
この条項と、それから財政法の「会計区分」、「国
の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月
三十一日に終るものとする。」十一條ですね、十二
條では「各会計年度における経費は、その年度の
歳入を以て、これを支弁しなければならぬ。」とい
う、この二つの関係ですね、これを考えたとき
に私は、四月が五月になつただけだ、要するにそ
の納税義務が発生した年度だから、それは一つの
色がついた金が四月になつても五月になつても続
いておる、本当は全部つかまえるべきなんだけれ
ども、一応いままでは四月のところでぶつ切られ
ました、五月からの分はそれはそのまま離してあ
ります、ところが、よくよく考えてみたあとと二
兆円ばかり泳いでおるから、あれが欲しいという
ことで、今度は五月まで持つてきた、そういうこ

となんでですね。そんなことをどんでんやつてまい
りますと、いまのお話ですと、さらに延ばしたつ
てせいぜい二千億くらいのもので大したことはな
いんだ、だから延びる心配はないということのよ
うですが、私は、多い少ないにかかわらず、そう
いうふうに延ばしていくというやり方、これは財
政法の会計区分というものを骨抜きにしていくな
じやないか、形骸化していくんじゃないか、こう
いうふうに実は心配をいたしているわけでありま
す。したがって、そういうことから考えると、こ
ういう一つの事例をつくるということはなほだ
うまくない、こういうふうに私は考えるわけで
ございます。

それからもう一点は、先ほどから二兆円、二兆
円というのを非常に魅力的な発言で言つておりま
すけれども、二兆円を取るために実は大きく変
つたことがある。それはどういふことかといい
と、いままでは四月まででしたから、二兆円はい
わば予算を組むときに頭になつておつたわけです
ね、まくらになつておつたわけですね。これはも
う絶対動かないものだ。一年間の推計を立てて予
算を組むわけでありまして、少なくともその部
分は動かない。ところが、今度はそれがしつぽの
方に来るわけですね。足の方に來るわけでありま
すから、全部推定をしなければならぬ。しかも
この法人税は言うまでもなく、景氣の変動にも
すごく左右されるものであります。そういうもの
が、いままで頭にあつたのをわざわざ足の方へ
持つていつて、そうして見直しを立てるのがむず
かしいように条件を持つてくるというところは、こ
れは先ほど大蔵大臣がおつした方向と全く逆
の方向ではありませんか、こういうことなんで
す。

したがって、そういう面から考えると、予見し
がたいことが起こるという現在に、なぜ大蔵省と
もあろうものが、わざわざむずかしい方向に改正
したのですか、そう考えると、これは二兆円とい
うお金が欲しいばかりにやつた、ただそれしか
もう理屈はない、こういうふうに考えられるわけ

であります。もしそうであるならば、これは大蔵
省として非常に大きな汚点である、こういうこと
は今後あつてはならない、こういうふうに私は思
いますので、いま意見を申し上げておるわけであ
ります。この点についての御感想をお願いしま
す。

○山口(光)政府委員 まず、財政法の単年度主義
の原則との関係でございますが、財政法は、その
年度の収入をもつてその年度の支出を賄ふなけれ
ばならないという規定を規定しているわけでござ
いまして、一種の財政節度を規定しているわけで
ございまして、どの年度の歳入になるか、あるい
はどの年度の歳出になるかということは、恣意的
に決まるべきではなくて、ルールをもつて決める
べきである、つまり、一義的に決められなければ
ならないということではなからうかと考えられる
わけでございまして。しかし、そのルールは、それ
では永久に変わらないかと申しますと、それは変
わつても差し支えないんじゃないか。今回の改正
は、そのルールを変えさせていただきたい、それ
は一年限りの問題ではなくて、今後ずっとその
ルールでやらしていただく、こういう趣旨で
御提案申し上げておるわけであります。財政法
の趣旨には反しないと思ひます。要するに、こ
を言っているのじゃないのです。要するに、やつ
てしまつたことは可逆性がありませんが、一カ月延
ばしたことは今度また四月に戻りますというわけ
にいかないので、できないことではないで
しょうけれども、まずだめですね。したがって、
こういうことは可逆性がないと私は考えますので
これはまずかつた、こういう意見を述べたおき
たいと思ひます。そういう解釈や何かは、これは
皆さん何ほでもおっしゃるわけですから、私は
一々求めません。

次に、タックスヘイブンのことでもあります。タッ
クスヘイブン対策税制の導入というのがありまし
て、かねてから懸案になつておりましたのが、こ
れも勇断をもつてなされたことには、私は率直に

言つて敬意を表したい、こう思ふわけであります。
ところが、このタックスヘイブンの部分の法律
を読んでみまして、もう非常にむずかしいのです
ね。技術的な書き方が非常にあるものだから、
なかなか理解がむずかしい。それで、一番聞き
たいところが大体政令で定めることになつてお
る。こういうことは、これはなかなか理解ができ
ません。そこで二、三確認をしておきたいと思ひ
ます。

「特定の所得に対して課される税の負担が著し
く低い国又は地域」これは場所を指定しておるわ
けですが、これは大体どういう条件でこれを決め
ますか、また、具体的に考えられる国はどういう
ところがありますか。

○大倉政府委員 所得税、法人税双方に分かれて
規定をいたしておりますが、法人関係の六十六條
の六の方で御説明いたしたいと思ひます。

六十六條の六第一項の冒頭のところに「本邦に
おける法人の所得に対して課される税の負担に比
して法人のすべての所得又は特定の所得、まづそ
う書いてございしますが、「すべての所得」というの
は特に説明を要しないと思ひますけれども、「特定
の所得」と申しますのは、たとえば国外所得は課
税しないとか、そういう法制の国がございするの
で、たとえばそういうことを予定してこの表現に
なつております。

「著しく低い国又は地域」としてすべての所得又
は特定の所得の区分ごとに政令で定める」とこれ
を政令にゆだねましたのは、法律で国名ないし地
域名を特定いたしましたから、先方の税制が
いろいろ動くものでございまして、そのつど当
方で法律改正の手続をお願いしないといふ対応でき
ないといふこともあり得るので、この基本的考え方
を法律に表現した上で政令に委任していただく
というところは、現在の租税法主義の枠内で十分許
されるということで、法制局で審議をいたした
いてこういうスタイルになつております。

それから、具体的な国、地域名を公式の場所
でいろいろ申し上げるのには若干の相手国との間で

の差し支わりもないではないわけでございますが、しかし、たとえば全く税がない国、全く法人税に相当する税がない国というものがここに入ってくるのは当然でございますが、私どもの理解では、英連邦の一部でございますが、バハマのようなところが政令で指定されることになろう。それからまた、先ほどの例示で申し上げました、国外所得には取りません、その国に本店のある会社の所得でも、その国から見て国外所得となつてゐるものには法人税を取りません、こういうような税制のもとでは、やはり本件で対応しないてはならない事情が生じますので、これも指定いたしたい。それはたとえばバハマのような国にならうと思ひます。

それから「税の負担が著しく低い」という、「著しく低い」という表現も、法制局で御審議願つたわけですが、ほかの法律用語の用例からしますと、大体日本に比べて半分というのが、「著しく低い」という法律用語の解釈として許されるであらう。と申しますと、結局いまの日本の法人の所得に対する税負担が御承知の四九・四七でございますから、実効税率でおおむね二五％以下の国で、しかもこの立法で予定しておるような事情が生じ得る国を政令で定めていくことにならう。具体的には香港を政令で指定することをただいまのところ予定いたしております。

そういう三グループを、それぞれの相手国の税制なり負担の実情に應じまして政令で指定いたしたい、そのように考えております。

○員沼委員 政令の部分はありますが、要綱でお尋ねします。

「保有する株式等に対応する部分」というのがあります。「直接及び間接に保有する居住者又は内国法人の当該保有する株式等に対応する部分」、これでありまして、これは私の感じでは持ち株比率によつて合算課税しようとする考え、こういうふうに考えておるものですが、この理解でよろしいでしょうか。

○大倉政府委員 おっしゃるとおりでございます

す。親が二〇％持つております場合に、子会社がこの法律に規定してございますいろいろな要件に該当しますと、子会社の留保所得のうち二割相当分を親会社の所得に加算していく、こういう意味でございます。

○員沼委員 この考え方、海外子会社などが正常な事業活動によつて正常な所得を稼働している場合であっても、それをみなし課税の対象としているように理解できるわけですが、アメリカでは、たとえばパッシブインカム、アクティブインカムというふうに区別をしてやっているようでありまして、日本の場合はどういうふうになりますか。

○大倉政府委員 これはちょっとお時間をいただかないと、なかなか簡潔な説明というのはいふづかしいのでございますが、まず、今回お願いしております日本での税制の考え方は、タックスヘイブンと称される地域に子会社を設けることによつて、そこでのもうけをこちらへ配当してこないで、全く税負担がないか、あるいは非常に低い負担のままでもその地域に留保しておいて再投資をする、そうして租税負担を免れるということに対して歯どめをかけたという思想でございますけれども、しかし同時に、そのような制度をつくつたがゆえに、結果として正常な海外投資活動あるいは経済協力による事業活動を阻害する結果になつてはならないであらう、したがひまして、要綱の十ページでございますが、「ただし、当該外国法人が独立企業としての実体を備え、かつ、その地で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある」と認められる等一定の要件に該当する場合には、この措置は適用しない」という仕組みを御提案いたしております。

それは具体的にどういふことかと申しますと、一つの例としましては、先ほど例示いたしましたバハマというところがある。それは法人税は全くない。したがって、バハマに看板を置いて会社を持つていても、実際にやっている仕事がカリブ海全域にわたつておるとか、あるいは実はヨーロッパ

の仕事をしておるといふのなら、それはこの対象に持つてこなくてはならない。しかし、本来バハマにいてはできない仕事というものもあるわけでございます。観念的にはございまして、たとえばホテル業というものを、バハマの島に現にホテルを建ててやっている場合には、それは税金が安いという問題もありましようけれども、ホテルというものはそこにはなくてはならないわけでございます。バハマにいてはできないからぬということにはならない。ですから、そういうものはこの網にかける必要はない、そういう思想をとつて御提案しているわけでございます。

そこで、御質問の第二にございましたアクティブインカム、パッシブインカムという考え方も、私どもとしては十分理解できるといふことで、この一年ぐらひ勉強いたしてみましたが、これは執行上非常にむづかしい。恐らくは膨大な資料を提供してもらわないと、所得を厳密にパッシブ、アクティブと分けていくということとは、ちょっと執行面で荷が重いと同時に、納税者との間にかかりのトラブルを起こすのではないかといいことで、あえてそういうたてまえをとらせませんでした。ただ、適用除外基準の中に関連者基準というものが入つてゐるという点で、アメリカの立法例の知恵を借りてきておるといふことになつております。

なお、すでに御承知と思いますが、アメリカも、今回の税制改正の大統領のメッセージでは、どうもパッシブ、アクティブというやり方はうまくいかないと判断したようでございます。ちやうどいま日本で御提案しているような姿にむしろ切りかえてしまふという提案が出てゐるようでございます。

○員沼委員 だんだん時間がなくなつてきましたので、まゝとめてお伺ひいたします。

第一点は、合算課税ということですが、私の認識では、これは一種の連結納税制度の変形ではないかというふうに認識できるわけでありまして、この合算課税制度にこういう連結納税制度

というものは、現在の国内税法にはないわけでございますが、これがどういふ位置づけになるのかということですね、これが第一点。

それから第二点目は、外国との、その国との関係になるわけですが、先進諸国以外の国では、たとえばインカムタックス以外の税を法人に課している場合もありますし、また一部の国では、法人税率に累進税方式をとつておるところがあります。あるいは雇用の促進とか産業振興とかそういうために誘致した製造業に税制上優遇措置を与えている場合もあります。一々私申し上げられませんが、で申し上げられなくても、いろいろあるようでございます。この場合心配になるのは、要するにその国もいろいろな産業政策がありまして、たとえばそういう企業などを誘致している場合がある。本当に税金逃れのために行く悪質なものもあるかもしれませんし、また、本当にその国から望まれてゐるものもあるかもしれません。こういうようなことを考えると、少なくとも相手国の産業政策を否定するような方向へのものはまいかなものであらうかということがちやうど気になるわけでありまして、その辺の配慮はどういうふうにされるのか、これが二点目でございます。

それから第三点目は、この要綱でも、「その地で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある」と認められる等一定の要件に該当する場合」といふ言葉がありますけれども、これは具体的にどういふことをお考えになつておるのか、この点について答弁を承つて終つておきたいと申します。

○大倉政府委員 第一点は、これは連結財務諸表制度を税制上も受け入れていつて、親子会社を連結的に税負担を求めるといふ制度との関連をどう考えているのかという御趣旨だと思ひますが、両者は別のものであるといふふうに考えて構成をし、お願いをいたしております。国内的に連結財務諸表のような考え方に基づく連結納税申告というものを認めるかどうかということにつきましては、なお研究すべき問題がたくさん残つておりまして、にわかにこれを採用するつもりはございませ

せん。

それから、第二点でございますが、相手国の産業政策ないし経済政策との関係は、おっしゃいますようにまことにデリケートな問題でございます。その意味で、先ほど国名、地域名を具体的に申し上げるときにも、若干差しさわりがあろうかと申し上げたのもそういう意味を含めてでございますが、しかし、やはり現実には租税回避の目的でその地に子会社がつくられることが多いという面もございまして、先ほど申し上げたような例の国ないし地域を指定してこの制度を動かし始めるといふことは、余りそういう意味での抵抗をあらかじめ予想しておく必要はないであろうというふうにいまだところ割り切っておりませんけれども、それは相手国からいろいろ必要な希望がございまして、もちろんそれに応じて協議をするという姿勢も必要でございましょう。さらにより望みたい状態は、これらすべての国に対して、やはり二国間の租税条約というものができずれば、お互いに不当な租税回避を避けるという手段も一層講じやすくなりますし、また二重課税の調整もできやすくなりますし、相手国の産業政策上の特別措置に対する対応もやりやすくなるわけでございます。将来の方向としましては、やはり租税条約のネットワークを広げていくという構えを持ちながら、個別の国の実態に応じてこの制度を試行錯誤的にうまく運用してみたいというふうにいただいこのところ考えているわけでございます。

第三点の適用除外要件は、要綱では非常に抽象的に書いてございまして、法律ではある程度の規定を設けていただいております。条文は非常に複雑でややこしい条文でございまして、六十六条の六の第三項がそれを規定する条文でございまして、この第三項に書いてあるような条件になりますと、適用除外になる。要綱に比べますとかなり具体化してございまして、それでもなお冒頭におっしゃったように、まだ法令が多

いという点はございすけれども、物の考え方の基本はこの三項でお読み取りいただけるのではないかと、そのように考えております。

○員沼委員 終わります。

○大村委員長 佐藤樹君。

○佐藤樹君 委員 私さきようは、租税特別措置法の問題に関連をして、去る五十二年の十二月十四日に会計検査院が五十一年度の歳入歳出決算を内閣に検報告をし、そしてその中で大蔵省に対して「特に掲記を要すると認めた事項」として「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」という項目があるわけでありまして、

前もって私は一応前提をお話しておきますけれども、このいわゆる医師の税制についていろいろ議論があることは、もう私が言う必要もないところであります。また、その歴史的な経過についても言う必要はないところでありますけれども、いまのその租税特別措置法二十六条がいかにも悪いが、その論議は、私はまた別の機会にしたいと思ふのであります。さまざまな議論があり、しかもこれは税制だけの問題ではない、大変大きなバックグラウンドを持った、あすの日本の医療と非常に関係をした問題でありますので、その問題はきょうは別にさしていただきまして、それを論ずるときに基礎となりますデータが、果たして正確に国民の側なりあるいはわれわれの側に伝わっているかどうか、この問題について私はきょうは少し詰めていきたいと思ふのであります。

大臣にもお伺いしますけれども、それは特別予備知識が要することではなくて、大臣は大変な勉強家でございます。当委員会、私の席の後ろでよく書類を見ていらした、ずいぶん長い長いおつき合ひでもございまして、よく勉強なさっていらしたのを私も目の当たりにしておりましたから、非常に勉強家であることは私も存じておりますわけでありすけれども、きょう大臣に質問することは、格別予備知識があったり何かする必要のないことで、きわめて物の常識だけお伺いしますので、したがって、私は大臣に質問通告もしてな

ければ、あらかじめこういうことというふうに言っておきません。従来、私が九年前大蔵委員会にいて、大蔵省から資料を出してもらって、そういった立場で物を見た場合に、ここで出された会計検査院の「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」というこの分析の仕方が本当に正しいかどうかということについては、私は非常に疑問があるわけでありまして、

そこで、まず第一にお伺いしたのでありますけれども、大臣もお忙しいから、そんな細かいことまで読んでいただくことは私は請求をしませんし、また、これは決算委員会でも議論もすることでありまして、その折でもいいわけでありまして、一応初めにお伺いしたいのは、新聞にも大きく出ましたけれども、この五十一年度決算検査報告、特にこのいま非常に問題になっております社会保険診療報酬の所得計算の特例の部分について読まされて、そしてこれはいまの簡単に言えば開業医の方々の実態、こういふものを非常に正しく指摘をして、そして実際経費についても非常にすぐれた分析である、そういうふうにと読まれたのかどうか。大変お忙しい中でありまして、細かいことはきょうこれから私自身が論議をさしていただくのであります。そんな細かいことまで読んだのはけしからぬとか、それは甘いとかなんだとかいうことは私は言わずに、非常に分析力のある、数字についても詳しい大臣でありますので、一応読まれてどういう感想を持たれたか、その点からまずちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○村山国務大臣 会計検査院のこの検査報告、私も読みまして、この限りにおいては大体こういうことではなからうかと思ひます。ただ、青色申告がかなり入っております。それで、青色申告をされている方は、恐らく自由診療がかなりの部分を占めている人じゃないかと思ひます。そのわけでございます。ですから、かなり正確なものである。しかし、恐らく経費配分はその場合は自由診療とそれから社会保険診療報酬で収入案分

によって出したのではないだろうか、そのように思っているわけでございます。

○佐藤（観）委員 さすが元主税局長でございますからよく御存じでございますけれども、もう一つだけ付け加えてございすけれども、もう一つ、一応きょうの午前中の審議にも取りましたけれども、この社会保険診療報酬の特例の問題というのは非常に大きな問題で、今後のこの問題を考えるときに、この会計検査院の指摘と申しますか、書いてある内容というのは非常に参考になつて、今後の租税特別措置法二十六条の問題を考えると、これは基礎になる資料で、あるいは大変参考になる、こういう感想は持たれたですか。

○村山国務大臣 これはどういふ改正をやるかというところにつきましては、その改正の内容との関連でございますが、ここに会計検査院も指摘しているように、かなり個人差があるようにできていますのでございす。大体最後のところによつて出ているように、実際経費率三〇％未満から六〇から七二までと階層がずつと出ています。ですから、これは非常にむずかしい問題で、恐らくは人をどれだけ雇っておるか、それから高い機械をどれだけ入れておるか、この差が大きくなってきておるのではなからうか、こう思ひます。それから、それから、収入金額によつてそれは違ひがない、こういうことではございすけれども、これは何しろ一千万以上というところをやつておりますから、さあそれが一体以下になった場合にはどうなるか、この辺が非常に問題点であらうと思ひます。

○佐藤（観）委員 細部にわたつてはこれから少しお伺いしていきますけれども、端的に言つて、大変会計検査院には悪いけれども、会計検査院が出されたものについて、この方法論というのはいきまへてずさんだと私は思つておるのです。私は非常にこれは、世にこの問題を考えるに当たつてきわめて俗説と申しますか、考える根拠の資料としてはきわめて偏つた、しかも新聞等に報道された形では、結果的にはお医者さんの経費というのはい

二%が平均だといふことが伝わっているといふのは、これは会計検査院に大責任があると私は思っております。

私はこれからいかにこの報告というものが、おかしな選択でこの調査ができていくかについて、逐一分析をしていきたいと思います。

まず、会計検査院にお伺いしますが、「特に掲記を要する」と認めた事項、特に、「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」というのは、どういふ根拠法規に基づいて会計検査院は調査なさったのですか。

○前田会計検査院説明員 お答え申し上げます。

権限と申しますか、国の収入支出の決算、これは会計検査院の根本的な検査権限のあるところでございます。それで収入の大宗でありますところの租税、これにつきましては、毎年不当事項はないかといふことを調べておるわけでございますが、その中で租税の証拠書類でございますところの申告書、これはわれわれの検査の対象として非常に重要なものでございます。したがって、これは毎年われわれ検査しておるわけでございます。

先生御指摘なのは、発表の方法ということだろうと思ひますが、これはわれわれは違法、不当とあれば発表いたしますし、それから、是正や改善を要するとありますれば、それぞれの法規に基づいていたします。最近国会方面の御要望もかなりございまして、違法、不当とは言わない、またはそれから、すぐ政治的な問題であるといふことで、改善の方途もなかなかむずかしいといふようなものについても報告すべきである、そういう御議論が特に決算委員会を通じて非常にございまして、去年からわれわれはこういうものを、世間的に大きいものは一応出して御批判を仰ぐ、こういうことにいたしております。この方針に従ひまして検査報告に載せたものでございます。

○佐藤(観)委員 それは会計検査院ですから、国の収支をやるのは当然なことでありまして、その

意味では、普通のいわゆる報告の中で、源泉所得税に関するものあるいは申告所得税に関するもの、たとえば譲渡所得とか配当所得とか法人税とか、要するに国税庁ないしは税務署が執行するに当たって、この執行は間違っていたのではないかと法律があつてその執行が間違っていたのではないかと、かといふものについて指摘するのは当然だと私は思ふのです。しかし、この租税特別措置法という法律がいろいろ悪いのは別として、二十六条のこの法律が一体日本の医療にとつてどういふ効果をもたすか、政策的にどうかといふ問題は別として、とにかくこれは税法上認められている行為なんです。認められている行為、それをどういふ権限に基づいて調査なさつたのか。いまの御答弁ですと、国の収入といふことになりまして全く単純な、第二章の「権限」にあるところの第二節「検査の範囲」、第二十二條第一項、こういう中のたぐいとしてこの調査といふのはなさつたということですか。

○前田会計検査院説明員 このお医者さんの申告書に對します検査は、国の収入支出の決算の検査の一環として行つたわけでございます。この申告書は全部会計検査院に、ある一定限度以上は提出されてまいるわけでございます。その検査の結果どういふものを発表するか、このことを先生が問題にしておられると思ひますけれども、それはこういうふうな制度的なものにつきましても、会計検査院が検査した結果を公表すべきであるといふのが、一般の決算委員会の御意見でもあり、われわれも従来からそれをやつてきたところであります。それが権限外であるとは考えていないわけでございます。

○佐藤(観)委員 ですから、一体何条の権限に基づいてこれはやられたのですか。

○前田会計検査院説明員 何条の権限と申しますか、検査自体は、憲法上も国の収入支出の決算は毎年会計検査院がこれを検査してございます。お医者さんの申告書は収入にかかわります重大な証拠書類でございますので、これを検査するのは当然でございます。

然でございます。

○佐藤(観)委員 憲法に基づいて会計検査院がつくられ、その会計検査院の業務については会計検査院法でもつてやるわけですね。しかし、会計検査院といつても、じゃ、だれでも民間の商店に入つて検査できるかといふと、できないわけでしょう。おたくは八百屋さんの検査といふのはできませんか、直接、これだつて国の収入でしよう。それはできないわけでしょう。ですから、一体何条に基づいて権限でこれは調査なさつたのかといふことをお伺いしているのです。何条だけ言つてもらえればよい。

○前田会計検査院説明員 検査は、むしろお医者さんに直接赴きましたり、あるいは八百屋さんに直接赴きましたりして検査することはできません。しかし、皆さんが申告書を出しておられますので、それに対しては税務署は課税処理をするわけでございまして、この申告書はわれわれの検査の重要な対象となっております。

○佐藤(観)委員 私の質問が悪いのか。要するに、皆さんの方には法律に基づいて権限といふのが与えられているわけですね。この権限は、第二十二條に「必要の検査事項」、第二十三條に「任意の検査事項」、そして見れば第六節の「雑則」にそれなりの権限が書いてあるわけですね。

そうすると、いまの御答弁ですと、その権限のうち第二十二條の一項の「国の毎月の収入支出」といふのがありますね、この範囲の中で検査をなさつていふことですか。

○前田会計検査院説明員 その範囲で検査をしておるわけでございます。そういたしました会計検査院は、違法、不当といふ断定をいたしますはか、こういう検査をした結果、法令または制度に改善を要すると認めたものがあります場合には、改善の意見を表示できる、こういう規定もあるわけでございます。

本件の場合に、いまだわれわれは、改善の意見が表示できる場合に限つて載せてきたわけでございますが、今回のように、社会保険の診療報酬

の適正化といふものとも絡み合つた相当大きな政治問題でもございまして、われわれは改善を要するといふ断定はできなかったわけでございまして。ただ、こういうものにつきましても、国家的に意味の大きいものは公表するようにというのが従来の決算委員会の態度だつた、こういうことでございます。

○佐藤(観)委員 私も決算委員会の経過をつまびらかに知つてはいるわけではありませんが、しかし、それでも、たとえば皆さん方が「特に掲記を要する」と認めた事項」といふのは各省にわたつてあるわけだけれども、いずれも、建設省についてあるいは電信電話公社についても国鉄についても住宅公団についても、国の機関ですね、こういうものなら私はある程度わかるわけですね。しかし、その法律がいい悪いは議論の外だといふことは私は冒頭に申し上げたわけでありますが、法律に基づいて申告されるものについて、果たして会計検査院がそこまで立ち入る権限があるのだろうか。

それでは、第六節「雑則」にあります三十六條「改善の意見表示又は要求」、「会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。」この権限に基づいて調査をされたのではないのですか。

○前田会計検査院説明員 それは「検査の結果」とございまして、当然検査権限に基づいて調査いたしました結果改善の意見を表示することができ、こういう規定でございます。

ただ、検査報告にどういふものを載せるか、これは一応会計検査院に任された権限である、このようにわれわれは考えておるわけでございまして。○佐藤(観)委員 私が冒頭にちよつと疑問に思つたのは、何度も言つていふように、租税特別措置法二十六條がいい法律か悪い法律かといふことは別として、法律で認められている行為について果たして会計検査院が立ち入る要素といふものがある

るんだらうか、権限というものがあつたらうか。他のものは、法律の執行面で、先ほどちょっと読み上げましたけれども、執行面でどうも不適当だということなんですよ。ところが、租税特別措置法二十六条の問題というのは、執行面の問題じゃないですね、法律で認められているわけですから。その権限まで会計検査院が入る根拠法規は一体何か。国の収入支出といったら、それはすべてになるわけですね、そうなる。ほとんどすべてのものが、直接に納税者以外は、つまり、国の機関が関与しているものを通してならば、会計検査院はその意味では、法律で認められている行為であらうとなかろうと検査の権限が、強いて言えば二十二条の第一項である、こういう見解ですか。

○前田会計検査院説明員　ともかく収入支出について検査ができる、お医者さんの申告書について検査ができるという点は、おわかりいただいたと思いますのですけれども、しかしただ、今度それについて会計検査院がどういうアクションをとるか。たとえばいま御指摘のとおり、ある一つの法律がございまして、これがいっばいある法律でございまして、それに従って行われました行為は合法的でございまして。しかし、もしその法律が若干合理性を欠くというようなことがございすれば、この法律は改正したらいかがかという意見は会計検査院は述べております。で、今回の場合はそのケースに当たるとわれわれは断定しております。ただ事実を淡々と書いて一応御議論を願う、それがねらいでございまして。したがって、たとえ法律に規定してありましても、この法律自身が不合理であると考へました場合は、会計検査院は一応是正の意見を出しております。

○佐藤(親)委員　だから、そこまで話がいきますと、第二十二條の第一項「国の毎月の収入支出」ということを越えていますね、それは。その意見を述べて、法律があつて——先ほど私がちょっと読み上げましたように、たとえば各税務署の調査に入つて、同族会社の留保金額、これはどうも少し問題があるんじゃないかと、法律の執行面

について問題があるという指摘は、これはわかるのですよ。国税庁が、あるいは各税務署が、正しく執行しなかったではないかという指摘が何点か出されております。土地の譲渡等に係る譲渡利益金額、二十六条事項、退職給付引当金、二十一事項。これは要するに、法律があつて、ところが実は執行面が悪かつた。ですから、たとえば退職給付引当金なんかでも、「期末退職給付の要支給額の百分の五十相当額を超える繰入れ額の計算を誤つたり、取り崩し額を過少に計算したりしていたものである」というようなことで、法律があつて、法律の執行面が間違つていたということがあるわけですよ。ところが、今度の調査というものは、いまの御説明じゃ二十二条の第一項にいうところの「国の毎月の収入支出」という中で、法律で認められているこの租税特別措置法二十六条そのものがどうかというのを皆さん方は検査されているわけですよ。だから、一体その権限というものは何か、そこが私は納得がいけないわけですよ。

○前田会計検査院説明員　先ほど申しまして、先生もお読みくださいましたとおり、会計検査院法に三十六条という規定があるわけでございます。したがっていましてその点では、執行面だけを批判するという形にはなつておられないわけでございます。この立法は改正すべきであるということこそまで会計検査院は物を言つてよろしい、こういうことになつておるのが三十六条でございます。それを受けて……(それならなぜそれを言わないのか)と呼ぶ者あり)いや、三十六条は、先ほど先生がお読みいただいたその規定の中でございますので……

○佐藤(親)委員　それなら本当に、いま委員から御発言があつたように、そう言つてもらえばまだ私はわかるので、ただ、これは「検査の結果」、そういうことですね。だけれども、検査をできる権限というのはじゃ何にあるのですか。いま言ったように、実際法律の執行が正しいかどうかを検査した、そうしたらどうもこれはおかしいぞ

ということがわかる。しかし、法律で認められている——私はあえて何度も言うけれども、この租税特別措置法がいい法律とか悪い法律とか、これはいろいろ議論があるでしょうけれども、これはとにかく歴史的に国会が認めていることですから、これはいろいろな議論があつても、何も納税者が、この場合事実上開業医の皆さん方が、その対象になるということはないと思うのですね。

いま三十六条と言われた。三十六条は、会計検査院が検査の結果、そういうふうにいるいろいろな法令とか制度の問題があるという場合であつて、しかしそれじゃ、検査をできる権限というものは、いまの御説明だと、二十二条の「国の毎月の収入支出」だと言われるわけですね。そうなりますと、いま申しましたように、法の執行が正しいといふならわかるけれども、法律で認められていること自体に検査する権限というものは、いま二十二条の第一項でいうところの国の収入支出というだけで皆さん方が、国会が認めている——あえて言うけれども、中身のいい悪いは別として、国会がとにかく認めている法律まで立ち入る権限というものは一体どこにあるのかというものが、私にはわからない。

○前田会計検査院説明員　どうも御説明が悪くて恐縮でございますけれども、先ほどから繰り返しておりますとおり、われわれは、収入支出についてはいかなる観点からも検査ができる、そして、もしこの法律が場合によっては改正を要するのではないかとした場合には、改正を要求する権限も与えられている、こういうことを私は申し上げたわけでございます。したがって、制度的なもの、これを改正した方がよりベターではないかというような場合には、そういう意見も申し上げる、こういうことでございまして。

○佐藤(親)委員　そうしましたら、こう整理します。

いまの御答弁は、検査する権限というものはあくまで第二十二條の一項の「国の毎月の収入支出」というものに基づいてアクションを起こせる、そ

してその結果が出た場合には、三十六条の「検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することが出来る」ということで、ここに皆さん方の検査報告に載せた、こういうことですね。そう理解していいですね。

○前田会計検査院説明員　改善意見でございましたら、そうでございまして。ただこの場合には、われわれは改善を要するという結論を出さなかつたわけでございます。したがって、改善意見さえ出せる会計検査院であるから、改善がすぐできるとは思わないといひます場合には全然物を言わないかというところ、それは改善の意見も表示もできる会計検査院でございまして、それなら客観的に事実を述べたらどうかというのが、国会の決算委員会方面の御意向であつた、こういうことでございまして。

○佐藤(親)委員　この権限の問題は、私の主題ではない、入り口なんです、時間がなくなつてしまふので、じゃ一歩前へ進めさせていただきます。

この「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」というものですね。これ自体は皆さん方の中でも、ひとつこれをやるうじやないか、検査してみようじやないかといううなことは、下の方の会議あるいは上の方の会議で決められるのでありましようけれども、一体いつごろこれは検査しようじやないかということになつたのですか。

○前田会計検査院説明員　一昨年の暮れごろでございますけれども、これも大体会計検査院はいつのも不当事項、違法事項ばかり挙げていて、租税制度そのものに関する——租税の検査に限つてでございますけれども、租税の制度そのものを研究するという態度が足りぬではないかという相當の御指摘があつたわけでございます。われわれは従来からそれは考へてきたわけでございますが、それでは、大蔵省の計算によりましては減税額の一番多い医師の優遇所得、それから世間の批判も、いまほどではございませぬが、あのころかなりござ

いまして、そういうことで一昨年の十二月ごろ、ひとつ取り上げてみようかということを決めております。

○佐藤(観)委員 その意思はわかりましたけれども、これは後、内部的にはどういう手続をするのですか。これを調査して、事実上人員を配置をしたりどうしようという具体的な行動に移る決定と申しますか、これはいつなんですか。ある程度の雰囲気なり背景があったことは私もわからぬわけではないのですが、具体的にたえば、会計検査院のこれはどこで決まるのだから知れませんが、検査官会議で決めるのかわかりませんが、要するにおたくの院議というのですから、院議で決めたのはいいんですか。

○前田会計検査院説明員 大体会計検査と申しますものは、決めてきちつと申しても、そのとおりいくわけのものでもございませんので、したがって、まず試行錯誤の期間が続くわけでございます。ですから、検査が始まりましたのは十二月ごろから——申告書はずっと会計検査院に提出されておりますから、その分析はもう十二月ごろからずっと続けております。

○佐藤(観)委員 それでは、改めて伺いますけれども、皆さん方の中でもいろいろ討論をして、これだけの相当の人数を動かして仕事をやるわけでありましょうから、それなりのびちつとした目的といいますか、それがあらずだと思ふのですね。それはどういふことですか。

○前田会計検査院説明員 大体いままでばらばらと申し述べてきたわけでございますけれども、一応まず制度的なものを見るべきであるということ、それからこの中では、医師のいわゆる優遇税制というものが減税額がかなり大きいということ、それからもう一つは、証拠書類というものが会計検査院にありまして、在庁しながらも分析ができるということ、そういったようなことをあれいたしまして、検査を始めたわけでございます。

○佐藤(観)委員 皆さん方の説明書といふものは、昭和五十一年度の決算と検査」といふ本によ

りますと、要するに簡単に言えば、ここで検査した結果が次の国政の中で何らかの形で生かされるという前提があつたというふうに理解していいですね。「特に掲記を要すると認めた事項」で、「今までに述べたような「不当事項」、「処置要求事項」、「処置済み事項」の範囲に入らないものでも、予算執行の効果が上がつていなかったり、事業経営が非常に悪化してたりして問題がある事態については、五十年度から「特に掲記を要すると認めた事項」という標題で検査報告に掲記することになった。」と書いてあり、「これは、このようにして問題を提起することによって事態の進展を図り、今後の事業運営や会計経理執行の参考に資するためである。」こう書いてありますけれども、要するにこれは突き詰めて言えば、皆さん方が検査されたものが国政の中で生かされ、次の問題解決の大きな指針になる、あるいは重要な資料になる、こういう前提で検査されているわけですね。

○前田会計検査院説明員 お話しのとおりでございます。

本件の優遇税制に関して申し上げますれば、大分新聞あたりではちよつと間違つて報道された面があると思ひますけれども、われわれ自身がこの調査をいたしました前後、お医者さんはすべて不公平税制の優遇を受けているんだといううな意見が一般でございました。われわれが一応調査してみまして、ところが、実際はそうではないといううなことがはつきりいたしました。したがつて、これではわれわれ自身の調査も、大体サンプル的に申しましてそんなに少ない数字とも考えまじいので、それならこれを一般に公開いたしまして、きょうのような御議論をいただく、こういうチャンスをつくるほうが国のためではないか、こういう考え方でございます。

○佐藤(観)委員 その後半の話は私はまだ別に聞いているわけではないので、そう予防線を張らなくていいのですが、要するにそうしますと、大体私が要約したことを局長はお認めになつたわけですから、そうなりますと、われわれは少なくとも次の

の施策の大きな資料にしなければいかぬ。ひとつここに書いてあることが正しくて、これを土台にして、われわれも医師税制の問題については、これは各党とも非常に大きな課題でありますから、皆さん方が調査してくれたものを参考に、この土台の上に次の結論を出すようにしなければいかぬというものと私は思ふのです。そういうふうに理解してよろしいですね。

○前田会計検査院説明員 そのようにしていただければ、一番われわれとしてはありがたい話でございます。

○佐藤(観)委員 そういう前提に立つならば、当然ここで調査されたものというものは、たとえ簡単に言えば、ここでは個人開業医の方々、いまだ七万人いらっしゃるし、いまだ七万人の方々の全体像をあらわすものでなければ、私たちが、ここに出されたものが正しい資料ということにならないし、あすの政治のためにこれをもとにして次のステップに行くということにできません。そうじゃないですか。

○前田会計検査院説明員 理論的にはそうでございます。いま申し上げますけれども、われわれが一千万円以上の所得、かなり金持ちのお医者さんだけ選びましたその理由は、一つは、世間の批判というのが所得の多いお医者さんに対してあるのだからと考へた。それからもう一つは、先ほど大蔵大臣がちよつとおっしゃいましたとおり、これは青色申告をしていての方でないと経営の分析ができないわけでございますが、所得一千万未満の方になりますと、青色申告をしていらっしゃる方は非常に少ないといううことがわれわれのネックでございます。収支の明細書がついてございせんといふから、いふことでございます。したがって、われわれはここまで所得一千万という、日本では相当の最高所得の方に属する方々でございますが、この方についての分析をしたわけでございます。

○佐藤(観)委員 そう答弁が——まだそこまで私は聞いてないので、要するに少なくとも皆さん方が、会計検査院が調査をなさつたものが国会に出され

てくる——出されているわけですね。それをもとにしてわれわれは政治をするわけでしょう。この租税特別措置法二十六条を一体どうしようかという問題をするわけでしょう。そのためには、われわれが少なくとも議論をする大きな資料にするためには、皆さん方の調査されたことが、少なくとも七万人のお医者さんの全く平均的な、代表的な、そういう調査になつていなければ、つまり七万人のお医者さんの全体像がこれを読めばわかるということになつていなければ、われわれはこれを参考資料にできないじゃないですか。そうじゃないですか。

○前田会計検査院説明員 先生おっしゃいますとおり、お医者さんの中には、経費を一〇〇%超しますために申告書を提出されていないお医者さん、一部ではございまして、そういうお医者さんはかなりあるであらう、そのように私考へますし、それからもう一つは、われわれの調査によりまして、一千五百五十三人の方は七二%を超すという理由でこの優遇を受けていなかったということでございます。確かにこれは所得一千万を超す方の、そのうちで特例の適用を受けておつた方の一応平均である、こういうことでございまして、このほかに調べられればさらによかつたと思ひますが、恐らく非常に困難であつたらうと考へておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そうするといふの御答弁は、必ずしも約七万人の個人開業医の方々の全体像をあらわしているものではないと、こういう結論です。

○前田会計検査院説明員 恐らく下の方のお医者さんの場合、若干のサンプル調査をいたしておりますけれども、かなり所得率の高い方もおられますから、それが全体をあらわしているとは——五二%というのは、どこまでも所得一千万以上の方々のものである、こういうぐあいにお考へ願ひたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 それも不正確ですね。七二%を

超えている人は除いて、なおかつ一千万円以下、いま五二%というのは、それ自身が非常に問題なんですけれども、いまそういうことを私は聞いているのじゃなくて、要するに、サンプル調査も若干一千万以下の方もやられたと言われたけれども、いまだにかくそのことを聞いていない。要するに、皆さん方が責任を持って決算検査報告というのをされた。ここに書いてあることを前提として国会の審議をし、あるいはこの問題の解決といえますか、前進といえますか、日本の医療をどうしようかという、そういう重大な問題に非常に関係してくるわけですから、皆さん方の出されてくる資料というのは、少なくとも七万人のお医者さんの全体像を——全体像といつたって、全部七万人調査できるわけじゃないから、少なくとも全体像をあらわすようなものでなければ、われわれは、これは三文の値打ちもないじゃないですか。全く一部の人だけの調査をして、これが七万人の方々の実像です、全体像ですと出されたって、われわれはこれは何の参考にもならないじゃないですか。そうでしょう。これが会計検査院として七万人の方々の全体像だと思つて出されたのか、そうじゃないのか。そうじゃないということになりますと、先ほどの前提と大分話がごちゃごちゃになりますね。一体これは、七万人の方々のお医者さんの全体像と思つてここに報告書を出されたのか。細かいことはいろいろ私まだまだお伺いしますけれども、一体これが全体像なんですか、七万人のお医者さんの方々の。そのことをお伺いしているのですよ。

○前田会計検査院説明員 先ほども申し上げましたとおり、所得一千万円以上のお医者さんの方の平均でございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、後で一千万以上の問題もお伺いしますけれども、これは明らかに全体像じゃないわけですね。

○前田会計検査院説明員 ですから、全体像だとは申し上げておりません。所得一千万円以上のお医者さんのものです。

○佐藤(観)委員 そうしますと、またおかしなことになるのですね。いまはつきり全体像じゃないと言われた。一千万円以上の方々の、しかも後でお伺いしますけれども、七二%を超えている方について全然平均の中に入れないで、七二%以下の方だけ平均を出して五二%だ、五二%だと言っているわけでしょう。それはさらに詰めますけれども、全体像じゃないものを国会に出してもらって、われわれがこれを読んで、それでは租税特別措置法二十六条の問題はどうしようかという参考になるのですか。ならないじゃないですか、そんなことでは。国会で審議をし、この問題の解決を図る、前進させるためには、少なくとも各業界なりおのおのの全体像が前提として出ていなければ、全く一部の、イソップの話じゃないけれども、象の鼻かじっばか足かどこかだけをいじつたような報告書を出されて、さあこれで国会で次の政策を考えてくださいといったって、そんなものは調査の重みがないじゃないですか。そうじゃないですか。

○前田会計検査院説明員 これも先生方よく御存じのとおりでございます。日本の所得税法というのは累進税率をとっているわけでございます。したがって、所得が下になればなるほど税率は下がってくる。それで、国民の皆さんの中で御批判があるのは、一応お金持ちのお医者さんであらう、われわれはそのように考えまして、所得一千万円以上のお医者さん、こういうぐあいに限つたわけでございます。

○佐藤(観)委員 そういうことを言うなら、では、所得一千万円以上のお医者さんというのは、七万人のお医者さんのうちの何%いるのですか。

○前田会計検査院説明員 これを一応われわれは別途サンプル調査をしたわけでございますが、昭和五十年年度分に確定申告書を出しました医業等事業所得者のうちに一万八千九百二十四人について調査いたしましたところが、一千万円以上の割合が約三七%、六千九百五十六人、こういうことでございます。したがって、九万人に当っては

めてみますと、推定でございますが、約二万四千人ぐらいおられるんじゃないかと思ひます。

○佐藤(観)委員 それもおかしいのですよ。では、一万八千九百二十四人調査されたというのは、すべての七万人のお医者さんのうちのどういう所得階層を一万八千九百二十四人選ばれたのですか。これは一万八千九百二十四人というのは全部所得階層別になつてゐるのですか。皆さん方が任意に調査された一万八千九百二十四人のうちの六千九百五十六人が一千万円以上だったからといって、三七%が一千万円以上だ、それを延長させて引き伸ばしてみたら二万四千になつてゐる、そんなばかな数字がありますか。一万八千九百二十四人というのはどういうサンプリングなんですか。これは所得階層別に人数別に、たとえば収入が一億円以上の人が何割、それから一億から五千万の人が幾ら、それから一千万以下の人が、あるいは五百万以下の人が幾ら、人数別に比例して一万八千九百二十四人というものをつくつて、そしてそういうふうになく所得階層別にやってみたら、そのうち六千九百五十六人が一千万以上でしたというならば、三七%という数字は意味があるわけでしょう。一万八千九百二十四人というのは、そういうサンプル調査をしたのですか。所得階層別にちゃんとやっていますか。

○前田会計検査院説明員 これは昭和五十年に確定申告書を出されたお医者さん、これを行きました税務署ごとに全部出していただきまして、そのうちから所得一千万円以上の方は幾らあるかというのを調べた数字でございます。

○佐藤(観)委員 それは逆に言えば、一万八千九百二十四人というのは、一体七万人のお医者さんのうちのどういう所得区分の人がそこに属しているかというのはいくら調査なさつてない。全くアトランダムに一万八千九百二十四人を選ばれて、要するに、いま申しましたように、五十年分の確定申告があつたものを全部持つてきてやつてみたら、そのうち六千九百五十六人がおつた。一万八千九百二十四人が一体七万人のお医者さんのうちの

のどういう所得階層に位置するかについては全然わからないということでしょう。(全部一千万以上なんだ)と呼ぶ者あり)

○前田会計検査院説明員 いや、一千万円以上ではございません。これは確定申告書を税務署に提出されたお医者さんでございます。そのうち一千万円以上の所得のあつた方のパーセンテージでございます。

○佐藤(観)委員 ですから、私がお伺いしているのは、一千万円以上の方が三七%という数字を出されているけれども、これを一万八千九百二十四人を比例配分して七万人に合わせれば、では、三七%の人が年所得一千万円以上の方とあなた方は見ているわけですか。

○前田会計検査院説明員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 おかしいな。ましてや皆さん方のところは、その前の「注4」のところに「五十年年度版国税統計年報書によれば、全申告所得者四百六十二万三千七百二十人のうち所得金額が一千万円以上の者の割合は四% (十八万九千八百六十七人) となつてゐる」ということを言われてゐますね。これは私も確認しました。確かにそうです。これはいいです。全申告所得者のうち一千万円の方ですから、十八万九千八百六十七人というのは確かに四%になつてゐる。これは全申告者です。そのうちの一千万円を超える人、これは比べる比較の対象になりますね。

だけれども、七万人いるお医者さんのうち一万八千九百二十四人を、申告書が出てきたからというだけで集めて、そのうちの一千万円以上の所得の方は六千九百五十六人だった、しかもその一万八千九百二十四人というのは七万人いるお医者さんの所得階層の中でどういふところなのかさっぱりわからないじゃないですか。これは比べること自体おかしいんじゃないですか。申告書が出たというだけで、一万八千何人がしの人を申告書が出たからといって選んだ、そのうちの約七千人近くが一千万の人がいました、ですから三七%です、だか

らそれを延長しますと七万人のうちの三七％が一千万円以上の所得である、こうするのですか。ずいぶん会計検査院というのにはずさんなところですね。七万人を調べてみて、そのうちの約七千人が一千万円以上の所得の人というならばパーセンテージを出しても意味がある。勝手に、申告書が出てきた約一万八千人ぐらゐのうち約七千人ぐらゐの人が一千万円以上の所得であつたら、三七％が一千万円以上の所得の方です、これは比べようがありませんか。七万人と比べて比率を出すならわかる。勝手に選んで、どういふ所得階層かわからない人と、その中にあつた一千万円以上の所得の人とを比べて三七％だと出したって、これは私は小学校の数学ではお化けだと習つた、比べるべき筋合いのものじゃないものを比べているのですから。しかもあなたの方では、先ほど読み上げた全申告者のうちの四％と三七％を比べられている。こんなでためめはないでしょう。でためめじゃないですか。

○前田会計検査院説明員 七万人全部当たりまして、この場合申告書が提出されていないとだめでございまして、七万人という数字がつかまえられるかどうかかわりませんけれども、しかし一応そのうちの一部を抽出いたしましたその割合を調べるといふやり方は、統計学的に認められているやり方でございます。私どもの調査では開業医の方九万と一応考えておりますけれども、九万の傾向を調べるのに決して少な過ぎるデータとは私考えておりません。

○佐藤(親)委員 私は、七万人全部調べ、九万人全部調べると言っているのじゃない。一万八千九百二十四人が、全体の中の所得分布が均一になつていればある程度比べられるでしょう、約七千人の一千万円以上の方というのは比べられるでしょう。だけれども、皆さん方の出ているところは、一千万円以上の方を大体対象にして話をしているのに、そのうちの約七千人というものを比べてみたって、これが全体像だとわかりますか。確かに一万八千九百二十四人という数字自体は大

きいですよ、私は少ないとは言わない。少ないとは言わないけれども、サンプル調査というものは統計学的には、ある程度分布が均一になつていふことが前提なんであつて、七万人なり九万人なりのお医者さんのうちの一万八千九百二十四人というのが一体どんな分布になつていかわからない中でそれを比較してみたって、これは全くとお化けとお化けを比べているみたいな話で、三七％なんというのは何の意味も持たないじゃないですか。

○前田会計検査院説明員 要するに、所得一千万円以上のお医者さんというのは、お医者さんの中でどういふパーセンテージを占めるであらうかというだけの調査をしたのが、この「注4」に書いてあることでございます。したがつて、本文の方に書いてありますのとは関係ございません。ただ何％ぐらゐになるであらうかということをおわれわれ見ただけでございます。

○佐藤(親)委員 私の言っていることがよくわかりにならないのか。ただと言つけれども、だから、一万八千九百二十四人というのはいくつという所得階層の方を抽出したのかかわりなくれば、これを七万人なり九万人なりに延長すること自体が意味がないのじゃないですか。

大臣、私はむずかしいことを言っているつもりはないけれども、どうですか。アトランダムに抽出すると言つたって、この一万八千九百二十四人という方が七万人いるうちの下の方だったから、これはまた全然違いますわ。たとえば一千万円以下の人全部一万八千九百二十四人調べて、可能性としてはそういうことがあり得るわけでしょう、それと一千万円以上を超える人と比べてみて意味がないし、少なくともパーセンテージを出すというところは、この一万八千九百二十四人が所得階層的に見てある程度比例配分されているという前提に立たなければ、三七％の人が一千万円以上だ、以上だと言つてみたって、七万人に引き伸ばせないじゃないですか。われわれは新聞社の世論調査というのを非常に

気にするわけけれども、新聞社の世論調査だつて、職業別、年齢別、地域別、もちろん男女の性別、こういったものをばらしてみて、これは計算の方法もいろいろあつて、心理学的なあれもあり、三千とか五千とかいふ数字をとり、ときには千というところもあるけれども、それはなるべく日本国民の質がある程度それであらわされるだろう。単位が小さいですから、必ずしも完全とは言えないけれども、またその計算の仕方があるようでありませけれども、言えないから、必ずしもそれが全体像、全部をあらわしているとは言わないけれども、少なくともいま言ったような分布をとつてみて、大体これで日本国民はこう考へているのじゃないかという世論調査を新聞はやるわけですよ。

この一万八千九百二十四人が一体どういふ階層の人だかさっぱりわからないで、たとえばいまの御答弁では、一万八千九百二十四人のうちの八千人だといひましたら、一万八千九百二十四人選んだうちの八千人がたとえ一千万円以上だといふことにしたら、パーセンテージは全然違つてわけですよ。大臣、どうですか。私は何もむずかしいことを聞いているつもりはないので、統計と申しますか数学と申しますか、少なくとも比べるものが――前の方はいいわけですよ、全申告所得者四百六十万のうち一千万以上の方が約十九万人いるからこれは四％だ、これはいいわけでしょう。皆さん方は、四％と三七％を比べているわけだけれども、一万八千九百二十四人が七万人のうちの一億という所得階層、平均的に一万八千九百二十四人を選んだのじゃない限り、パーセンテージ三七％と言つたって、これを七万人なり九万人なりに引き伸ばしたって、そこに出てくる数字というのは全くとお化けですよ。ほくの言っていることが違うかな。でためめだよ。

○前田会計検査院説明員 お答えがどうもまずかつたようで恐縮でございますけれども、われわれの場合には、行つた税務署があるわけでございますが、この税務署に行きまして、そこで申告されておられる方全部をとりまして、したがい

まして、その中にはあらゆる階層の方がおられるわけでございます。特に低い階層の方ばかりと、あるいは高い階層の方ばかりとということではなしに、その一つの税務署に参りますと、その税務署において申告書を出しておられるお医者さん全部をとりまして、そのうちの所得一千万円以上の方のパーセンテージが幾らであるか、こういふことをずっと足してまいりまして、ある程度一万八千九百二十四人まで足してきたわけでございますけれども、あらゆる場合に大体同じ数字が出てきた、したがつて私たちは、この大体のパーセンテージである、このように考へたわけでございます。

○佐藤(親)委員 それはあくまで申告書を出している人の話で――では、こうしましょう。この問題だけを実はやっているわけにはいかないの、これは全く引つかりでお伺ひしたわけで、こういふところにもどうも私はこの調査というのは納得ができないところが多々あるので、こうしましょう。一万八千九百二十四人のうちの、皆さん方全部証憑書類を持っていると言われたんだから、では、一億所得階層別に、たとえば一千万以下の方、五百万以下の方、三百万――三百万の方というのとはほとんどないでしょうけれども、何人、それから一千万から二千万の方が何人、二千万から三千万の方が何人、これをひとつ出してみてください。これは出せるでしょう。そして、その一千万以上の方というのが大体全体をあらわしているというなら、それならわかる。ただ、いまの局長のお話ですと、一万八千九百二十四人というのはいくつですか、その中でかなり、統計学的には検体と申しますか、数字が多いから、これで推しはかれるだろうというわけだけれども、一万八千九百二十四人が非常に所得的に偏つていたらこれは正確なものにならぬわけですね。だから、一万八千九百二十四人は一億所得階層的に幾らぐらゐの方が何人、幾ら以下の方が何人、ひとつこれを足してみてください。これは出せますね。

○前田会計検査院説明員 ただいまの階層別のあ

れは、ちょっといまの段階では無理かと存じます。

得ないわけでございます。

す。

もないどころか、世間に害毒を流すだけのものです。これはどういう意味ですか。

○佐藤(観)委員 何で無理なんですか。
○前田会計検査院説明員 先ほどから申し上げておりますとおり、われわれは全税務署につきまわりのあらゆる階層、一つの税務署につきまわりのあらゆる階層をしてそのうち一千万円以上が幾らかということを調べたものでございます。そのための調査をやったわけでございます。したがって、その間でその階層別に幾らかという調査はやっておりませんので、これをもう一回繰り返すと大変な作業になってまいります。

○佐藤(観)委員 それでは、四十九年末の——先ほど私は個人開業医七万人と言いましたけれども、皆さん方は約九万人余ですね。皆さん方の調査だと、とにかく一千万円以上の方というのは六千九百五十六人いるわけですね。六千九百五十六人いるわけでしょう、一千万円以上の方々というのが。そうしたら、九万九千三百八十八人、四十九年末の皆さん方の資料に出てくるころの九万九千三百八十八人の齒科を含めてのお医者さんとの比率をとりますと五・九％ということになるわけですね。これは割ってみればすぐわかることです。これも正しいという可能性もありますね。

○佐藤(観)委員 青申告の中では経費の問題はそう簡単じゃない。私は、まだ青色申告に出ていようなあれですべてが挙がっていると思っていられしやることにまず間違いがある。社会保険診療報酬と自由診療との関係の問題がある。青色申告の数字自体にまずいろいろな問題があることも指摘したいわけでありまして、特例適用者だけ、七二％以下の方だけを全部集めて平均してみたら五二％になりました。こんなことはあたりまえなんです。七二よりふえるわけがない。

○前田会計検査院説明員 われわれが平均五二％というのを出したのは、一応七二％という一律的な数字が出されておたからでございます。それからもう一つは、われわれの基本的な観念にありまして、七二％という数字がどういう根拠に基づいて出されたか、これはわれわれ非常に調査したわけでございますが、この意味がどういふところにあるのか、われわれ全然わからなかつたわけでございます。しかし、七二％というものが一応社会保険診療報酬の適正化までの暫定措置としてつくられたわけでございますから、したがって、その適正化までの間のお医者さんの所得の補完というものであろう、そういう趣旨で七二％というのがつくられたものであろう、そういううまいにわれわれは理解しておるわけでございます。したがって、そういうことでございまして、七二％を超えましたお医者さんはもう何らの利益を受けておられない。結局受けておられる方は一体どの程度なのかという調査をいたしました、この中には非常にばらつく。このばらつきの当然でございます、大体診療科目が違えば、これはモデルをつくって見ても当然変わってくるというわけでございまして、一応七二％という数字が統一的に与えられておりましたために、これに対抗する数字として五二％を出したわけでございます。しかし、検査報告をお読みいただければおわかりのとおり、これが医者全部の平均だとはわれわれ一つも言っていないわけでございます。

○佐藤(観)委員 皆様さん方の検査報告の九十七ページにお医者さんの数が、四十九年末現在というのを書いてあるでしょう。下から三行目、九万九千三百八十八人というのを書いてある。そのうち、皆さん方が調べた一千万円以上の方というのは六千九百五十六人だというのだから、それを割ってみたら、一千万円以上の方というのは五・九％になる、その可能性というのはあるわけでしょう。

○前田会計検査院説明員 この六千九百五十六人と申しますのは、どこまでも一万八千九百二十四人の中の数字でございます。これをまた九万九千三百八十八人となれば、われわれの予想ではもっともつとこれがふえていくだろう、そう考えざるを得ないわけでございます。

○佐藤(観)委員 では、要するにそれは申告書が出てない部分があるだろうということですね。
○前田会計検査院説明員 申告書が出てない場合があるだろうということではございませんで、一万八千九百二十四人のうちでもって、これはあらゆる階層を全部含めまして一万八千九百二十四人見たわけでございまして、そのうちの六千九百五十六人が一千万円以上の所得であった。そういういたしますと、もし九万九千三百八十八人割り当てますれば、恐らく大体同じような三七％という数字が適用されて、この六千九百五十六人よりはずっとふえるであろう、こういうことでございまして。

○佐藤(観)委員 もう時間が来ちゃったものですから、また改めて申し上げますけれども、最大の問題を一つだけお伺いしておきますけれども、九十六ページに、一体どういう人を調査したかということが書いてありますね。それで、皆さん方が調査して、そしてここで挙げた数字というのは、青色申告が三千七百七十二名、白色申告が二千二百名、計五千九百九十二名を調査された。このうち特例を受けている方、つまり七二％以下の経費だったという方が、青色申告では千七百七名、白色では二千二百九十九名。それで、特例を受けてない方が青色では千四百七十二名、白色申告では八十一名。皆さん方が出した結論というのは、この特例を受けている方の中で青色申告は千五百十五名、白色申告は百八十一名を抽出して、合計千六百九十六名を調査してみたのが、三〇％未満が七十三人、三〇から四〇が百九十五人とか、四〇から五〇が四百十三人とか、六〇から七二％までが五百十二人とか、それがこの千六百九十六名なわけですね。いいですね。そうすると、この千六百九十六名のすべて租税特別措置法二十六条を適用されている方、つまり七二％以下の方だけ千六百九十六名を平均すれば、これは必ず七二％以下になりますね。

○前田会計検査院説明員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 こんな調査ってあるんですかね。七二％以下の方だけ全部集めて平均してみたら五二％でした。そしたら、五二％というのはどういう意味があるのですか。しかも皆さん方の言葉遣いは、「総平均」という言葉を使っているのです。

○佐藤(観)委員 確かに全部の平均だとは言っていない。しかし、皆さん方の報告書は半分以上が「行数を数えてごらんないですか。五二％の話じゃないですか。それで新聞が大きな見出しで、「医師優遇税制の「カルテ」(一人平均)七百万円 全体で千六百億円に 会計検査院報告」とか、「会計検査院の決算検査 医師税制は正を催促」とか、七

三

二%を超える方の話は全然おいておいて、全部それ以下の方々だけ集めて平均してみても——大体七二%というのは御存じのように、これは何も歴史的に根拠があつて、経費がこうだからこうだといつたわけではなくて、昭和二十九年のまさに歴史的な妥協でできたものなのであつて、これは實際経費と離れていることはわれわれもわかつてゐるわけです。経費の中身の問題についてもお伺いしたいけれども、これが實際経費であるといわれは言つてゐるわけじゃない。経費というのは、青色申告のところに出来るようなこういう物的経費だけではなくて、お医者さんにはいろいろな問題があるわけでもあり、真夜中の十二時、一時に起こされて診て三百円、四百円払つてもらつたつて医者がこれで続くかというような問題もあれば、夜、手術をやつたら必ず赤字が出る、看護婦さんの夜勤割り増しも払わなければいかぬ、そういう問題はどうするかという問題もあるのであつて、経費というのは、ここに出てくるような、やれ公租公課だ、水道光熱費だ、旅費だといふだけの問題ではないわけです。それは別の議論だ。それは別の議論ですが、何も全部がいつているとは私は決して言わない。言いませんけれども、この全体の流れを見たら、医者の経費率は五二%だ。これはたとへば新聞が誤解したと言つたつて、これはあなたの方の言い抜けであつて、行数を数えてごらん下さいよ。半分以上がそのことを書いてあれば、ここがポイントだと思ふ。

しかも、よくわからないのは、七二%以上の人も加えて全部計算してみたならば、まだ私は「総平均」という言葉を使ってもいいと思う。ただし、前提があるのだ、問題は、ここへ出てくる五千三百七十二名というのは、一体科目別にはどうなっているのかというのがさっぱりわからぬ。歯医者さんとお医者さんとは一体どういう比率になっているかさっぱりわからぬ。それも実はお伺いしたいのですが、時間がありませんからきょうはやめますけれども、それを除いて、七二%以下の方だけ全部平均してみても五二%でしたと言う。その五

二という数字は一体どういう意味があるのか。ではなぜ、お医者さんの経費ということを言うならば、七二％以上の、しかも皆さん方の資料でさっき数字を言ったように、七二％を超える方が青色申告では四六％、約半分近くは七二％を超えているわけですよ。その人を除いて、七二％以下の人だけ平均してみても五二％でしたと出して、いかにもそれが全体像のごとく報告をするということとは、会計検査院の私は意識を疑いますね。「総平均」と言うからには、調べた人全部、七二％を超える経費の人も含めて割ってみて初めて「総平均」という数字が出るんじゃないですか。さっぱりわからぬ。

○前田会計検査院説明員 一応われわれの調査は、七二％という特例、これがどういう減税的効果を持っているのかということを調査したわけでございますので、したがいまして、その七二％というもので調査の結果をやってみますと、七二％との間に平均的にどれだけの開差があるのか、結局税金の減税と申しますか、これがどの程度になつておるかということをわれわれは一応調べたわけでございますので、こういう表現になつておるわけでございますけれども、「総平均」という言葉は、われわれは決して全部の平均という意味に使っているわけではございませんので、これはどこまでも特例を受けました方の平均だ、これははっきり明記してあるつもりでございます。

○佐藤(憲)委員　そう書いてあることは私は否定しません。しかし、言ったように、これをずっと読んでみれば、その五二％問題が約半分について記述になっているということは、世間にはこれでは皆さん方の公表の仕方としてきわめて不適切、しかも七二％以上経費がかかる人は全部除いておいて、七二％以下の人だけ平均するという、その考え方が私はわからないですね。それがわからない。結論は七二％以下になるに決まっているんだから、こんなことは、どうやったって。

　ぼくはだから冒頭にお伺いしたでしょう。ここに出てくる資料が次のわれわれの議論の土台にな

るようなものでなければいかぬ。会計検査院はそれだけ国の検査をやっているわけでありますから、会計検査をやっているわけだから、少なくともわれわれのそれだけの批判にたえ得るような資料を出してもらわなければならぬと私は思っている。ですから私は冒頭に、これが全体像かということをお伺いした。あなたは全体像じゃないと言われた。だから少し免罪になるけれども、しかしこの分析の仕方というのは、私は大蔵省とずいぶん長いつき合いをさしてもらっているけれども、こんな資料は大蔵省から出てこないですよ。七二％以下の人だけ全部やって、その方々の平均が五二％でした。それは確かに書いてあるように、

「しかし、特例の適用を受けている者のうち」云々と、こう書いてありますね。あなたはそれで逃れられると言うのだけれども、では一体なぜわれわれは、五二％というものをささなければいけないのか。本当に七二％問題というのが問題ならば、しかも経費というのは、先ほど言ったように単なる物的経費だけの問題じゃないわけですから、お医者さん全体のものを調べなければいけません。七二％以下の方々を平均してみても五二％でしかなかったのは、われわれの資料には必要ない。こういう分析をする考え方がよくわからぬです。」

大臣うですか。確かに文責的に読めば、「しかし、」と書いてあつて、「特例の適用を受けている者のうち」云々「収支の内容を分析すると」云々で「総平均は五二％」ですというから、間違つてはいないと言へばいいかもしれない。しかし、全体の中でその五二％に關することが半分もあつて、しかも五二％というのがそういう意味でどんな意味も、私たちはその平均をした意味が見出せない数字を、こんな記載を持つてこられても、われわれが租税特別措置法二十六条の議論をこゝですときの資料にこれはならぬ。大臣どうですか、むづかしいことは聞かぬと言つたのだ。

○村山國務大臣　私はこれをずっと見まして、どう受け取られているかわかりませんけれども、

ちよつと見ますと、ここに一千万円以上で、結論として二九%ですか、三〇%ぐらいの人が特例の適用を受けておるといふところがありますね。それ以上の人は受けていない。それはなぜ受けていないか。それはやはり実際の経費率が七二以上であるから受けない。いまの税法は選択ができるわけでございます。したがって七二以上になる人は、何も七二を受ける必要は毫もないわけでございます。ですから、それは受けないのがあたりまえであらう、こう思うわけでございます。

りませんけれども、適用を受けておる人の一千万円以上の人について調べたらかくかくしかじかであった、これだけの話であらうと思うのでございます。そしてまた、その平均という意味は、その特例を受けている人の平均の話をしているのであつて、それが全開業医の平均ともし受け取れば、この報告をよく読んだならばそれは間違ひであらう、こう思うわけでございます。

○佐藤勲委員 確かに大臣言われるように、「し
かして、特例の適用を受けている者のうち」云々
と書いてあって、「収支の内容を分析すると」云々
とあって、「総平均五二%」、こう書いてあるわけ
ですから、どこにも確かに全体像だとは書いてな
い。これは私も認めましょう。認めますが、この
記述のうちの半分以上が五二%の話であれば、こ
れは普通に読んだ人は、全体像がそうなんだとい
うふうに読まれても、またそれが新聞その他に伝
わっても、これは私は会計検査院が全く責任がな
いとは言えないと思うのであります。

しかもここで問題になっているのは、七二％以上の方々だってお医者さんなんですよ。それでは、租税特別措置法二十六条を議論するときに、一体七二％以上の方については何も話をしなくていいのか。あくまで税法は一つですからね。七二％以上の経費のかかる方も、七二％以下の経費の方も全部、税法で新しいものを考えるなら、くくるわけでしょう。こういうところで分けて五二なんという数字を出してくる考え方が私はわからない。

非常に世間に誤解を与える。すでに世間では、とにかく大体五二%が医者の経費だと思っている。大体聞いてもらいたい、だれでもそう思っている。国会議員の中にもそういう人がある。その源泉がここにあることが私はわかった。

私は、繰り返して言うけれども、租税特別措置法二十六条がいかに悪いかの論議をいましているのじゃない。しているのじゃないのだけれども、少なくとも七二%以下の人を全部寄せて、そうして総平均ですと五二%というこういう資料は、私は九年前大蔵委員になっていて、大蔵省から出たのを見たことはない、こういう数字は。ただ、税制調査会の数字にも何か五二という数字が出ておりましたから、その関係はどうだか知りませんけれども、こういう計算でわれわれが、租税特別措置法二十六条について審議するわけにはいかないと思っております。

時間が来てしまったのですが、実はこの中身はまだ非常に問題があるのであります。実はまだまだ非常に数字の問題があるのでありますけれども、もう時間が来てしまったということでありますから、これは改めてまた議題にさせていただきますかと思っております。とにかくいまの数字は、きつりしたことは、ここに出てくる報告書というものは、医師の九万人の全体像ではないということはお認めになった。それから五二%というのは、七二%以下の経費の方を平均しての数字であって、少なくとも全部のお医者さんを調べた数字ではないということも私は確認できているのです。さらに根底に言えば、この資料では、お医者さんと歯医者さんの比率が一体どうなっているのか。それから、きょうはできませんでしたが、社会保険診療報酬と自由診療との比率は、皆さん方は一体どういうふうにされてこの資料をつくられたのか。その他いろいろ問題がありますけれども、残念ながら時間が来てしまいましたので、きょうはこれぐらいにしたいと思います。いま申しました、とにかくこれは全体像ではないということ、そして五二%というのは七二%以下の――た

だ問題があるんですよ。科目別にどうなっているか。私は非常に疑問に思うのは、ここで皆さん方は得々と科目別に「内科五二%、外科五五%、整形外科五七%、産婦人科六〇%、眼科四三%、耳鼻咽喉科四五%、齒科五〇%、その他五七%となっていて、」こう書いてあるのですが、私は、これはよくできたなあと思うのです。だって、内科と外科と一緒にやっていると、これは幾らでもありますからね。外科と整形外科をやっているところがありますよ。外科と整形外科をやっているところがある。経費の比率というのは一体どうやってやったのだろうか、そんなに判然とわかるのだろうか。眼科と耳鼻咽喉科の方も一緒にやっている人もいますよね。しかも皆さん方がとられた千六百九十六名というのは、医者全体のこういった科目別の比例に一体合っているのかどうかということがよくわからぬ。それはまた次のときに詰めますけれども……。

したがって、結論的には、いまの「社会保険診療報酬の所得計算の特例について」という部分に出たことは、九万人のお医者さん、歯医者さん、これの全体像をあらわしているものではない。ましてや五二%という数字は、当然のことでありますけれども、経費が七二%以下の方々の平均、これでもなおかつ実はいろいろ問題があることはいま申しましたけれども、そのことだけは確認できますね。

○前田会計検査院説明員 いまおっしゃいましたことは、そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 まだこの前提自体に非常に問題があるのでありますけれども、きょうは、時間が来ましたからこれぐらいにしておきたいと思えます。

大変遅くまで皆さん、ありがとうございました。
○大村委員長 次回は、来る七日火曜日、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

